

建築・建築設備管理業務仕様書

第 1 総則

1 目的

本業務は、経済産業省総合庁舎の建築・建築設備を適切に運用管理し、健全な施設の維持を目的とする。

2 業務の内容

本業務は経済産業省総合庁舎における、建築・電気設備・機械設備の点検・保守・運転・監視・執務環境等の保全に関する業務（以下「保全業務」という。）を行う。

3 施設概要

建物名称	構造	階数	延べ面積[m ²]	備考
本館	S 造 (一部 RC 造)	地下 3 階地上 18 階建	52,959.72	(厚生棟・車庫棟を含む)
別館	SRC 造	地下 2 階地上 12 階建	58,615.21	

4 対象業務

- (1) 建築・建築設備保全業務（別紙 1－1）
 - (2) 消防用設備等点検・保守業務（別紙 1－2）
 - (3) 構内交換設備等点検・保守業務（別紙 1－3）
 - (4) 特殊建築物等点検業務（別紙 1－4）
 - (5) 絶縁監視設備点検・保守業務（別紙 1－5）
 - (6) 熱源機器等点検・保守業務（別紙 1－6）
 - (7) 監視制御設備点検・保守業務（別紙 1－7）
 - (8) 付属設備機器等点検・保守業務（別紙 1－8）
 - (9) 設備機器等清掃業務（別紙 1－9）
 - (10) ねずみ等調査及び防除業務（別紙 1－10）
 - (11) 執務環境測定業務（別紙 1－11）
 - (12) 計量器交換業務（別紙 1－12）
 - (13) 構内植栽管理業務（別紙 1－13）
 - (14) 配管洗浄業務（別紙 1－14）
- ((1)～(14)及び本仕様書の総称を以下「特記仕様書」という。)

5 保全業務の対象設備等

- (1) 経済産業省総合庁舎設備機器等一覧による。

- (2) 経済産業省総合庁舎平面図等による。(別図 1-4-1)
 - (3) 経済産業省総合庁舎消防設備関係平面図による。(別図 1-2-1)
 - (4) 経済産業省総合庁舎吹付け石綿等封じ込め処理範囲図による。(別図 1-4-2)
- ((1)～(4)の総称を以下「機器表」という。)

第2 一般事項

1 適用

保全業務の実施にあたって、特記仕様書及び機器表に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」（以下「共通仕様書」という。）を適用する。

2 用語の定義

特記仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「施設管理担当者」とは、契約図書に規定する施設管理監督職員をいい、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における業務を行う者の責任者をいう。
- (3) 「業務関係者」とは、総括管理業務実施者、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (4) 「厚生企画室に報告」とは総括管理業務実施者が厚生企画室に対し、状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (5) 「厚生企画室に提出」とは総括管理業務実施者が厚生企画室に対し、書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (6) 「施設管理担当者の承諾」とは、総括管理業務実施者を通じて施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が、総括管理業務実施者に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (8) 「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と業務関係者とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「施設管理担当者の検査」とは、結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が契約図書との適否を確認することをいう。
- (10) 「特記」とは、特記仕様書及び機器表に記載された事項をいう。
- (11) 「業務検査」とは、契約図書に規定するすべての業務の完了の確認又は毎月の支払の請求に関わる業務の終了の確認をするために、施設管理検査職員が行う検査をいう。
- (12) 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、業務関係者が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (13) 「原則として」とは、これに続く事項について、業務関係者が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ厚生企画室の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。
- (14) 「閉庁日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条に規定する休日をいう。

3 特記仕様書で用いる法令、告示、基準等の略称は以下による。

- (1) 「建築物衛生法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律をいう。
- (2) 「建築物環境衛生管理基準」とは、建築物衛生法第4条第1項において厚生労働省が定める建築物環境衛生管理基準をいう。
- (3) 「フロン排出抑制法」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をいう。

第3 業務関係図書

1 業務計画書

- (1) 特記仕様書ごとに業務計画書を作成し、厚生企画室に提出すること。
- (2) 業務計画書には、以下の事項を記載した書類を添付する。

- ア 作業概要
- イ 安全管理体制
- ウ 組織表・連絡体制フロー図
- エ 業務実施方法
- オ 工程表
- カ 業務責任者選任通知書・経歴書
- キ その他厚生企画室が求める書類

2 作業届

業務責任者は、業務計画書に基づき、作業員名・入構車両番号等を記載した作業届を作成し、作業日の前日12時までに厚生企画室に提出する。

3 貸与資料

本業務に必要な図面、取扱説明書等は、施設管理担当者より貸与するものを使用することができる。

第4 業務現場管理

1 業務責任者等

- (1) 業務責任者は、特記仕様書ごとに定める。
- (2) 別添1及びその他特記仕様書ごとに作業等を実施する上で必要な資格を有する者（以下「業務責任者等」という。）を定める。
- (3) 総括管理業務実施者は業務責任者等を定め厚生企画室に提出する。業務責任者等を変更した場合も同様とする。

2 電気工作物の保安業務

「電気事業法」による事業用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、別契約による。

3 環境衛生管理体制

建築物環境衛生管理技術者は、法令に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行うとともに衛生的環境の確保に努める。

4 業務の安全衛生管理

- (1) 保全業務の実施にあたっては、安全を確保し、事故の防止に努めること。
- (2) 業務の実施においては、既存施設に損傷・汚損を与えないようシート等による養生を行う。
万一、既存施設に損傷・汚損を与えた場合は、施設管理担当者に報告し、業務関係者の責任において、速やかに復旧・修理を実施すること。
- (3) 停電、断水その他自然的、人為的な事象による事故が発生した場合又は発生する恐れのある場合は、速やかに施設管理担当者に連絡して協議し、適切な措置を行うこと。
- (4) 各設備の盗難予防及び火元確認、安全管理並びに整清掃を行うこと。
- (5) 各階設備室内は、整理整頓及び清掃を行い、良好な状態を維持すること。

第5 業務の実施

1 業務関係者

- (1) 業務関係者はその作業等の内容に応じて、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。

2 行事等への立会い等

防災訓練等の業務実施施設において開催される行事等への立会い等は、施設管理担当者との協議による。

3 業務の報告

業務責任者は、作業等が終了した時は、作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、厚生企画室に提出する。

作業等の報告書は、特記がある場合を除き、あらかじめ施設管理担当者と打合せの上、定められた様式により報告する。

なお、施設内で発生した不具合を対応した場合、その処置内容を詳細に報告することとするが、その場で処置できなかった場合においては、その後の対応についても報告書に記載すること。

4 官公署への届出等

- (1) 官公署への諸届、申請書及び報告書を作成し、厚生企画室に提出する。
- (2) 業務を実施するうえで必要な諸届は、保全業務に支障のないよう、遅滞なく関係機関に提出すること。

5 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく特定調達品目を適用する。

第6 緊急時の対応

- 1 火災及び大規模災害その他緊急事態が発生した場合には、技術員等は、直ちに被害の拡大防止を図るため適切な対応を行うこと。
- 2 業務責任者等は、直ちに庁舎等の被害状況を取りまとめ、総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に報告するとともに、厚生企画室と協議し、被害の拡大防止のために必要な対応を行うこと。
- 3 業務実施者は、夜間または休日に首都直下地震等の非常災害が発生した場合、速やかに庁舎に参集できる体制を構築すること。

第7 業務に伴う廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物（2 項及び業務実施者自らが持ち込んだ資機材やウェス等を除く。）は、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物に区分し、施設管理担当者の指示する場所（敷地内）に移動させ、計量後、厚生企画室に引き渡すものとする。

第8 作業用仮設物等

1 作業用足場等

足場、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 1 号）、その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。

第9 資料の作成及び保管等

1 保全業務関係資料の作成・保管等

- （1）備え付けの設備機器等台帳を保管し、工事等により、機器の更新又は変更があった場合は、仕様、履歴等を記載するものとする。
- （2）設備機器用部品、工具、予備品等の出納、整理、保管及び台帳の作成を行う。
- （3）関係図面、図書類の整理、保管を行う。
- （4）保全業務に関する法令、規程等の整備を行う。

2 関係機関との立会い・調整等

- （1）業務責任者等は、外部機関の行う検査及び定期点検に立ち会うほか、厚生企画室から要請があった場合、庁舎改修工事の打合せ（定例会議を含む）に参加することとする。
- （2）保全業務を実施するうえで必要な場合は、厚生企画室へ連絡するとともに調整を行う。
- （3）設備機器等の点検及び保守が別途契約された場合は、必要に応じて、立会いを行う。

3 留意事項

- (1) 業務責任者は、保全業務に必要な人員を確保するとともに、故障時及び緊急時等にも迅速に対応出来る必要な人員を配置し、業務関係者を保全業務に専念させなければならない。
- (2) 業務を実施している上で、不具合等が確認された場合は、速やかに厚生企画室に報告する。
- (3) 各設備機器等が安全な運用を確保するための修理並びに工事等を必要と判断した時は、理由及び意見を付して速やかに厚生企画室に報告する

第10 業務時間

1 平日・閉庁日の運転・監視の業務時間(ローテーションによる勤務)

- (1) 9時15分から18時15分(休憩時間1時間を含む)
- (2) 18時15分から翌日9時15分(仮眠時間7時間を含む)

ただし、空調は9時迄に所定の執務環境を確保するよう運転開始するものとする。

また、閉庁日においては、原則として空調運転等は行わないが、厚生企画室から指示があった場合は、対応すること。

2 業務時間の延長

経済産業省の業務上必要がある場合は、平日及び閉庁日の仮眠時間にかかる業務の延長又は平日若しくは閉庁日に仕様書以外の業務を厚生企画室から依頼するので対応すること。

この場合の臨時業務の対価は別途とする。なお、経済産業省の業務上必要がある場合とは、次の事項を想定している。

- (1) 23:00 から翌朝 6:00 までの時間帯に空調運転を実施する場合
- (2) 故障等不具合に対する措置等

3 ローテーションによる勤務時間

ローテーションによる勤務時間は、原則として経済産業省が仕様書上設定した時間とする。ただし、あらかじめ厚生企画室の承諾を受けた場合は変更することができる。

第11 法定資格者の選任

1 業務実施上必要な次の法定資格者を選任し、必要な業務を行う。

2 下記の有資格者に法的な業務の責任者として選任し届出を行う。

- 建築物環境衛生管理技術者
- 2級ボイラー技士
- 乙種4類危険物取扱者
- 第3種冷凍機械責任者
- 第3種電気主任技術者
- エネルギー管理士

- 普通第一種圧力容器取扱作業主任者
- 昇降機等検査員(建築基準法・官公法で規定される昇降機の点検が可)
- 建築設備検査員、防火設備検査員（建築基準法・官公法第12条で規定される建築設備(昇降機除く)の点検が可)

3 業務の実施に先立ち、書面をもって施設管理担当者に通知する。

4 上記有資格者は本施設に設置されている各機器と同等以上の機器について、点検、整備、検査等に携わった実績のある者とする。

建築・建築設備管理業務に従事する者の業務内容及び必要な資格・経験等について

建築・建築設備保全業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	基準出勤日	基準業務時間	主勤務場所	人員数
業務責任者	① 設備運転監視・保守点検の総合計画作成 ② 庁舎設備保守管理に係る連絡、報告及び調整 ③ 営繕・工事に係る連絡、報告及び調整 ④ 庁舎設備保守管理に係る業者の施工管理補助 ⑤ 技術員・作業員の管理監督指導	設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、以下の実務経験を有する者。 実務経験 以下の経験を有すること ① 延べ面積 50,000 m ² 以上のオフィスビルの維持管理業務の責任者として実務経験が5年以上	常駐	平日	9:15 ～ 18:15	本館・別館 中央監視室	1名
業務副責任者（機械設備）	① 機械設備運転監視・保守点検の計画作成 ② 機械設備保守管理に係る連絡、報告及び調整 ③ 機械営繕・工事に係る連絡、報告及び調整 ④ 機械設備保守管理に係る業者の施工管理補助 ⑤ 機械設備の台帳及び保全記録の電子データ化 ⑥ 業務責任者不在時の代務	機械設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 以下の資格を有すること。 2 級（以上）ボイラー技士 2. ①又は②いずれかの実務経験を有すること ①建築物の機械設備の維持管理業務の実務経験が5年以上 ②第一種圧力容器の運転管理の実務経験が5年以上	常駐	平日	9:15 ～ 18:15	本館・別館 中央監視室	1名
業務副責任者（電気設備）	① 電気設備運転監視・保守点検の計画作成 ② 電気設備保守管理に係る連絡、報告及び調整	電気設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。	常駐	平日	9:15 ～ 18:15	本館・別館 中央監視室	1名

	③ 電気営繕・工事に係る連絡、報告及び調整 ④ 電気設備保守管理に係る業者の施工管理補助 ⑤ 電気設備の台帳及び保全記録の電子データ化 ⑥ 電気主任技術者不在時の代務	1. 以下の資格を有すること 第一種電気工事士 2. ①又は②いずれかの実務経験を有すること ①建築物の電気設備の維持管理業務の実務経験が5年以上 ②発電容量 1,000KVA 以上の自家発電設備の運転管理の実務経験が5年以上					
電気主任技術者	① 受変電設備保守点検計画の作成 ② 受変電設備保守管理に係る連絡、報告及び調整 ③ 受変電設備営繕・工事に係る連絡、報告及び調整 ④ 受変電設備の台帳及び保全記録の電子データ化 ⑤ 自家用電気工作物の点検・記録 ⑥ 電気主任技術者業務	電気設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 資格（①及び②の資格を有すること。） ①第3種（以上）電気主任技術者 ②第一種電気工事士 2. 特高受変電設備の運転管理の実務経験を5年以上有すること。	常駐	平日	9:15 ～ 18:15	別館中央監視室	1名／ （業務副責任者との兼務可）
冷凍保安責任者	① 製造保安責任者業務 ② 遠心冷凍機管理計画の作成 ③ 遠心冷凍機使用状態の報告	遠心冷凍機の管理について、高度な技術力、判断力及び指示等の総合的な技量を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 資格 高圧ガス製造保安責任者（第一種冷凍機械又は第二種冷凍機械） 2. ①及び②の実務経験を有すること。 ①建築物の維持管理業務の実務経験が1年以上 ②1日の冷凍能力が20トン以上の製造施設を使用している高圧ガスの製造に関する実務経験が1年以上	—	高圧ガス保安法に係る遠心冷凍機運転に伴う時間帯		—	1名／ 兼務可

冷凍保安責任者の代理者	① 冷凍保安責任者不在時の代務 ② 遠心冷凍機管理計画の作成 ③ 遠心冷凍機使用状態の報告	遠心冷凍機の管理について、高度な技術力、判断力及び指示等の総合的な技量を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 資格 高压ガス製造保安責任者（第一種冷凍機械又は第二種冷凍機械） 2. 実務経験（①及び②の経験を満たすこと） ①建築物の維持管理業務の実務経験が1年以上 ②1日の冷凍能力が20トン以上の製造施設を使用している高压ガスの製造に関する実務経験が1年以上	—	冷凍保安責任者が不在時の高压ガス保安法に係る遠心冷凍機運転に伴う時間帯		—	1名／兼務可
普通第一種压力容器取扱作業主任者	①压力容器管理計画の作成 ②压力容器管使用状態の報告	压力容器の管理について、高度な技術力、判断力及び指示等の総合的な技量を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 資格 普通第一種压力容器取扱作業主任者	常駐	平日	9:15 ～ 18:15	本館・別館中央監視室	1名／兼務可
エネルギー管理責任者	①エネルギー管理計画の作成 ②エネルギー使用状態の報告 ③省エネルギー診断 ④エネルギー使用記録の電子データ化 ⑤CO2削減計画の作成	エネルギー管理について、高度な技術力を有し、省エネルギー計画、CO2削減計画を作成できる総合的な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 （複数の施設を兼務する場合、関係法令に基づく届出を行うこと。） 1. 資格 エネルギー管理士 2. 実務経験 第1種エネルギー管理指定工場（5業種以外）のエネルギー管理、診断、計画作成等のエネルギー総合管理の実務経験が3年以上	※1	平日（常駐の場合）	9:15 ～ 18:15 （常駐の場合）	本館中央監視室（常駐の場合）	1名／兼務可

技術員 (機械)	① 中央監視装置による 24 時間監視 ② 各種設備の運転制御 ③ 日常点検・定期点検保守 ④ 各作業の記録・分析・電子データ化 ⑤ 電子データ整理及び報告書の作成 ⑥ 各種設備の不具合に関する応急対応	機械設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 資格（すべての者が①を満たし、1 名以上の者が②を満たすこと） ① 2 級（以上）ボイラー技士 ② 危険物取扱者（甲種又は乙種第 4 類） 2. 実務経験 建築物の機械設備の維持管理業務の実務経験が 3 年以上※ 3	常駐	(ローテーションによる勤務) 365 日	9:15 ~ 18:15 18:15 ~ 翌 9:15	本館・別館 中央監視室	4 名以上 ※ 2 ※ 3 2 名以上 ※ 2 ※ 3
技術員 (電気)	① 中央監視装置による 24 時間監視 ② 各種設備の運転制御 ③ 日常点検・定期点検保守 ④ 各作業の記録・分析・電子データ化 ⑤ 電子データ整理及び報告書の作成 ⑥ 各種設備の不具合に関する応急対応	電気設備の運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 資格（すべての者が①を満たし、1 名以上の者が②を満たすこと） ① 第 2 種（以上）電気工事士 ② 危険物取扱者（甲種又は乙種第 4 類） 2. 実務経験 建築物の電気設備の維持管理業務の実務経験が 3 年以上※ 4	常駐	(ローテーションによる勤務) 365 日	9:15 ~ 18:15 18:15 ~ 翌 9:15	本館・別館 中央監視室	4 名以上 ※ 2 ※ 4 2 名以上 ※ 2 ※ 4
作業員	① 中央監視装置による 24 時間監視補佐 ② 各種設備の運転制御補佐 ③ 日常点検・定期点検保守補佐 ④ 電子データ整理及び報告書の作成補佐	設備の運転・監視及び保守点検業務について、初歩的な技術力を有し、建築物の設備の維持管理業務の実務経験を 1 年以上有する者。	常駐	(ローテーションによる勤務) 365 日	9:15 ~ 18:15 18:15 ~ 翌 9:15	本館・別館 中央監視室	必要配置人数 ※ 2 必要配置人数 ※ 2

	⑤ 各種設備の不具合に関する応急対応						
--	--------------------	--	--	--	--	--	--

- ※ 1 エネルギー管理責任者の勤務形態は、常駐又は非常勤も可能とする。
- ※ 2 技術員は、機械及び電気の資格の両方を有している場合は兼務も可能とする。ただし、技術員（電気・機械）と作業員の常駐人数は、合わせて昼間 8 名以上、夜間 4 名以上を確保すること。
- ※ 3 作業員（機械）のうち 1 名は建築物の機械設備の維持管理業務の実務経験を 5 年以上有する者とし、業務副責任者（機械設備）が勤務しない時間帯にあつては、当該技術員を主任技術員（機械）として配置すること。
- ※ 4 作業員（電気）のうち 1 名は建築物の電気設備の維持管理業務の実務経験を 5 年以上有する者とし、業務副責任者（電気設備）が勤務しない時間帯にあつては、当該技術員を主任技術員（電気）として配置すること。

建築・建築設備保全業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- 1) 配置予定要員のリスト、資格証の写し及び実務経験を証明する経歴書等を添付すること。
- 2) 基準出勤日、基準業務時間以外にも、受変電設備停電作業日や月例点検、閉庁日、夜間工事等における突発的な対応等が生じる場合には、必要に応じた資格者を配置し対応すること。
- 3) 各要員とも、疾病その他の事由で不在の場合は、原則として、該当資格経験を有する代理者を選任すること。長期不在の場合は新たに選任すること。
- 4) 朝夕の交代時間帯には、適切な引き継ぎミーティングを実施すること。
- 5) 基準業務時間には、休憩時間の 1 時間を含むものとする。
- 6) ローテーション勤務による宿直業務時間には、仮眠時間 7 時間含むものとする。
- 7) 冷凍保安責任者の選任を必要とする遠心冷凍機の運転時間については、予め時間が決まっているものではないが、想定される運転時間は次のとおりである。

夏季冷房運転期は、開庁日の 8:00～22:00、日曜～木曜の間で週 5 回 23:00～7:00。

また、その他の日時においても必要に応じて運転を行う場合がある。

- 8) 遠心冷凍機運転に伴う時間帯は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する体制を確保すること。
- 9) 設備台帳・運転記録・保守記録は過去の履歴を含めすべて電子データ化し、経済産業省の要望に基づき迅速に加工、提出できるよう整備すること。

構内交換設備等点検・保守業務

配置 ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務 形態	基準 出勤日	基準業 務時間	主 勤 務 場所	人員数
業 務 責 任 者	① 構内交換機 設備の点検 計画の作成 ② 構内交換機 設備点検に 係る連絡、 報告及び調 整 ③ 保守員の管 理、監督、 指導	構内交換機設備の点検業務について、 高度な技術力、判断力および、指示等 の総合的な技量を有し、以下の資格お よび実務経験を有する者。 1. 資格 電気通信事業法工事担任者認定 規則に基づくA I 第 1 種、D D 第 1 種又はA I・D D 総合種 2. 実務経験 構内交換電話、有線電気通信設備 等の保守又は工事の実務経験が 10 年以上	常駐	平日	9:15 ～ 18:15	別 館 電 話 交 換 機 室	1 名
一 般 技 術 者	① 構内交換機 設備点検 ② 各点検の記 録・電子デ ータ化 ③ 電子データ 整理及び報 告書の作成	構内交換電話、有線電気通信設備等 の保守又は工事の実務経験を 5 年以 上有する者。	常駐	平日	8:30 ～ 17:30	別 館 電 話 交 換 機 室	1 名

構内交換設備等点検・保守業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- 1) 配置予定要員のリスト、資格証の写し及び実務経験を証明する経歴書等を添付すること。
- 2) 引継ぎミーティングを適宜行い、業務に支障が出ないようにすること。
- 3) 基準出勤日、基準業務時間以外にも突発的な対応が生じる場合には、必要に応じた資格者を配置し対応すること。
- 4) 疾病その他の事由で業務責任者又は一般技術者が不在となる場合は、原則として、該当資格経験等を有する代理者を選任すること。長期不在の場合は新たに選任すること。
- 5) 基準業務時間には、休憩時間の 1 時間を含むものとする。

搬送設備（フルメンテナンス）

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者 (搬送設備)	① 昇降機設備の点検計画の作成 ② 昇降機設備点検に係る連絡、報告及び調整 ③ 技術員の管理、監督、指導	昇降機設備の点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格及び実務経験を有する者。 1. 資格 昇降機等検査員 2. 実務経験 昇降機の点検・保守の実務経験が4年以上	非常勤	本館・別館各所	1名
担当者 (搬送設備)	① 昇降機設備点検 ② 各点検の記録・電子データ化 ③ 電子データ整理及び報告書の作成	昇降機設備の点検時に、以下の実務経験を有する者。 1. 実務経験 昇降機の点検・保守の実務経験が4年以上	非常勤	本館・別館各所	必要人数

消防用設備等点検・保守業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	① 消防設備の点検計画の作成 ② 消防設備点検に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導	消防設備の点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者 1. 資格（①又は②いずれかの資格を満たすこと） ①消防設備点検資格者(第1種又は第2種) ②消防設備士(甲種又は乙種)	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可
担当者	① 消防設備点検 ② 各点検の記録・電子データ化 ③ 電子データ整理及び報告書の作成	消防設備の点検時に、以下の資格を有する者を、点検項目に応じて、法令に従い配置すること。 1. 資格 ①消防設備士免許取得者 ②消防設備点検資格者 ③消防法第17条第7項に規定する甲種消防設備士のうち、自動火災報知設備に係る資格を有する者 ④電気工事士法第3条に規定する電気工事士の資格を有する者 ⑤第1種火災報知システム専門技術者	非常勤	本館・別館各所	必要人数

特殊建築物等点検業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者 (建築物)	① 特殊建築物等の定期点検計画の作成 ② 特殊建築物等定期点検に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導	特殊建築物等の定期点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者 1. 資格 一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可
副責任者 (昇降機以外の建築設備)	① 建築設備の定期点検計画の作成 ② 建築設備定期点検に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導	建築設備の定期点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者 1. 資格 一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備検査員	非常勤	本館・別館各所	必要人数
副責任者 (防火設備)	① 防火設備の定期点検計画の作成 ② 防火設備定期点検に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導	防火設備の定期点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者 1. 資格 一級建築士若しくは二級建築士又は防火設備検査員	非常勤	本館・別館各所	必要人数
副責任者 (昇降機)	① 昇降機の定期点検計画の作成 ② 昇降機定期点検に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導	昇降機の定期点検業務について、高度な技術力、判断力および、指示等の総合的な技量を有し、以下の資格を有する者 1. 資格 一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機等検査員	非常勤	本館・別館各所	必要人数
担当者	① 特殊建築物・建築設備定期点検補佐 ② 各点検の記録・電子データ化	特殊建築物の点検業務について、以下の実務経験を有する者 1. 実務経験	非常勤	本館・別館各所	必要人数

	③ 電子データ整理及び報告書の作成	特殊建築物等の定期点検業務又は建築・建築設備に係る設計、工事監理、工事監督の実務経験が3年以上			
--	-------------------	---	--	--	--

各種水槽等清掃業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	① 各種水槽等清掃計画の作成 ② 各種水槽等清掃に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導	厚生労働大臣の指定する貯水槽清掃作業監督者講習を修了した者	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可

ねずみ等調査及び防除業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	① ねずみ・害虫等調査及び防除計画の作成 ② ねずみ・害虫等調査及び防除に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導	建築物衛生法施行規則第29条第1項3号に定める者	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可

空気環境測定業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	・空気環境測定計画の作成 ・空気環境測定に係る連絡、報告及び調整 ・担当者の管理、監督、指導	建築物衛生法施行規則第26条第1項2号に定める者	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可

水質検査業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	① 水質検査計画の作成 ② 水質検査に係る連絡、報告及び調整 ③ 担当者の管理、監督、指導	建築物衛生法施行規則第27条第1項第3号に定める者	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可

ばい煙測定業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	ばい煙測定	ばい煙測定時に、以下の資格を有する者 1. 資格 経済産業省令に定める環境計量士	非常勤	別館各所	1名／兼務可

第一種特定製品の定期点検（熱源機器等点検・保守業務）

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	第一種特定製品の定期点検の検査又は検査の立会い	フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有し、以下の①または②いずれかの資格等を有する者 1. 資格等 ①第一種冷媒フロン類取扱技術者 ②以下のイからホいずれかの資格等を有し、かつ、点検に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者 イ 冷凍空調技士 ロ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械） ハ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）で、機器の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者 ニ 冷凍空気調和機器施工技能士 ホ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者	非常勤	本館・別館各所	1名／兼務可
担当者	第一種特定製品の定期点検の検査の補助	第一種特定製品の点検時に、以下の実務経験を有する者 1. 実務経験 フロン類及び第一種特定製品の専門点検の経験を有している。	非常勤	本館・別館各所	必要人数

構内植栽管理業務

配置ポスト	業務内容	必要資格・経験等	勤務形態	主勤務場所	人員数
業務責任者	① 構内植栽の管理計画の作成 ② 構内植栽管理に係る連絡、報告及び調整	植栽管理の方法について十分な知見を有し、以下の①又は②の資格を有する者 ①一級造園施工管理技士 ②一級造園技能士	非常勤	別館屋上、敷地内の植栽帯各所	1名

建築・建築設備保全業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の建築、電気設備、機械設備、監視制御設備、防災設備、搬送設備、工作物・外構等の定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守等を行う。

第2 業務仕様

1 業務責任者及び業務副責任者等

- (1) 本業務を適切に履行するため、別紙1 第4業務現場管理1に定める業務責任者のほか、業務副責任者を電気設備・機械設備各1名、及び別紙1別添1に示す者を置くこと。
- (2) 基準出勤日及び基準業務時間等は、別添1による。

2 共通仕様書、各業務の特記仕様書に基づき、計画的に点検及び保守を行い、安全、低公害、高効率運転を実施し、省エネルギーを図りつつ、良好な庁舎内環境を維持する。

3 エネルギー管理等

- (1) 毎月灯油等の検針を行い、記録を施設管理担当者に提出する。
 - (2) エネルギー管理責任者は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、管理標準、省エネルギー中長期計画書及び定期報告書を施設管理担当者の意見を踏まえ作成し、厚生企画室に提出する。
 - (3) 管理標準に基づき、エネルギーの使用の合理化に努めること。
 - (4) 設備や運用に変更があった際は、管理標準の改定を行う。
 - (5) 経済産業省総合庁舎の熱源（蒸気）及び排水処理設備（中水）の供給に支障をきたさぬよう、中央合同庁舎第5号館エネルギー供給センターと緊密な連絡を取り、設備機器の運転管理を行う。
- 4 経済産業省のエネルギー管理員を補助し、計画的、合理的で無駄のない運転を行う。
 - 5 運転前後の点検を確実にを行い、運転状況を常に監視し、異常のあるときは必要な処置を行う。
 - 6 厚生企画室と打合せの上、定められた記録用紙により運転記録を作成する。
 - 7 防災設備に異常があるときは必要な対応を行う。
 - 8 関係法令、保安規程等を遵守し、建築・建築設備の事故、故障を未然に防止するため、必要な巡視、点検、測定、機器等の軽微な修理、部品（支給品）の交換、調整及び機器廻りの清掃を行う。なお、軽微な修理、部品（支給品）の交換は平日の9:15～18:15に実施すること。
 - 9 作業等の報告書は、整理して保管する。

第3 建築

- 1 構造耐力、耐久性を損なわず、安全かつ円滑な利用に支障がない状態を維持する。
- 2 日常点検にあたっては、下記の事項に留意し、実施するものとする。
 - (1) 来庁者、職員等に不快となる汚損等の早期発見

- (2) 来庁者、職員等の通行及び物品の運搬等に支障のある損傷等の早期発見
- (3) 来庁者、職員等に重大な危険を及ぼす恐れのある損傷、変形、腐食及びぐらつき等の早期発見
- (4) 建物機能に重大な支障をきたす恐れのある構造体、内外装材、防水材等の劣化、損傷及び亀裂等の早期発見
- (5) 防火・防災上、重大な支障となる恐れのある防火設備等の不具合の早期発見
- (6) 「第2 業務仕様」の9に示す「軽微な修理、部品の交換」は以下のア～ウの事項を想定している。なお、部品等は、予備品（支給品）を使用する。
 - ア 建具のドアクローザー、シリンダー錠など建具金物の交換及び開閉調整
 - イ 故障、破損したブラインドの交換作業
 - ウ タイルカーペットの張替及びOAフロアの補修（9枚／日を限度とする。）
- 3 別館の免震部材等の点検内容については、「共通仕様書」表2.4.2 免震部材等及び「機器表」によるほか以下による。
 - (1) 点検項目、方法、管理値等は「免震建物の維持管理基準－2018－（2018年8月 社団法人日本免震構造協会）」を参考とする。
 - (2) 表2.4.2 免震部材等の1. 免震部材 a. 積層ゴムアイソレータ・弾性すべり支承⑤及び2. 周辺環境③の点検（計測点検）を行う。

第4 電気設備

- 1 電気設備の運転監視にあつては、経済産業本省庁舎電気設備保安規定を遵守し、下記の事項に留意し、実施するものとする。
 - (1) 電気主任技術者の指示に従い、遮断器、開閉器等の操作を行う。
 - (2) 最大電力、不平衡電流、電圧変動の監視を行う。
 - (3) 力率の調整を行う。
 - (4) 電気使用の合理化を図る。
 - (5) 電力会社と業務上必要な連絡を行う。
 - (6) 障害発生時の原因の究明・復旧協力（電源不通・照明不点灯）を行う。
 - (7) 設備の現況調査に協力する。
 - (8) 「第2 業務仕様」の8に示す「軽微な修理・部品の交換」は以下のア～カの事項を想定している。なお、部品等は、予備品（支給品）を使用する。
 - ア 照明器具の安定器・リモコンリレーの交換
 - イ 分電盤・制御盤の、遮断器・リレー類の交換
 - ウ スイッチ・コンセントの交換
 - エ 誘導灯・非常照明のバッテリーの交換
 - オ 照明器具のランプ交換（一般照明、非常照明、案内板、盤類の表示灯、外灯等）
 - カ OAコンセント（ハーネス付）の取付けまたは取外し作業
 （点検・保守業務上支障のない場合でかつ5 か所／日を限度とする。）
- 2 受変電設備における事項

- (1) 本館受変電点検時には、自家発電設備（防災対策室用、型式：ディーゼル）を起動し、下記の系統に電源を供給する。

なお、当該作業は自家発電設備（防災対策室用、型式：ディーゼル）における定期点検の負荷運転試験に代えることができる。

ア 本館 1 階防災センター

イ 本館地下 3 階電気室及び中央監視室（点検作業用電源）

- (2) 別館受変電点検時には、本館自家発電設備を起動及び仮設発電機にて、下記の系統に電源を供給する。

なお、当該作業は本館自家発電設備における定期点検の負荷運転試験に代えることができる。

ア 本館自家発電設備にて本館受変電設備（電灯・動力電源）に電源を供給する。

イ 屋外に仮設発電機（50kVA×2、ケーブル 20m×3）を設置し、接続盤MCCBより下記の系統に電源を供給する。

- ・三相（2カ所）：別館 8 階電話機械室内の構内交換装置、別館地下 2 階変電室（点検作業用電源）

- ・単相 別館 1 階警備室・別館地下 2 階中央監視室・変電室・機械室等（点検作業用電源）

- (3) 絶縁監視設備を設置した分電盤（耐熱分電盤を除く）については、3 年に 1 回絶縁抵抗測定を行いその他の期間は絶縁監視設備による監視記録で代えることができる。なお、3 年に 1 回絶縁抵抗測定を行う場合は、本館は令和 5 年度に実施すること。

- (4) 経済産業省総合庁舎設備機器等一覧の備考に 3Y 点検もしくは 6Y 点検と記載のある機器については、該当する年度に共通仕様書による 3 年点検もしくは 6 年点検を実施する。

- (5) 特高受変電設備は、経済産業省総合庁舎設備機器等一覧に記載の機器に対して 1 年点検もしくは、経済産業省総合庁舎設備機器等一覧の備考に 6Y 点検と記載がある機器は該当する年度に 6 年点検を実施する。共通仕様書に記載のない機器は同種の高圧機器と同等以上の点検とする。

3 電灯設備における事項

- (1) 共通仕様書に記載の照明器具の部品点検は照明器具の故障に対する措置（安定器交換）の際に実施すること。

- (2) 執務室に設置の分電盤は 6 カ月に 1 回点検を実施する。

4 自家発電設備における事項

- (1) 消防法に基づく非常電源（自家発電設備）の点検を実施する。

5 通信・情報設備

- (1) テレビ共同受信設備

ア テレビ受信状態に不具合が生じた場合、機器及び配線状況の確認、受信レベル等の測定を行う等、適切に対応する。

イ 必要に応じて、製造者等に状況を調査・確認させ、問題の解決を図るべく当該設備の現況調査、提案等を行う。

(2) 防犯カメラ設備

- ア 映像監視状態に不具合が生じた場合、機器及び配線状況の確認を行うなど適切に対応する。
- イ 必要に応じて、製造者等に状況を調査・確認させ、問題の解決を図るべく当該設備の現況調査、提案等を行う。

第5 機械設備

1 空気調和設備

冷暖房設備、換気設備の運転監視にあつては、「建築物衛生法」、「労働安全衛生法」、「高圧ガス保安法」等関係法令を遵守し、下記の事項に留意し、実施するものとする。

- (1) 良好な空気環境を維持する。
- (2) 定められた室の温湿度を測定記録する。
- (3) 冷暖房機の運転時間を支障がない限り短縮する。
- (4) 適正な制御により高効率運転を行う。
- (5) 外気取入を極力減らす等により冷暖房の軽減を図る。
- (6) 熱源機器、ポンプ、ファン等の台数制御を行い、運転損失の軽減を図る。
- (7) 室内空気環境調査・調整を行う。
- (8) 「第2 業務仕様」の8に示す「軽微な修理・部品の交換」は以下のア～エの事項を想定している。なお、部品等は、予備品（支給品）を使用する。

ア ファンベルトの交換

イ 水（蒸気を含む）漏れの応急処置

ウ 保温材の補修

エ イオン化線の交換

2 給排水衛生設備

給排水衛生設備の運転監視にあつては、「建築物衛生法」、「水道法」等関係法令を遵守し、下記の事項に留意し、実施するものとする。

- (1) 飲料水に適した水を常に給水する。
- (2) 給水系統に異物が混入しないよう監視する。
- (3) 水圧、水量等を調節し、不要な給水を停止して節水を図る。
- (4) 給湯温度を調節して、省エネルギーを図る。
- (5) 雑排水、汚水の漏れ、異臭を監視して対応する。
- (6) 残留塩素測定を行う。
- (7) 「第2 業務仕様」の8に示す「軽微な修理・部品の交換」は以下のア～キの事項を想定している。

ア 水（蒸気を含む）漏れの応急処置

イ 配管閉塞（トイレ排水管詰まり含む）の解消

- ウ 温水洗浄便座、紙巻き器、ペーパータオルフォルダーの交換
- エ 衛生器具等の消耗部品類（ピストンバルブ、Ｏリング、電解槽、パッキン等）の交換
- オ 湯沸かし室給湯器のパッキンの交換
- カ マンホールのパッキンの交換
- キ 保温材の補修

(8) 本館地下3階自家発用電気室スラブ下ドレン水槽水抜き（1回/年）

(9) 別館地下2階倉庫スラブ下中水用源水タンク水抜き及び殺虫剤散布（4回/年）

3 フロン排出抑制法に基づく点検の記録・保管等

(1) フロン排出抑制法に基づく点検、修理等を実施した場合は、機器ごとの履歴がわかるよう記録し保管する。

(2) 冷媒の漏えい又は故障等を確認した場合は、厚生企画室に報告する。

第6 搬送設備

- 1 エレベーターの点検・保守は、フルメンテナンス契約とする。
- 2 エレベーターの定期的な補修及び定期的な点検は、原則として閉庁日に実施する。
- 3 エレベーターの性能検査は、人事院規則 10-4 第 32 条第 1 条等関係法令に基づき行うものとする。

なお、性能検査は、労働安全衛生法第 41 条第 2 項に規定する登録性能検査機関に依頼して実施するものとし、性能検査にかかる費用（テストウェイト手配を含む）は業務実施者の負担とする。

- 4 点検・保守対象エレベーターの仕様は機器表<4 4>昇降機による。

消防用設備等点検・保守業務特記仕様書

第 1 業務内容

経済産業省総合庁舎の消防用設備等の点検・保守を行う。

第 2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、「12 点検対象設備種目」及び「消防用設備等数量一覧」（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備(N2)、ハロゲン化物消火設備、簡易自動消火設備、パッケージ型消火設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備、避難器具、誘導灯、消防用水、連結送水管、非常コンセント設備、配線、総合操作盤）とする。

なお、自家発電設備の定期点検等及び保守については、共通仕様書第 2 編第 3 章電気設備の各項を適用するものとし、本業務外とする。

- 2 本業務を適切に履行するため、別添 1 の資格等を有する実施責任者を置くこと。また、担当者も置く場合も同様とする。
- 3 消防法第 8 条の 2 の 2 及び消防法第 3 6 条第 1 項に基づき、「防災管理点検資格者」による「防災管理の法令点検」を施設管理担当者と協議した日程において年 1 回行い、厚生企画室に報告する。
- 4 業務報告書は以下のとおりとする。
 - (1) 消防用設備等点検結果報告書（消防庁告示で定める書式による（簡易自動消火設備の報告書書式は別に定める）） 3 部
 - (2) 防災管理点検結果報告書（消防庁告示で定める書式による） 3 部
 - (3) 不良箇所報告書（不良箇所について具体的にまとめた報告書） 1 部

なお、「不良箇所報告書」には、場所（不良箇所がある設備の設置室名等）、不良箇所（不良機器又は部位等の名称、仕様、型番等）、不良内容（不良箇所の具体的な状態及び不良原因等）、措置内容（応急措置・補修等を行った場合の措置内容）を明記し、必要に応じて状況写真を添付する。また、修理方法の検討結果についても合わせて報告する。

- 5 点検の性格上、平日に実施するのが適切でない作業（非常放送の鳴動試験等）又は執務状況、会議中で入室するのが困難な部屋の作業については、施設管理担当者と協議し、他の時間、別日又は休日に実施するものとする。
- 6 点検の実施に当たっては、作業中の火災発生も想定した上で、作業開始前に、警備関係者及び施設管理担当者と必要な打合せを行い、適切な連絡体制にて作業を行うこと。
- 7 点検、測定が終了した時は、その都度、電源電圧、スイッチ類の位置、収納器具等が元の正常な状態に復旧されているか再確認すること。
- 8 点検・保守に必要な測定機器、工具類及び消耗品等について、当省が貸与、支給するものを除き、業務実施者が負担とするものとする。
- 9 点検を行う者は、共通仕様書の規定による。ただし、自動火災報知設備及び防災監視制御

設備にあつては、(社)日本火災報知機工業会による第1種火災報知システム専門技術者(能美防災(株))が行うこと。

10 施設管理担当者から消防用設備機器等の不具合の連絡を受けたときは、速やかに措置すること。

11 点検・保守作業内容は下記による。

(1) 保守作業

ア 点検により発見された不良箇所のうち、軽微な修理(温度ヒューズ(支給品)やランプ等消耗部品の交換、消防設備用各種表示の設置、その他簡易な補修・調整等)によって復旧可能なものについては、本業務にて修理等を行い復旧させる。

イ 軽微な修理にて復旧が困難な不良箇所については、詳細状況を調査し、修理方法の検討を行い、必要な応急措置を行った後、厚生企画室に報告する。

(2) 点検

ア 機器点検 6ヶ月に1回(6月～7月)

イ 総合点検 1年に1回(機器点検と同時に実施する)(1月～2月)

(3) 点検対象設備に異常が発生し、施設管理担当者から点検の要請を受けた場合は、速やかに点検を行う。

(4) 消火器の機能点検は年2回行うものとし、1回あたりの点検台数は全台数の10%程度とする。

12 点検対象設備種目

ア 消火設備

設備種目	本館(車庫・厚生棟を含む)	別館
消火器具	○	○
屋内消火栓設備	○	○
スプリンクラー設備	○	○
泡消火設備	○	
不活性ガス消火設備(N2)		○
ハロゲン化物消火設備	○	○
簡易自動消火設備	○	○
パッケージ型消火設備	○	○

注) ○印の付いた設備を本業務における作業対象とする。

イ 警報設備

設備種目	本館（車庫・厚生棟を含む）	別館
自動火災報知設備	○	○
ガス漏れ火災警報設備	○	○
非常警報設備	○	○

注）１．○印の付いた設備を本業務における作業対象とする。

２．自動火災報知設備の点検保守は、感知器連動の防火ダンパー及び防火扉（シャッターを含む）の連動動作を含む。

ウ 避難設備

設備種目	本館（車庫・厚生棟を含む）	別館
避難器具	－	○
誘導灯	○	○

注）○印の付いた設備を本業務における作業対象とする。

エ 消防用水

設備種目	本館（車庫・厚生棟を含む）	別館
消防用水	○	○

注）○印の付いた設備を本業務における作業対象とする。

オ 消火活動上必要な施設

設備種目	本館（車庫・厚生棟を含む）	別館
連結送水管	○	○
非常コンセント設備	○	○

注）○印の付いた設備を本業務における作業対象とする。

カ 非常電源・配線等

設備種目	本館（車庫・厚生棟を含む）	別館
配線	○	○
総合操作盤	○	○

注）○印の付いた設備を本業務における作業対象とする。

消防用設備等数量一覧
(消火器具)

形 式	場 所	本館 (車庫・厚生棟を 含む)	別館	備 考
機器 点検	粉末ABC 3kg (加圧式)	本	本	
	粉末ABC 3kg (蓄圧式)	2	4	
	粉末ABC 3. 5kg (加圧式)			
	粉末ABC 3. 5kg (蓄圧式)	129	107	
	粉末ABC 6kg (加圧式)		3	
	粉末ABC 20kg (蓄圧式)			
	強化液 3 L (蓄圧式)	73	53	
	二酸化炭素 2. 3kg		24	
	二酸化炭素 4. 6kg		1	
	二酸化炭素 23kg		2	

(屋内消火栓設備 (連結送水管を含む))

名称	場 所	本館 (車庫・厚生棟を含む)		別館	
		数 量	備 考	数 量	備 考
機器 点検	加圧送水装置	3 台	B3階：消火栓用×2台 B3階：採水用×1台	2 台	B2階：消火栓用×1台 B2階：採水用×1台
	自動警報装置	3 組	B3階：消火栓用×2組 B3階：採水用×1組	2 組	B2階：消火栓用×1組 B2階：採水用×1組
	ポンプ操作盤	3 面	B3階：消火栓用×2面 B3階：採水用×1面	2 面	B2階：消火栓用×1面 B2階：採水用×1面
	放水用消火栓 (屋内消火栓)	55個	B3階×3 B2階×9 B1階×7 1階-18階×各2	52個	B2階-8階×各4 9階-P1階×各3
	放水用具格納箱			8 個	9階-PH1F×各2
	呼水槽	3 台	B3階：消火栓用×2台 B3階：採水用×1台	2 台	B2階：消火栓用×1台 B2階：採水用×1台
	連結放水口 (65M/M)	46個	B3階×2 1階-18階×各2 B2階, B1階×各4	28個	B2階-PH1F×各2
	連結送水口 (65M/M)	3 組	屋外	2 組	屋外
	連結採水口	3 個	屋外	2 個	屋外
	起動スイッチ	55個	B3階×3 B2階×8 B1階×7 1階-18階×各2	52個	B2階-8階×各4 9階-PH1F×各3
総合 点検	表示灯	55個	B3階×3 B2階×8 B1階×7 1階-18階×各2	52個	B2階-8階×各4 9階-PH1F×各3
	電源装置	一 式	B3階	一 式	B2階
	放水試験	一 式	機器点検共	一 式	機器点検共
	絶縁抵抗試験	一 式		一 式	

消防用設備等数量一覧
(スプリンクラー設備)

名称	場所	本館 (車庫・厚生棟を含む)		別館	
		数量	備考	数量	備考
機器 点検	加圧送水装置	2 台	B3階 (低、高層用)	1 台	B2階
	補助加圧ポンプ	2 台	B3階 (低、高層用)		
	起動用圧力開閉装置	一 式	B3階 (低、高層用各1個)	一 式	B2階
	流水作動弁 (アラーム弁)	24 個	B3階×1 B2階×2 B1階×3 1階-18階×各1	10 個	B1階×2 9階-12階×各2
	表示盤	2 面	B3階×1 1階×1	2 面	B2階×1 1階×1
	操作盤	2 面	B3階×2	1 面	B2階
	ヘッド	4631個	B3階×62 B2階×146 B1階×704 1階×148 2階-9階×各221 10階×220 11階×237 12階-14階×各215 15階, 16階×各226 17階×245 18階×4	2331個	B1階×392 9階×690 10階×560 11階×680 12階×9
	補助散水栓	1 個	B1階×1	3 個	MB2階×3
	呼水槽	2 個	B3階 (低、高層用)	1 個	B2階
	電源装置	一 式	B3階	一 式	B2階
総合 点検	末端テスト弁	24 個	B3階×1 B2階×2 B1階×3 1階-18階×各1	10 個	B1階×2 9階-12階×各2
	連結送水口 (65M/M)	2 組	屋外×2	1 組	屋外
	補助水槽	2 基	8階×1 18階×1	1 基	PHR階×1
	放水試験	一 式	機器点検共	一 式	機器点検共
	絶縁抵抗試験	一 式		一 式	

消防用設備等数量一覧
(泡消火設備)

場 所		車庫・厚生棟			備 考	
		B1階	B2階	計		
			車庫 (泡 消火ポンプ 室共)			車庫
名 称	機器 点 検	消火ポンプユニット	1	-	1	415V
		泡原液槽	1	-	1	400 ^{リットル}
		泡ヘッド	286	524	810	水成膜3%
		感知ヘッド	190	353	543	1種・72℃
		アラーム弁	1	2	3	100A
		混合器	-	1	1	ペンチリ-型
		圧カススイッチ	1	2	3	-
		一斉解放弁	28	45	73	40A、50A
		手動起動弁	28	45	73	15A
		ポンプ操作盤	-	1	1	-
		Y型ストレーナー	-	1	1	100A
		呼水槽	-	1	1	B2階×1台
		貯水槽	-	1	1	コンクリート床下水槽 (13. 06m³)
		絶縁抵抗試験	1	1	1式	機器点検共
	放射試験	1	1	1式		
総 合 点 検						

消防用設備等数量一覧

(不活性ガス消火設備 (N2))

名 称	場 所	別 館		備 考
			2階事務室2-1、2-11 地下2階電気室 (D)、12階電気室、地下2階N2ボンベ庫、MB2階倉庫 (MB2-1)、12階炭酸ガスボンベ室	
機器 点検	N2容器 (83L/20.3m3)	63 本	-	-
	起動容器 (C02)	6 本	1本 (内5本将来用)	
	起動容器開放装置	6 個	(内5個将来用)	
	起動用操作函	8 個	-	
	圧カススイッチ	8 個	(内2個将来用)	
	不還弁	6 個	-	
	制御盤	3 台	4回線	
	非常電源装置	3 式	蓄電池	
	トランプテストピーカー	11 個	-	
	放出表示灯	18 個	-	
	噴射ヘッド	39 個	-	
	ピストンリザーブ・タンク用・ドブチェック	70 個	-	
	タンク・復旧弁箱	8 個	-	
	選択弁	4 台	(内3台将来用)	
総合 点検	避圧口	6 個	-	
	煙・熱感知器	51 個	光電式 (2種) ・定温式	
	絶縁抵抗試験	一 式	機器点検・連動試験共	
	放出試験	一 式		

消防用設備等数量一覧

(ハロゲン化物消火設備)

場 所 名 称		本館（車庫・厚生棟を含む）								備考
		1 階	B1階	B2階	B3階	B3階	B3階	計		
								自家発電機室	ハロンガス ボンベ庫	
機器 点検	ハロゲンガス容器（68L/50kg）	-	-	-	-	-	-	21	21本	-
	容器弁開放器	-	-	-	-	-	-	21	21個	ガス圧式
	起動用小容器	-	-	-	-	-	-	15	15本	-
	容器弁開放器	-	-	-	-	-	-	15	15個	電磁式
	スピーカー	1	1	9	2（ハ ⁺ ル1）	3（ハ ⁺ ル1）	1	-	17個	-
	制御盤	-	-	-	-	-	-	2	2面	-
	音声盤	-	-	-	-	-	-	2	2面	-
	ダンパー	6	4	34	6	3	6		59個	-
	圧カススイッチ	-	-	-	-	-	-	14	14個	-
	放出表示灯	3	2	18	3	7	3	-	36個	-
	不還弁（チャッキ弁）	1	1	19	1	2	1	-	25個	-
	選択弁	-	-	-	-	-	-	14	14個	-
	放出ヘッド	2	1	28	3	12	4	-	50個	-
	起動用操作箱	1	1	9	1	1	1	-	14個	-
	常用電源	-	-	-	-	-	-	1	一式	-
総合 点検	-	-	-	-	-	-	-	一式	機器点検共	
放出試験	-	-	-	-	-	-	-	一式		

消防用設備等数量一覧

(ハロゲン化物消火設備 (FK-5-1-12))

名 称		場 所		別 館			備 考
				B2階			
				電気室 (2)、電気室 (3)	電気室 (4)、CVCF室	ハロン ボンベ庫	
機 器 点 検	FK容器 (68L/45kg)	-	-	-	24 本	-	
	起動容器 (G02)	-	-	-	4 本	-	
	起動容器開放装置	-	-	-	4 本	-	
	起動用操作函	-	-	-	4 個	-	
	圧カスイッチ	2 個	2 個	-	-	-	
	不還弁	2 個	2 個	-	-	-	
	制御盤	-	-	1 台	-	-	
	非常電源装置	-	-	1 式	-	-	
	トランペットスピーカー	2 個	2 個	-	-	-	
	放出表示灯	6 個	5 個	-	-	-	
	噴射ヘッド	10 個	10 個	-	-	-	
	ピストンリザーバー・タンク用 ドアカHECK	22 個	25 個	-	-	-	
	タンク-復旧弁箱	2 個	2 個	-	-	-	
	選択弁	2 台	2 台	-	-	-	
	避圧口	2 個	2 個	-	-	-	
煙感知器	17 個	16 個	-	-	-		
絶縁抵抗試験	一 式	一 式	一 式	一式	機器点検・連動試験共		
放出試験	一 式	-	-	一式			

消防用設備等数量一覧
(簡易自動消火設備)

名 称	場 所	車庫・厚生棟			別館	備考
		食堂A 厨房	食堂B 厨房	食堂C 厨房	食堂D 厨房	
		数 量	数 量	数 量	数 量	
容 器		10 本	5 本	6 本	2 本	-
装置本体		4 面	5 面	5 面	2 面	-
ノズル		24個	17 個	13 個	7 個	-
感知部		5個	6 個	7 個	3 個	-
操作盤		1面	3 面	3 面	2 面	-
起動スイッチ		1 個	3 個	3 個	2 個	-
緊急遮断操作盤		1 面	1 面	1 面	1 面	-
電 源		－ 式	－ 式	－ 式	－ 式	-
絶縁試験		－ 式	－ 式	－ 式	－ 式	機器点検共
連動試験		－ 式	－ 式	－ 式	－ 式	
総合 点検						

(パッケージ型消火設備)

仕 様	場 所	本館(車庫・厚生棟を含む)		別館
		数量		
可動式ブース内設置型住宅用下方放出型自動消火装置		4	9	3

消防用設備等数量一覧
(自動火災報知設備)

自動火災報知設備 (本館、車庫・厚生棟を含む)										
F	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
MR	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	28	-	-	-	2	2	-	2	-	-
17	51	-	2	-	2	2	1	2	-	12
16	62	-	1	-	2	2	-	2	-	27
15	60	-	1	-	2	2	1	2	-	27
14	62	-	1	-	2	2	-	2	-	27
13	66	-	2	-	2	2	1	2	-	27
12	58	-	1	-	2	2	-	2	-	19
11	65	-	3	-	2	2	1	2	-	19
10	48	-	1	-	2	2	-	2	-	25
9	57	-	1	-	2	2	1	2	-	23
8	49	-	1	-	2	2	-	2	-	27
7	59	-	1	-	2	2	1	2	-	27
6	58	-	1	-	2	2	-	2	-	27
5	58	-	1	-	2	2	1	2	-	28
4	58	-	1	-	2	2	-	2	-	27
3	52	-	1	-	2	2	1	2	-	27
2	35	-	1	-	2	2	-	2	-	27
1	49	1	2	-	2	6	1	7	-	15
B1	113	26	14	-	7	8	1	8	-	25
B2	94	67	29	2	8	10	-	3	16	15
B3	53	-	10	-	3	2	1	2	12	
合計	1221	94	75	2	54	60	11	54	28	451

種類	No.	名 称
自動 火災 報知 設備	①	煙感知器 (2種) ATF
	②	差動式ホット型感知器ATF
	③	定温式ホット型感知器ATF
	④	光電式スポット型感知器
	⑤	表示灯
	⑥	非常電話
	⑦	中継器
	⑧	消火栓起動装置
	⑨	煙感知器 (専用3種) ATF
	⑩	煙感知器 (2・3種) ATF
受信機	R型受信盤 1階 管理室	
	R型副受信盤 B3階 設備室(C)	

消防用設備等数量一覧
(自動火災報知設備)

自動火災報知設備（別館）															
	F	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
	シャフト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	階段	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20		39	-
	ELV	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	PH1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12	12	5	4	3	3	3	3	3	-	-	-	-	-	-
	11	112	2	1	6	6	6	3	6	-	-	-	20	-	3
	10	16	2	88	6	6	6	3	6	27	4		18	4	3
	9	9	2	93	6	6	6	3	6	-	-	-	-	20	3
	8	9	2	90	6	6	6	3	6	-	-	-	-	20	3
	7	6	2	100	6	6	6	3	6	-	-	-	-	20	3
	6	10	2	101	6	6	6	3	6	-	-	-	-	20	3
	5	6	2	95	6	6	6	3	6	-	-	-	-	20	3
	4	6	2	100	6	6	6	3	6	-	-	-	-	20	3
	3	7	2	100	6	6	6	3	6	-	-	-	-	20	3
	2	3	1	52	4	6	6	3	6	27	1	-	16	6	3
	1	1	-	62	-	6	6	3	6	1	2	-	23	3	3
	B1	94	6	-	6	6	6	3	6	-	-	-	-	19	3
	MB2	8	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	2	-
	B2	146	129	2	-	5	1	4	1	-	-	-	-	10	-
	免震層	-	101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	489	261	888	4	80	76	46	76	55	7	20	77	223	36

種類	No.	名 称
自動 火災 報知 設備	①	煙感知器 (2種)
	②	定温式 ¹ ホツト型感知器
	③	差動式 ¹ ホツト型感知器
	④	差動式分布型感知器
	⑤	発信機
	⑥	電鈴
	⑦	表示灯
	⑧	非常電話
	⑨	消火栓起動装置
	⑩	差動式 ¹ ホツト型感知器ATF
	⑪	定温式 ¹ ホツト型感知器ATF
	⑫	煙感知器 (専用3種) ATF
	⑬	煙感知器 (2・3種) ATF
	⑭	煙感知器 (専用3種)
	⑮	定温式 ¹ ホツト型感知器
受信機	R型受信盤 1階 管理室	
	R型副受信盤 B2階 設備室(C)	

消防用設備等数量一覧
(ガス漏れ火災警報設備)

名称		場所	本館(車庫・厚生棟を含む)		別館	
			数量		数量	
受信機(個別)			-		3	
受信機(多重)			12		1	
表示盤			-		1	
検出器(警報付)			-		11	
検出器(警報なし)			14		-	
中継器			7		4	
表示灯			1		-	
常用電源			1		2	
予備電源(受信機のみ)			1		2	

(非常警報設備)

機器 点検	名称		場所	本館(車庫・厚生棟を含む)		別館	
				数量		数量	
	増幅器操作部			1台(1800W)		1台(2880W)	
	スピーカ回線			1055		984	
	発信機	押しボタン、非常電話		60		80	
	常用電源			1		1	
	非常電源			10		12	
総合 点検	音圧確認、非常電源による総合作動等			一式		一式	

消防用設備等数量一覧

(避難器具)

場所		別館
名称		数量
緩降機	建築物の地上階数3	2
救助袋	建築物の地上階数3	2
	建築物の地上階数4	2
	建築物の地上階数5	2
	建築物の地上階数6	2
	建築物の地上階数7	2
	建築物の地上階数8	2
	建築物の地上階数9	2
	建築物の地上階数10	2
	建築物の地上階数11	2
	建築物の地上階数11	2

消防用設備等数量一覧

(消防用水)

場所		本館(車庫・厚生棟を含む)	別館
名称		数量	数量
消防用水		264m3	280m3
採水口	埋込単口型	3	2
標識		3	1
開閉弁	ネジ式	3	2

消防用設備等数量一覽

(誘導灯)

分類 1	分類 2	館	階	場所	台数
消防用設備等	誘導灯	本館	17F		21
消防用設備等	誘導灯	本館	16F		26
消防用設備等	誘導灯	本館	15F		26
消防用設備等	誘導灯	本館	14F		26
消防用設備等	誘導灯	本館	13F		22
消防用設備等	誘導灯	本館	12F		25
消防用設備等	誘導灯	本館	11F		27
消防用設備等	誘導灯	本館	10F		21
消防用設備等	誘導灯	本館	09F		19
消防用設備等	誘導灯	本館	08F		19
消防用設備等	誘導灯	本館	07F		23
消防用設備等	誘導灯	本館	06F		19
消防用設備等	誘導灯	本館	05F		20
消防用設備等	誘導灯	本館	04F		20
消防用設備等	誘導灯	本館	03F		20
消防用設備等	誘導灯	本館	02F		22
消防用設備等	誘導灯	本館	01F		16
消防用設備等	誘導灯	本館	B1F		33
消防用設備等	誘導灯	本館	B2F		43
消防用設備等	誘導灯	本館	B3F		19
消防用設備等	誘導灯	厚生棟	B1F		43
消防用設備等	誘導灯	厚生棟	B2F		32
	本館 計				515

分類 1	分類 2	館	階	場所	台数
消防用設備等	誘導灯	別館	P1 F		3
消防用設備等	誘導灯	別館	12 F		3
消防用設備等	誘導灯	別館	11 F		31
消防用設備等	誘導灯	別館	10 F		12
消防用設備等	誘導灯	別館	09 F		8
消防用設備等	誘導灯	別館	08 F		10
消防用設備等	誘導灯	別館	07 F		10
消防用設備等	誘導灯	別館	06 F		12
消防用設備等	誘導灯	別館	05 F		10
消防用設備等	誘導灯	別館	04 F		14
消防用設備等	誘導灯	別館	03 F		10
消防用設備等	誘導灯	別館	02 F		10
消防用設備等	誘導灯	別館	01 F		16
消防用設備等	誘導灯	別館	B1 F		29
消防用設備等	誘導灯	別館	B2 F		31
	別館 計				209
	合計				724

消防用設備等数量一覧

(非常用コンセント設備)

機器No.	階数	館	場所	コンセント種別1			コンセント種別2			記事
18F-1	18F	本館	ファンルームA	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (906)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (309)	—
18F-2	18F	本館	ファンルームB	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (907)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (310)	—
17F-1	17F	本館	南階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (906)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (309)	—
17F-2	17F	本館	北階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (907)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (310)	—
16F-1	16F	本館	南階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (906)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (309)	—
16F-2	16F	本館	北階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (907)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (310)	—
15F-1	15F	本館	南階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (906)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (309)	—
15F-2	15F	本館	北階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (907)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (310)	—
14F-1	14F	本館	南階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (906)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (309)	—
14F-2	14F	本館	北階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (907)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (310)	—
13F-1	13F	本館	南階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (906)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (309)	—
13F-2	13F	本館	北階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (907)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (310)	—
12F-1	12F	本館	南階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (906)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (309)	—
12F-2	12F	本館	北階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (907)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (310)	—
11F-1	11F	本館	南階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (906)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (309)	—
11F-2	11F	本館	北階段前	3φ3W	200V	低圧動力変圧器盤5 #900 (907)	1φ3W	100V	低圧電灯変圧器盤3 #300 (310)	—
No.1	11F	別館	南階段前		—		1φ3W	100V	低圧電灯盤5 (5-1)	—
No.2	11F	別館	中階段前		—		1φ3W	100V	低圧電灯盤5 (5-1)	—
No.3	11F	別館	北階段前		—		1φ3W	100V	低圧電灯盤6 (6-1)	—
No.4	12F	別館	南階段前		—		1φ3W	100V	低圧電灯盤5 (5-1)	—
No.5	12F	別館	中階段前		—		1φ3W	100V	低圧電灯盤5 (5-1)	—
No.6	12F	別館	北階段前		—		1φ3W	100V	低圧電灯盤6 (6-1)	—

消防用設備等数量一覧
(総合操作盤)

仕様	場所	本館(車庫・厚生棟を含む)		別館	
		数量		数量	
製造者名：能美防災（株） 形式等：C 1 1		1		1	

構内交換設備等点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の構内交換設備等運用に関する点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 共通仕様書第2編 定期点検及び保守第3章電気設備第9節通信・情報設備 構内交換装置と本特記仕様書を併せて適用する。なお、点検・保守の対象範囲は、機器表<26>による。
- 2 本業務を適切に行うため、別紙1の資格等を有する実施責任者及び一般技術者を各1名定め、業務場所において平日に常駐し、点検・保守を行う。
- 3 遠隔保守システム又はそれに代わる機能を用いた電子交換機の状態監視業務を、1日あたり24時間、年間を通して行う。

なお、現地修理が必要な場合は、厚生企画室に報告した上で、速やかに行う。

4 点検・保守業務

上記設備等が常に正常な機能を維持し、機器に適合した運用を行えるよう保全に関する業務を行う。詳細は以下のとおりとする。

- (1) 別館8階電話機械室内保守業務員室に常駐し、保守運用に必要な図面、原簿、記録簿等「別表 1-3-1」を常備し、室内は清潔、整頓、機器に適合した環境を維持する。
- (2) 機器の試験、点検は、「別表 1-3-2」に従い実施し、結果を記録し、必要に応じて補修する。
- (3) 故障又は障害発生時及び修理依頼を受けた場合は、原因を追求の上、適切な処置を行う。
なお、復旧に多大な時間、費用が予測される場合は、厚生企画室に報告し、対応を協議する。
- (4) 端末機器の増移設及び配線等の整備作業は、「別表 1-3-3」の範囲とする。
- (5) 施設管理担当者の指示により、設備の保全上必要な調査及び資料作成等があった場合は、報告を行う。
- (6) 日常作業の報告書は、保守管理端末機より平日のトラフィックデータを打ち出し、保守管理日誌に転記し厚生企画室に提出（1週間に1回）する。また、施設管理担当者からデータ編集の依頼を受けた場合には、それを実施する。
- (7) 各通信事業者の電話料金は、施設管理担当者が指定する日に、課金料金端末機より課金データを打ち出し、翌日総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に提出する。また、施設管理担当者からデータ編集の依頼を受けた場合には、データの変更を行う。
- (8) その他設備等の保全上、施設管理担当者から現場業務の協力依頼を受けた場合には、協力を行う。
- (9) 電子交換機に対する遠隔保守システムを「別表 1-3-4」に従い実施し、結果を記録し、1月あたり1回報告する。

5 その他

- (1) 保守作業に必要な設備等の部品及び配線材料等「別表 1-3-5」は支給品とし、施設管理担当者より授受する。
- (2) 点検・保守に必要な測定機器、工具類及び消耗品等については、当省が貸与、支給するものを除き、業務実施者が負担とするものとする。

「別表 1-3-1」 保守運用に必要な図面、原簿、記録簿等

項 目	構内交換電話設備	個別交換電話設備
設備原簿	○	○
中継方式図	○	—
電話番号原簿	○	—
ケーブル系統図	○	—
端子表	○	—
機器配置図	○	○
接続系統図一	—	○
点検記録簿	○	○
障害記録簿	○	○

「別表 1-3-2」 機器の試験、点検

設備機器名	試験点検要領		
電子交換機	構成機器の形状並びに各回路の電氣的機能及びソフト的機能について実施する。		
電話機	構内交換電話設備等の破損、遠話の有無及び具備する機能について実施する。		
電源設備	整流装置及び無停電電源装置の電圧の測定を行う。		
端末配線	構内交換電話設備等の敷設電線の現状確認と要補修箇所の調査を行う。		
1. 目視点検は、構成機器の形状及び作動について実施する。			
2. 機能試験は、回路構成に応じた電氣的試験による作動、通話について実施する。			
3. 機能試験時は、目視点検を含むものとする。			
主設備機器名	設備機器名	目視点検	機能試験
構内交換電話設備	各種トランク	年 1 巡	年 1 巡
	共通制御機器	年 1 巡	年 1 巡
	端末管理装置	年 1 巡	年 1 巡
	電源設備	月 1 巡	測定月 1 巡
	中継台	年 4 回	年 4 巡
	配線盤（機械室内）	月 1 回	－
	配線盤（機械室外）	月 1 回	－
	端末電話機	－	－
	端末配線	－	－
個別交換電話設備	ボタン電話主装置	（事後保全）	（事後保全）
	ボタン電話機	（事後保全）	（事後保全）
	端末配線	－	（事後保全）

「別表 1-3-3」 端末機器の増移設・配線等の整備作業及び設定の変更等

項 目	範 囲
単独電話機等の増付替作業	単独電話機 5 台以内又は一斉電話機 5 台以内の同時作業で、当省の支給品で可能な場合
多機能電話機の新付替	5 台以内の作業で、当省の支給品があり、点検・保守業務上支障のない場合
交換機、中継台の部品交換	補修用部品、調整工具等支給品がある場合
その他機器の補修整備	部品、配線材の支給品があり、点検・保守業務遂行上支障ない場合

「別表 1-3-4」 電子交換機に対する遠隔保守システム又はそれに代わる機能をみたすもの

項 目	範 囲
リモート点検周期	月 1 回
リモート点検項目	(1) システム装置状態
	(2) 内線／トランク情報
	(3) 各種登録表示
	(4) トラフィック測定（必要時）
	(5) ロギングデータ（障害情報）出力、分析
	(6) 日時（時計確認）
システム状態監視	1 日当り 24 時間、年間を通して行う

「別表 1-3-5」 支給する保守用消耗品

項 目	部 品 名
交換機、中継台	ヒューズ類、トナー類、プリンタ用紙
電話機類	コード類
配線材	TIVF 線、盤内ジャンパー線、電話用ケーブル類、ワイヤロケタ、テープ類
その他	ウエス、ハンダ、ビス類及び上記機器の構成部品並びに設備管理用用品 (電話機、PHS 端末等管理表示ラベルライター・印字テープ)

特殊建築物等点検業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の建築物、昇降機、昇降機以外の建築設備及び防火設備について、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき定期点検を行う。

第2 業務仕様

- 1 定期点検の対象範囲は、経済産業省総合庁舎の構内にある、建築基準法第12条第2項及び第4項に該当する施設とする。
- 2 本業務を適切に履行するため、別紙1別添1の資格等を有する実施責任者を置くこと。また、副責任者及び担当者を置く場合も同様とする。
- 3 建築物の敷地及び構造の状況等（建築基準法施行規則第5条の2により3年以内ごとの点検を規定されたもの）の点検は、実施対象外とする。（別添1-4-1「各年度点検表」参照）
- 4 昇降機、昇降機以外の建築設備及び防火設備（建築基準法施行規則第6条2により1年以内ごとの点検を規定されたもの）の点検は、毎年度行う。（別添1-4-1「各年度点検表」参照）
- 5 対象業務の内容について記載のない事項は、建築基準法、同施行令、同施行規則及び関係法令等に基づき行う。
- 6 主要な点検データより劣化度を判断し、業務報告書として下記報告書を2部作成する。
 - (1) 定期調査報告書(建築基準法施行規則第5条及び6条に規定された第36号の2の4様式、第36号の3様式、第36号の4様式、別記第一号～別記第四号、別添1、2様式)
 - (2) 調査結果表（告示による）
 - (3) 調査結果図、関係写真（告示による）
- 7 主要な点検データより劣化度を判断し、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）」に準じて業務報告書を作成する。

第3 建物概要

- 1 敷地及び建物概要：別紙1-4-1 参照
- 2 参考図：別図1-4-2 経済産業省総合庁舎吹付け石綿等封じ込め処理範囲図 参照

建物概要

【別紙 1-4-1】

1. 敷地概要

敷地面積 (㎡)	24,321.12
用途地域	商業地域
防火地域	防火地域

2. 建物概要

1) 庁舎 建築

		経済産業省総合庁舎 本館（地下車庫・厚生棟を含む）	経済産業省総合庁舎 別館
主要用途		事務庁舎	事務庁舎
建設年次		昭和59年	昭和43、48年
建物高さ (m)		75.7	51.6
構造		鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地上	18	12
	地下	3	2
建築面積（㎡）		2,146.43	4,560.12
基準階面積（㎡）		2,146.43	4,560.12
延床面積（㎡）		52,959.72	58,615.21
屋根		アスファルト防水押えコンクリート	アスファルト防水押えコンクリートの上 シート又は塗膜防水
外壁		二丁掛けタイル打込みPC版	小口、二丁掛けタイル張り
防火区画		別図1-2-1「経済産業省総合庁舎消 防設備関係平面図」参照	別図1-2-1「経済産業省総合庁舎消 防設備関係平面図」参照
防火戸・シャッター			
避難器具		—	別図1-2-1「経済産業省総合庁舎消 防設備関係平面図」参照
吹付 石綿等	建材名	湿式ロックウール吹付け材	湿式ロックウール吹付け材
	使用箇所 飛散防止 処置	別図1-4-2「経済産業省総合庁舎吹 付け石綿等封じ込め処理範囲図」 参照	別図1-4-2「経済産業省総合庁舎吹 付け石綿等封じ込め処理範囲図」 参照
特殊な構造		—	免震構造（基礎下免震レドフィット）

2) 付属棟 建築

		渡り廊下	警備員詰所 （南門）	警備員詰所 （北門）	警備員詰所 （東門）	警備員詰所 （西門）
建設年次		平成27年	昭和59年	昭和59年	昭和59年	平成22年
建物高さ (m)		4	2.8	2.8	2.8	3.1
構造		鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数	地上	1	1	1	1	1
建築面積 延床面積 (㎡)		187.03 247.95	1.98	1.98	1.98	4.00
屋根		アルミニウムパ ネル ・合せガラス	塗膜防水	塗膜防水	塗膜防水	塗膜防水
外壁		なし	複層塗材RE 塗り	複層塗材RE 塗り	複層塗材RE 塗り	複層塗材RE 塗り

吹付け石綿等	なし	なし	なし	なし	なし
--------	----	----	----	----	----

3) 電気設備

		経済産業省総合庁舎 本館（地下車庫・厚生棟を含む）		経済産業省総合庁舎 別館
受変電 設備	受電方式	別館き電盤より2回線受電		本線・予備線2回線受電
	受電電圧	三相3線 3.3kV		三相3線 22kV 50Hz
	受電変圧器	—		F種モルト 空冷式 23-20kV/3.3kV 4500kVA×2
自家発 電設備	型式	ガスタービン	ディーゼル	ガスタービン
	冷却方式	空冷	ラジエター搭載方式	空冷
	電圧／容量	6.6kV／1500kVA	200V／35kVA	3.3kV／2500kVA
	燃料	灯油(115,950L)	軽油 (700L)	灯油 (195,950L)
太陽光 発電 設備	容量	100kW		40kW
	パワーコンディショナー出力電圧	三相3線 200V		三相3線 200V
構内 交換 設備	交換機形式	—		デジタルPBX方式
	端末台数	—		2,700台
自動 火災 報知器	受信機盤	GR型		GR型
	回線数	2,550回線		2,550回線

4) 機械設備

		経済産業省総合庁舎 本館（地下車庫・厚生棟を含む）	経済産業省総合庁舎 別館
衛生設備			
給水設備	給水方式	高置タンク方式	高置タンク方式
	上水用 受水タンク	56m³×2	80m³
	上水用 高置タンク	27m³×2	20m³
	上水用 中間タンク	18m³×2	—
	中水用 受水タンク	地下ピット 54m³×3	地下ピット 168m³、84m³×2
	中水用 高置タンク	23m³	12m³、9m³
	中水用 中間タンク	18m³×2	—
排水設備		直放流 厨房排水のみ5号館へ圧送	直放流 厨房排水のみ5号館へ圧送
給湯設備		中央給湯及び個別方式	中央給湯及び個別方式
消火設備	スプリンクラー 設備	全館	地下1、9、10、11階
	屋内 消火栓設備	全館	全館
	ハロゲン化物 消火設備	地下3階電気室、発電機室、 地下2階書庫等	電気室、特高変電室等
	泡消火設備	地下2、地下1階車庫	なし
	不活性ガス 消火設備	なし	地下2階発電機室等
ガス設備 都市ガス	中圧ガス	なし	空調系統
	低圧ガス	一般系統	厨房系統
空調設備			
熱源	吸収式冷凍機 1301kW×2		吸収式冷凍機1055kW×2
	スクリー冷凍機 858kW		直だき式吸収冷温水発生機 1055kW
	—		遠心冷凍機 1055kW
	熱交換器		熱交換器
エネルギー	高圧蒸気 5号館より受給		高圧蒸気 5号館より受給
	—		中圧ガス
空調方式	ファンコイルユニット・ダクト併用方式		全空気方式 （一部ファンコイルユニット・ダクト併用方式）
	一部個別方式		一部個別方式
冷却塔		3台	4台
空気調和機		4ゾーン／フロア 75台	4ゾーン／フロア 66台
蓄熱槽		氷蓄熱システム	冷水 700m³
昇降設備			
常用	20人乗 150m/min 5台（低層用）		15人乗 120m/min 10台
	20人乗 210m/min 5台（高層用）		—
非常用		人荷兼用 20人乗 150m/min 2台	人荷兼用 24人乗 105m/min 2台

点検部位		点検項目	点検周期	R5	
建築物 (敷地・構造)	敷地及び地盤	地盤	3年以内毎	-	
		敷地		-	
		塀		-	
		擁壁		-	
	建築物の外部	基礎		-	
		外壁（躯体等、外壁仕上げ材等、窓サッシ等）		-	
	屋上及び屋根	屋上面		-	
		屋上回り		-	
		屋根		-	
		機器及び工作物（冷却塔設備等）		-	
	建築物の内部	防火区画		-	
		壁の室内に面する部分（躯体等、防火区画を構成する壁）		-	
		床（躯体等、防火区画を構成する床）		-	
		天井、照明器具・懸垂物等		-	
		石綿等を添加した建築材料		-	
	避難施設等	避難に有効なバルコニー		-	
		階段		-	
		排煙設備等		-	
		非常用の照明装置		-	
	その他	特殊な構造等（免震構造建築物の免震層・免震装置）		1年以内毎	○
		避雷設備		3年以内毎	-
		煙突			-
昇降機		エレベーター	1年以内毎	○	
防火設備		防火戸・防火シャッター等駆動装置と連動させた確認	1年以内毎	○	
建築設備 (昇降機を除く)	換気設備	（居室等の）機械換気設備	1年以内毎	○	
		（調理室等の）自然換気設備及び機械換気設備		○	
		（居室等の）防火ダンパー等		○	
	排煙設備	排煙機		○	
		その他（機械排煙設備の排煙口・排煙風道）		○	
		その他（防火ダンパー）		○	
		その他（特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口・給気風道・給気送風機）		○	
		特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口		○	
		可動防煙壁		○	
		自家用発電装置		○	
建築設備 (昇降機を除く)	非常用の照明装置	電池内蔵形の蓄電池	1年以内毎	○	
		電源別置形の蓄電池		○	
		自家用発電装置		○	
	給水設備及び排水設備	飲料用の配管及び排水配管		○	
		飲料用の給水タンク及び貯水タンク並びに給水ポンプ		○	
		排水槽		○	
		給湯設備		○	
		排水再利用配管設備		○	
		その他（衛生器具）		○	
		その他（排水管）		○	

絶縁監視設備点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の絶縁監視設備の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象は、「第3 機器仕様」及び機器表<16>監視制御設備【電気設備】に記載の絶縁監視設備とする。
- 2 絶縁監視設備の定期点検は、本館、別館共、年1回とする。
- 3 業務実施者は、点検、測定試験の実施日時について事前に施設管理担当者と調整する。
- 4 点検中に不良箇所が見つかった場合は、その都度、厚生企画室に報告し、協議する。
- 5 部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。
- 6 機器に障害が発生した場合は、厚生企画室に報告し、速やかに措置すること。

第3 機器仕様

1 絶縁監視設備 (株)明電舎製

建物名	区分	保守点検内容	数量	点検回数
別館	地下2階変電設備 低圧絶縁監視盤	1. 絶縁装置盤の外部及び内部の点検 共通仕様書第2編第3節受変電設備「表3.3. 1 配電盤等（内部機器を除く）」の「2. 配電盤」による。 2. 動作点検 (1) 整定値等確認及び動作特性試験 ・要素、整定値、タイマ類の設定状況確認を行う。 ・整定値に対する注意・警報動作値及び動作時間の点検を行う。 (2) 各項目結果に対する総合判定を行う。	4台	年1回
	塔屋変電設備 低圧絶縁監視盤			
本館	単相三線変電設備 低圧絶縁監視盤			
	三相4線変電設備 低圧絶縁監視盤			

熱源機器等点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の熱源機器等の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、機器表<27>冷凍機及び冷却塔、<28>ボイラー及び圧力容器、<29>パッケージ形空気調和機、<30>空気調和機、<32>ファンコイル及びパネルヒーター及び配管設備等とする。
- 2 本業務を適切に履行するため、フロン排出抑制法による定期点検時は、別紙1別添1の資格等を有する実施責任者を置くこと。また、担当者を置く場合も同様とする。
- 3 スクリュー冷凍機点検・保守

共通仕様書第2編第4章第3節4.3.1チリングユニットの項によるものとし、フロン排出抑制法による定期点検及び以下の作業項目を追加する。

作業項目	作業内容	点検時期
2. 外観の状況 b. 保冷材	点検の結果、損傷及び脱落の程度が軽微なものは補修を行う。	IN, OFF
3. 内部の状況	機内の圧力が許容範囲内にあることを確認する。 圧縮機の油面位置を点検する。	IN OFF
5. 電気系統 タイマー	作動の良否を点検する。	IN
遮断器、接点及び アークシューター	溶着、荒れ及び緩みの有無を点検する。	IN
6. 保安装置 保安装置類 作動試験	高・低圧力スイッチの動作確認をする。 減断水スイッチの動作確認をする。 溶解栓の状態を確認する。 保安装置が規定値で作動することを確認する。	OFF OFF OFF IN
9. 冷水及び 冷却水系統ライン	ラインの水位、漏れの有無を点検する。 弁の開閉の良否を点検する。 ライン及び冷却水系統の各水室部に漏れの有無を点検する。	IN IN IN
11. 運転調整 d. 冷凍機油	油漏れの有無を点検する。 異常な音及び振動がないことを確認する。 フィルターの詰まりの有無を点検する。	IN IN IN
主電動機及び圧縮機	電動機の回転方向が正しいことを確認する。 電動機の冷却状態が正常であることを確認する。 電動機が規定の時間で停止することを確認する。	IN IN IN
凝縮器	冷却水の出口及び入り口温度、凝縮圧力等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を点検する。	IN IN
蒸発器	ラインの出口及び入口温度、蒸発圧力、冷媒液面等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 冷却管の汚れの有無を点検する。	IN IN

作 業 項 目	作 業 内 容	点検時期
容量制御装置	ブライン温度が規定値に制御され、ベーンダンパーの作動が円滑であることを確認する。	IN
フロート弁及び油戻し装置	正常に機能していることを確認する。	IN
抽気装置	圧縮機用油の油面の良否及び音、振動等の異常の有無を点検する。	IN
	圧縮機の回転方向が正しいことを確認する。	IN
	Vベルトの弛み及び損傷の有無を点検する。	IN
	吐出圧力が設定値にあることを確認する。	IN
	リリーフ弁が規定圧力で作動することを確認する。	IN
	抽気槽及び自動抽気装置の作動の良否を点検する。	IN
	抽気槽内液の汚れ及び漏れの有無を点検する。	IN
13. 整備・保存	冷却水を満水のうえ、さび止め剤を規定の濃度まで注入し、保存する。	OFF

4 遠心冷凍機点検・保守

共通仕様書第2編第4章第3節 4.3.3 遠心冷凍機の項によるものとし、フロン排出抑制法による定期点検を追加する。

5 蓄熱槽点検・保守

(1) 定期点検等及び保守

氷蓄熱槽は共通仕様書第2編第4章第3節 4.3.8 氷蓄熱ユニットの項によるものとし、以下の作業項目を追加する。氷蓄熱槽に用いるスクリーユ冷凍機は、3 スクリーユ冷凍機点検・保守による。

作 業 項 目	作 業 内 容	点検時期
2. 氷蓄熱槽		
a. 本体	槽内の目視点検を行い、さび、腐食、損傷等の有無を点検する。	IN, OFF
b. ブライン	成分の分析を行い、劣化の有無を点検する。	IN, OFF
c. 水質	水質の検査を実施し、製氷に支障のないことを確認する。	IN, OFF
d. 水位	水位の高さが適正であるか確認する。	IN, OFF
4. 制御盤		
a. 本体	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無を点検する。 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。(30V 未満の回路は除く)	IN IN
b. 端子	緩み、変色及び破損の有無を点検する。	IN
c. 接地	断線及び緩みの有無を点検する。 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	IN IN
d. シーケンサ	シーケンサの動作確認を行い、動作が正常であることを確認する。	IN
5. 運転調整	製氷運転を行って運転状況を確認し、正常に稼働していることを確認する。	IN

注1) シーズンオフ点検後、一度製氷をすること。

注2) 共通仕様書の作業項目 2. タンクは上記の氷蓄熱槽に読み替える。

(2) 日常点検・保守

蓄熱槽の日常点検・保守は以下とする。

作 業 項 目	作 業 内 容	点検時期
蓄熱槽	① 内部の状況及び水位を確認する。 ② マンホール蓋の損傷及び異常の有無を点検する。	1M

6 吸収冷凍機点検・保守

共通仕様書第2編第4章第3節 4.3.4 吸収冷凍機の項によるものとし、以下の作業項目を追加する。

作 業 項 目	作 業 内 容	点検時期
12. 熱交換器	吸収器(仕切板側)を開放し、水室・仕切板の腐食状況を確認する。 ※他の水室及び伝熱管内面の汚れ付着状況については、ブラシ洗浄時に確認を行う。	OFF

7 直だき吸収冷温水機点検・保守

共通仕様書第2編第4章第3節 4.3.5 吸収冷温水機の項によるものとし、以下の作業項目を追加する。

作 業 項 目	作 業 内 容	点検時期
10. 運転調整 f. 燃焼状態	空気比を 1.2～1.3 に調整する。	IN

8 氷蓄熱ユニット点検・保守

共通仕様書第2編第4章第3節 4.3.8 氷蓄熱ユニットの項によるものとし、以下の作業項目を追加する。

氷蓄熱ユニットに用いるパッケージ形空気調和機は、9 パッケージ形空気調和機点検・保守による。

作 業 項 目	作 業 内 容	点検時期
4. 運転調整	製氷運転を行って運転状況を確認し、正常に稼働していることを確認する。	IN

注1) 氷蓄熱ユニットは、イン、オフ点検時、水入れ換え作業を行うこと。

9 パッケージ形空気調和機点検・保守

共通仕様書第2編第4章第3節 4.3.6 パッケージ形空気調和機の項によるものとし、簡易点検及び以下の作業項目を追加する。

作 業 項 目	作 業 内 容	点検時期
8. エアフィルター	汚れがあった場合、洗浄済みのものと交換する。 交換したものは水洗い洗浄・乾燥後、保管する。	IN, ON, OFF

10 ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機点検・保守

共通仕様書第2編第4章第3節 4.4.4 ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機の項によるものとし、以下の作業項目を追加する。

作 業 項 目	作 業 内 容	点検時期
8. エアフィルター (プレフィルター)	汚れがあった場合、洗浄済みのものと交換する。 交換したものは水洗い洗浄・乾燥後、保管する。	IN, ON

1 1 冷却塔点検・保守

(1) 共通仕様書第2編第4章第3節 4.3.9 冷却塔の項によるものとし、以下の作業項目を追加する。

作 業 項 目	作 業 内 容	点検時期
10. シーズンイン、 シーズンオフ時の 清掃	機器表に記載された冷却塔（本館3系統、別館4系統）の 水槽に各種有機系殺菌剤を規程濃度まで投入する。 冷却水ポンプを2時間以上運転した後、冷却塔内面及び水 槽内をブラシ・高圧洗浄機等で清掃する。 冷却水を全て排出し、水張り後に冷却水ポンプを30分間 運転し配管内の残留物が水槽内に蓄積されない事を確認す る。 残留物の蓄積が認められた場合は水槽内を再度清掃して 冷却水を全て排出し・水張りを行う。	IN, OFF
11. 水質検査	清掃後に各冷却塔の水槽毎に水質検査を行い、レジオネラ 属菌が検出限界以下であることを確認する。レジオネラ属菌 が検出された場合は対応方法を検討し報告書を提出する。	IN, OFF
12. 水質維持管理 a. 冷却水水質 分析	補給水・冷却水について、pH・電気伝導率・全硬度・カル シウム硬度・マグネシウム硬度・酸消費量・塩化物イオン・ イオン状シリカ・硫酸イオン・濃縮倍数・薬剤濃度について 分析・報告すること。	ON
b. 機器の動作 確認	冷却水水質分析結果により薬剤維持濃度を把握し、薬注ポ ンプの設定、薬注装置及びブロー装置の動作確認、薬液タン クの残量の確認及び基礎投入の実施をすること。	ON

(2) 使用する薬剤・洗浄剤等は業務実施者が用意するものとし、業務計画書に製品安全データシート等を添付し、厚生企画室に提出する。また、使用する薬剤・洗浄剤等の製造者が規定する取り扱い方法に従うこと。

なお、事前に製品安全データシート等の提出のない薬剤・洗浄剤等については使用してはならない。

(3) 使用する薬品・洗浄剤等の仕様は以下による。

ア 冷却水用複合処理剤（約540kg／年）

(ア) 一液で除菌・スケール防止・防食・スライムコントロール効果を有するものとする。

(イ) ヒドラジンなどのP R T R対象物質及び塩素系化合物を含まないこと。

(ウ) カチオン系有機化合物を含有すること。

(エ) 抗レジオネラ用空調水処理剤協議会登録品であること。

イ 冷却水管洗浄剤（約 120 kg／年）

（ア）冷却塔や冷却水配管に付着したバイオフィルムの除去に有効な洗浄剤で、冷凍機や循環ポンプなどのユーティリティを停止すること無く洗浄できること。

（イ）ヒドラジンなどの P R T R 対象物質を含まないこと。

ウ 冷却水系満水保管剤（防食防スケール剤（約 60 kg／年）、除菌剤（約 60 kg／年））

冷却水系で 6 ヶ月以内の運転休止時の保管剤で、銅及び鋼に対する防食剤と抗菌スペクトルの広いスライムコントロールが可能であること。

1.2 ボイラー及び圧力容器等点検・保守

（１）簡易ボイラーは、共通仕様書第 2 編第 4 章 4.2.2 鋼製ボイラー等、第 3 編第 4 章 4.1.3 鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラーの項によるものとし、以下の作業項目を追加する。

作業項目	作業内容	点検時期
10. 運転調整 f. 燃焼状態	空気比を 1.2～1.3 に調整する。	IN

（２）貯湯タンクは、共通仕様書第 2 編第 4 章 4.5.3 貯湯タンク、4.5.4 貯湯タンクの清掃項によるものとし、人事院規則に基づく性能検査及び以下の作業項目を追加する。

作業項目	作業内容	点検時期
2. 外観の状況	⑥ 蒸気管、給水管、ドレン管の接続状態の点検。	IN
3. 内面の状況	③ 容器を開放し、内部を清掃する。 清掃終了後、塩素濃度約 50mg/L から 100mg/L までの塩素剤を用いて 2 回以上の内面消毒を行い、終了後は塩素剤を完全に除去すること。 ④ 加熱コイルの内外面を清掃する。	IN IN
10. 簡易水質検査	排水前及び満水後に残留塩素の含有率・色度・濁度・臭気・味についてタンク・給湯栓末端にてそれぞれ検査実施。ただし、基準を満たしていない場合はその原因を調査し必要な措置を講ずる事。 《簡易水質検査基準》 ・残留塩素濃度：遊離残留塩素の場合は 0.2mg/L 以上、結合残留塩素の場合は 1.5mg/L 以上 ・色度：5 度以下であること ・濁度：2 度以下であること ・臭気：異常でないこと ・味：異常でないこと	IN

注 1) 内面消毒用の塩素剤は業務実施者が用意するものとする。

（３）貯湯タンク内部の清掃は「建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書」を有する者により実施する。

ア 貯湯タンクの作業に従事する者は、6 ヶ月以内に検便その他の健康診断を行い、健康状態が良好な者を業務関係者とする。

イ 実施責任者は、作業開始前に業務関係者全員の健康状態を確認するとともに、健康診断の結果表を業務報告書に添付して、厚生企画室に提出する。

なお、作業当日健康状態不良(下痢、発熱等)の者は作業に従事させてはならない。

(4) 貯湯タンクの業務報告書は、実施要項によるほか、以下の項目を記載する。

ア 点検結果、補修の必要性の有無

イ 写真(清掃前・清掃作業中・清掃後・内面消毒作業(1回目、2回目とも)・貯湯タンク清掃用機材類)

ウ 簡易水質検査結果(貯湯槽清掃前後に残留塩素の含有率及び給湯温度・色度・濁度・臭気・味について貯湯槽・給湯栓末端にてそれぞれ検査実施)

(5) 蒸気発生器、熱交換器、ヘッダー、膨張タンクは、共通仕様書第2編第4章4.4.2 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンクの項によるものとし、第1種圧力容器は人事院規則に基づく性能検査及び以下の作業項目を追加する。

作業項目	作業内容	点検時期
2. 外観の状況	⑥ 蒸気管、給水管、ドレン管の接続状態の点検。	IN
3. 内面の状況	③ 容器を開放し、内部を清掃する。	IN
	④ 加熱コイルの内外面を清掃する。(ヘッダーを除く)	IN

(6) 第一種圧力容器の定期検査及び性能検査は、ボイラー及び圧力容器安全規則、人事院規則10-4、人事院規則10-4の運用について及び関係法令に基づき行うものとし、検査結果は人事院指定の様式により作成し、厚生企画室に提出する。

なお、性能検査は、労働安全衛生法第41条第2項に規定する登録性能検査機関に依頼して実施するものとし、性能検査にかかる費用は業務実施者の負担とする。

(7) 点検・検査により取外した鏡板等を取り付ける際の接合補助材(ガスケット)は新品を使用する。接合補助材はノンアスベストジョイントシート(無機繊維及び有機合成繊維を主成分とし、充てん材・バインダーを加えたもの。)ポリテトラフルオロエチレン等、それぞれ水質、水圧、温度等に適応する耐久性のあるものとする。

(8) 点検・保守に伴う機器等の清掃は、ワイヤブラシ、スクレーパー等を用いて、錆及び煤などを除去するものとし、必要に応じて薬剤や水を使用する。

(9) 蒸気発生器用の硬水軟化装置に使用する並塩(約190kg/年)は、業務実施者が用意するものとする。

本館 東西化学産業製 TS式自動型硬水軟化装置 型式:FS-0030XA-15C 2台

別館 栗田テクニカルサービス製 クリソフナー型式:KS・SA-30 1台

1.3 プレート型熱交換器点検・保守

プレート型熱交換器について共通仕様書第2編第4章第4節表4.4.2 熱交換機・ヘッダー・密閉型隔膜式膨張タンクによる点検を実施する。

1.4 ファンコイル及びパネルヒーター点検・保守

(1) ファンコイルは、共通仕様書第2編第4章第3節4.4.5 ファンコイルユニット・ファンコンベクターの項によるものとし、以下の作業項目を追加する。

作業項目	作業内容	点検時期
5. エアフィルター	全台数を洗浄済みのものと交換する。 交換したものは水洗い洗浄・乾燥後、保管する。	IN

(2) パネルヒーターは、共通仕様書 4.4.5 ファンコイルユニット・ファンコンベクターに準じて年1回（暖房期）シーズンイン点検を行う。

また、共通仕様書 4.3.2 空気調和等関連機器 5. ファンコイルユニットに準じて日常点検・保守を行う。

監視制御設備点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の監視制御設備の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の範囲は、「監視制御設備仕様・数量一覧」を対象とする。
- 2 点検・保守は、以下のとおり行うものとする。
 - (1) 監視制御設備点検は、「監視制御設備点検・保守内容一覧」とする。
 - (2) 監視制御設備点検は、設備機器運転に伴う設定値、制御パラメータ等の状態を把握し、調整を行う。
 - (3) 制御性動作点検は、年4回（7，8，1，2月）行うものとし、その仕様は「制御性動作点検一覧」による。
 - (4) 制御性動作点検は、各点検月内において、本館・別館の制御運転データ（1分間データ）を1週間分抽出し、グラフ等にて可視化し、運転状態を把握し行うものとする。
 - (5) 制御性動作点検の対象は以下による。
 - ア 本館
 - (ア) 冷熱源制御
 - (イ) 温熱源制御
 - (ウ) 空調機制御系統 (ACU-B1-11, 21, 22 / ACU-1-21, 22) (5セット)
 - (エ) 空調機制御系統 (ACC-1-11, 12/ACC-2～16-11, 12, 21, 22/ACC-17-11, 12, 21, 22) (66セット)
 - (オ) 空調機制御系統 (ACU-H-1, ACC-H-2) (2セット)
 - (カ) 空調機制御系統 (ACU-B1-S, B) (2セット)
 - (キ) ファンコイル制御系統 (124セット)
 - (ク) VAV/CAV 制御系統 (558セット)
 - イ 別館
 - (ア) 一般系統冷熱源制御
 - (イ) 一般系統温熱源制御
 - (ウ) 蓄熱槽制御
 - (エ) 蒸気発生器制御
 - (オ) 空調機制御 (66セット)
 - (カ) VAV 制御 (379セット)
 - (6) 制御性動作点検にて可視化したデータを元に、最適な運転方法を検討し、運転改善提案を厚生企画室に提出する。

(7) 中央処理装置は、年12回のBAS診断を行うものとし、その仕様は「BAS診断点検一覧」による。

(8) BAS診断の対象は以下による。

ア 本館

中央処理装置：SMS:1台、DSS:1台、SCS:10台、端末伝送装置一式

イ 別館

中央処理装置：SMS:1台、DSS:1台、SCS:5台、端末伝送装置一式

(9) 点検・保守に必要な測定器類は、各測定器の較正期限に基づき適正に較正されたものを使用する。

監視制御設備仕様・数量一覧

設備名称等	設備仕様・数量等
中央処理装置類	[本館(B3F)] (アズビル(株) SAVIC-netFX) 監視PC:1台 LCD/KB/マウス:1式 HCP:1台 SMS:1台 DSS:1台 SCS:6台 UPS:1台
	[本館(B3F)] (アズビル(株) SAVIC-netFXBMS) BMS_PC:1台 LCD/KB/マウス:1式
	[別館(B2F)] (アズビル(株) SAVIC-netFX) 監視PC:1台 LCD/KB/マウス:1式 HCP:1台 UPS:1台 SMS:1台 DSS:1台 SCS:5台
伝送装置	[本館] IDC:80ユニット IDGP:25ユニット SCM:14ユニット BMIF:2ユニット DIFⅡ:8ユニット PMXⅢ:4ユニット InfilexGC:10ユニット Infilex GD:21ユニット InfilexZM:2ユニット
	[別館] IDC:3ユニット I-DGP:5ユニット PMX4:5ユニット InfilexGC:75ユニット InfilexGD:21ユニット InfilexZM:53ユニット
熱源等制御設備	[本館] ・冷熱源制御 ・冷却塔制御 ・一般蒸気発生器制御 ・温熱源制御
	[別館] ・一般系統冷熱源制御・一般系統温熱源制御・蓄熱槽制御・蒸気発生器 制御・冷却塔制御・還水槽制御・冷水、温水切換バルブ制御・蒸気圧力制 御
ローカル一般機器	[本館] ・空調機制御(ACU-B1-11, 21, S, B / ACU-1-21, 22) (7セット) ・空調機制御(ACC-1-11, 12 / ACC-2~16-11, 12, 21, 22/ACC-17-11, 12, 21, 22) (66セット) ・空調機制御(ACU-H-1, ACC-H-2) (2セット) ・ACP-1, 4制御 (2セット) ・ファンコイル制御 (124セット) ・VAV/CAV制御 (108セット) ・11, 12, 15Fパッケージ制御 (3セット) ・電気室パッケージ制御 (3セット) ・ELV室換気制御 (6セット) ・水道用減圧弁異常警報検出 (15セット) ・駐車場CO2制御 (5セット) ・駐車場CO制御 (2セット) ・自動制御盤・外気計測 (1セット) ・貯湯槽制御 (4セット) ・パネルヒーター弁制御 (1セット) ・機械室換気量制御 (4セット)

設備名称等	設備仕様・数量等
	[別館] ・空調機制御(66セット) ・ファンコイル制御(3セット) ・空冷パッケージ制御(16セット) ・電気室、冷凍機室ダンパー制御(2セット) ・排気ファンサーモ発停制御(2セット) ・蒸気遮断弁制御(3セット) ・電気室パッケージ制御(4セット) ・自動制御盤、外気計測(1セット) ・機械室換気量制御(7セット) ・外気ファンインバータ制御(2セット) ・CO2外気量制御(50セット) ・余剰排気ファンインバータ制御(4セット) ・VAV制御(376セット)
端末伝送 入出力点数	[本館] 3,102点(デジタルポイント:1,603点,アナログポイント:1,416点,積算ポイント:83点)
	[別館] 3,207点(デジタルポイント:1,472点,アナログポイント:1,631点,積算ポイント:104点)

監視制御設備点検・保守内容一覧

点 検 部 位		作業内容	点検周期
中央 処 理 装 置 類 及 び 伝 送 装 置	HCP (ハードコピープリンター) 本館 別館	1) 外観点検	6 ヶ月
		2) 内部のクリーンアップ	
		3) サーマルヘッドのクリーンアップ	
		4) プラテンローラー及びピンチローラーの クリーンアップ	
		5) 電源コードの外観点検	
		6) 自己印画試験	
		7) LED表示の機能確認	
	監視PC 本館savic-netFX 別館savic-netFX	1) 各部のクリーンアップ	1 年
		2) ケーブル類の装着状態確認	
		3) 通信状態の確認	
		4) 監視機能設定確認	
		5) Javaキャッシュクリア	
		6) 再起動	
	BMS_PC 本館savic-netFX_BMS	1) 各部のクリーンアップ	1 年
		2) ケーブル類の装着状態確認	
		3) 通信状態の確認	
		4) 監視機能設定確認	
		5) 記憶装置の点検	
		6) データファイルのバックアップ作成	
		7) Javaキャッシュクリア	
		8) 再起動	
	SMS (システムマネジメントサーバ) リモートメンテナンス オンサイト点検 本館 別館	1) システム情報・設定情報の確認	1 年
		2) インジケータ表示確認	
		3) データファイルのバックアップ作成	
		4) 給電状態の確認	
		5) 各部のクリーンアップ	
		6) ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	
		7) 外観点検	
		8) バッテリーの定期点検	
	DSS (データストレージサーバ) リモートメンテナンス オンサイト点検 本館 別館	1) システム情報・設定情報の確認	1 年
		2) インジケータ表示確認	
		3) データファイルのバックアップ作成	
		4) 給電状態の確認	
		5) 各部のクリーンアップ	
		6) ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	
		7) 外観点検	
		8) バッテリーの定期点検	
中央 処	SCS (システムコアサーバ) リモートメンテナンス	1) システム情報・設定情報の確認	1 年
		2) インジケータ表示確認	
		3) データファイルのバックアップ作成	

点 検 部 位		作 業 内 容	点検周期
理 装 置 類 及 び 伝 送 装 置	ワザット点検 本館 別館	4) 給電状態の確認	
		5) 各部のクリーンアップ	
		6) ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認	
		7) 外観点検	
		8) バッテリの定期点検	
	UPS (無停電電源装置) 本館 別館	1) 外観点検	6 ヶ月
		2) 表示灯の点灯状態確認	
		3) 設置環境の確認	1 年
		4) ファンの動作確認	
		5) 電圧及び電流の測定	
		①無負荷時の入出力電圧	
		②実負荷時の出力電圧及び電流	
		6) 単体動作確認	
		①始動/停止	
		②停電/復電	
		③インバータ自己診断切換	
		④バイパス手動切換	
		7) 実負荷時の動作確認	
		8) バッテリーの電圧測定 (電圧基準値：AC95V～AC105V以内)	
	DGP、IDGP (端末伝送装置) 本館 別館	1) 機器組付け状態の確認	1 年
		2) 入力電圧の確認	
		3) コネクタ端子の締付け確認	
		4) 各部のクリーンアップ	
		5) 入出力機能の試験	
	DIFⅡ (端末伝送装置) 本館	1) 機器組付け状態の確認	1 年
		2) 入力電圧の確認	
		3) コネクタ端子の締付け確認	
		4) 各部のクリーンアップ	
		5) 入出力機能の試験	
	IDC (端末伝送装置) 別館	1) 機器組付け状態の確認	1 年
		2) 入力電圧の確認	
		3) コネクタ端子の締付け確認	
		4) 各部のクリーンアップ	
		5) 入出力機能の試験	
央 処 理 装 置 類 及	PMXⅢ (台数制御装置) 本館 別館	1) 外観点検	1 年
		2) 各部のクリーンアップ	
		3) コネクタ端子の締付け確認	
		4) 電圧及び電流の測定	
		①無負荷時の入出力電圧	
		②実負荷時の出力電圧及び電流入力電圧の確認	
		5) 発停操作の確認	

点 検 部 位		作 業 内 容	点検周期
び 伝 送 装 置		6) 入出力機能の試験	
		7) バッテリーの電圧測定及び交換	
		8) データファイルのバックアップ作成	
		9) コントラスト・ブライツ調整	
	PMX 4 (台数制御装置) 本館 別館	1) 外観点検	1 年
		2) 各部のクリーンアップ	
		3) コネクター端子の締付け確認	
		4) 電圧及び電流の測定 ①無負荷時の入出力電圧 ②実負荷時の出力電圧及び電流入力電圧の確認	
		5) 発停操作の確認	
		6) 入出力機能の試験	
		7) バッテリーの電圧測定及び交換	
		8) データファイルのバックアップ作成	
		9) コントラスト・ブライツ調整	
熱 源 等 制 御 設 備 及 び ロ ー カ ル 一 般 機 器 デ ジ タ ル 式 制	温度発信器 湿度発信器	1) 外観目視点検及び取付け状態の確認	1 年
		2) 配線端子の締付け確認	
		3) 実測又は標準試験器による誤差の点検校正	
		4) 伝送電圧の確認	
		5) コントローラーとの伝送状態の確認	
		6) 各関連部とのループ作動の点検調整	
		7) 実制御における制御状態での点検調整	
	コントローラー	1) 外観目視点検及び取付け状態の確認	1 年
		2) じん埃の除去	
		3) 配線端子の締付け確認	
		4) 電源電圧及び各制御電圧の確認	
		5) バックアップ電池の点検	
		6) 各ファイルのデリート状態及びエラー状態の確認	
		7) 軽故障、アラーム状態、システムエラー値の確認	
		8) 制御パラメーター及び制御プログラムの作動確認	
		9) 上位伝送状態の確認	
		10) 各センサー及び変換器との伝送状態の確認	
		11) アナログデータに対する誤差試験	
		12) 各入出力信号(発停、警報、アナログ)に対する調節計の作動確認	
		13) 各関連部とのループ作動の点検調整	
		14) 規定値の設定	
		15) 最適値の設定	
		16) 実制御における制御状態での点検調整	
	変換器	1) 外観目視点検及び取付け状態の確認	1 年
		2) じん埃の除去	
		3) 配線端子の締付け確認	
		4) 電源電圧の確認	

点 検 部 位		作 業 内 容	点検周期
御 機 器		5) 標準試験器によるゼロスパン調整	
		6) 各設定に対する出力信号の確認及び調整	
		7) 伝送電圧の確認	
		8) コントローラーとの伝送状態の確認	
		9) 各関連部とのループ作動の点検調整	
		10) 実制御における制御状態での点検調整	
	操作部	1) 外観目視点検及び取付け状態の確認	1 年
		2) じん埃の除去	
		3) リンケージ組付け状態の確認、ストローク調整及び回転角度の調整	
		4) モーターの回転作動・回転角度の点検	
		5) ポテンシオメーター接触点の清掃及び点検	
		6) 伝送電圧の確認	
		7) コントローラーとの伝送状態の確認	
		8) 各関連部とのループ作動の点検調整	
		9) 実制御における制御状態での点検調整	
電 気 式 制 御 機 器	温度調節器 湿度調節器 圧力調節器	1) 外観目視点検及び取付け状態の確認	1 年
		2) じん埃の除去	
		3) 内部機械的可動部分の点検及び動作確認	
		4) 比例帯の点検調整	
		5) 実測に対する点検較正	
		6) 各関連部とのループ作動の点検調整	
		7) 規定値の設定	
		8) 最適値の設定	
		9) 実制御における制御状態での点検調整	
管 理 機 器	カロリーメーター	1) 外観目視点検及び取付け状態の確認	1 年
		2) じん埃の除去	
		3) 配線端子の締付け確認	
		4) 流量発信器の出力波形の確認	
		5) 標準試験器による演算出力信号の点検較正	
		6) 各関連部とのループ作動の点検調整	
		7) 実測温度及び実流量に対する出力信号の確認及び調整	
	ばい煙濃度計	1) 本体、投光器、受光器のクリーンアップ	1 年
		2) 外観・内観及び取付け状態の点検	
		3) 端子ねじの締付け確認	
		4) 警報設定点の確認	
		5) 出力信号の確認及び調整	
		6) 投光器の光度の確認	
	CO2濃度計	7) 投光器、受光器、指示調節計のループ作動の点検	1 年
		1) 本体のクリーンアップ	
		2) 外観・内観点検及び取付け状態の確認	
		3) 端子・ねじ部の締付け確認	

点 検 部 位		作 業 内 容	点 検 周 期
		4) 導圧管廻りの点検	
		5) 標準ガスによる出力特性の確認	
		6) 各フィルター類及び消耗品の点検	
		7) 制御作動状態の点検	
	インバータ	1) 外観目視点検及び取付け状態の確認	1 年
		2) じん埃の除去	
		3) 配線端子の締付け確認	
		4) 制御信号の確認及び調整	
		5) 出力周波数の確認及び調整	
		6) 動力盤及びシーケンスの点検調整	
		7) 各関連部とのループ作動の点検調整	
		8) 実制御における制御状態での点検調整	
入出力点数	各端末伝送装置及び入出力信号対象機器	1) 全入出力ポイントの動作確認及び調整	1 年
		2) 計測点における現場表示との整合確認	

制御性動作点検一覧

対象系統		作 業 内 容	点 検 周 期
空調機制御系統	空調機制御系統 (※対象となる空調機の制御項目に対して実施する。)	(1) 室内温度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	4回／年
		(2) 室内湿度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	
		(3) 給気温度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	
		(4) 還気温度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	
		(5) 還気湿度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認	

対象系統		作業内容	点検周期
		③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	
		(6) 給気温度リミット制御状態の点検・確認 ①制御パラメータ及び制御プログラム・機器の動作確認	
		(7) ウォーミングアップ制御 ①制御パラメータ及び制御プログラム・機器の動作確認	
		(8) 空調機停止時のインターロック制御 ①制御パラメータ及び制御プログラム・機器の動作確認	
		(9) CO2制御 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	
VAV、FCU制御系統	VAV制御系統	(1) 室内温度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	4回／年
	FCU制御系統	(1) 室内温度制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	4回／年
熱源等制御設備	冷凍機及び冷温水発生機の台数制御	(1) 熱量による台数制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	4回／年
	2次ポンプ台数制御	(1) 流量による台数制御状態の点検・確認 ①実制御状態における制御精度の確認 ②実制御状態における制御の安定性の確認 ③適正な制御パラメータへの補正 ④機器の動作確認	4回／年

B A S 診断点検一覧

点 検 部 位	作業内容	点検周期
SMSⅢ (システムマネジメントサーバ)	1) システム情報・設定情報の確認	1ヶ月
	2) データファイルのバックアップ作成	
	3) システム各種ログの保存	
	4) 内部温度状態の確認	
	5) 電源・バッテリー状態の確認	
	6) ハードディスク状態の確認	
	7) Ethernet通信状態の確認	
DSSⅢ (データストレージサーバ)	1) システム情報・設定情報の確認	1ヶ月
	2) データファイルのバックアップ作成	
	3) システム各種ログの保存	
	4) 内部温度状態の確認	
	5) 電源・バッテリー状態の確認	
	6) ハードディスク状態の確認	
	7) Ethernet通信状態の確認	
SCS (システムコアサーバ)	1) システム情報・設定情報の確認	1ヶ月
	2) データファイルのバックアップ作成	
	3) システム各種ログの保存	
	4) 内部温度状態の確認	
	5) 電源・バッテリー状態の確認	
	6) Ethernet通信状態の確認	
	7) NC-bus通信状態の確認	
端末伝送装置	1) エラー情報の確認	1ヶ月
	2) データファイルのバックアップ作成	

付属設備機器等点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の各付属設備機器等の点検・保守を別紙1－8－1～12の仕様に基づき行う。

第2 対象業務

- 1 温水洗浄便座点検・保守業務（別紙1－8－1）
- 2 上水、中水滅菌装置点検・保守業務（別紙1－8－2）
- 3 簡易発電機点検・保守業務（別紙1－8－3）
- 4 トイレ洗浄殺菌装置等点検・保守業務（別紙1－8－4）
- 5 絶縁保護具点検・保守業務（別紙1－8－5）
- 6 うがい器点検・保守業務（別紙1－8－6）
- 7 懸垂幕昇降装置点検・保守業務（別紙1－8－7）
- 8 ゴンドラ設備点検・保守業務（別紙1－8－8）
- 9 緑化かん水装置点検・保守業務（別紙1－8－9）
- 10 照明制御設備点検・保守業務（別紙1－8－10）
- 11 同時通訳・映像・音響設備点検・保守業務（別紙1－8－11）
- 12 業務用冷蔵冷凍機器点検業務（別紙1－8－12）

温水洗浄便座点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の各トイレに設置されている温水洗浄便座の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、機器表<40>衛生器具類とする。
- 2 点検は、月1回とする。
- 3 点検は、下記のとおり、大便器温水洗浄便座の暖房機能、温水機能及び吐水機能に異常がないか点検する。
 - 1) 12月～3月：暖房機能、温水機能、吐水機能点検
 - 2) 4月～11月：吐水機能点検（暖房機能及び温水機能の停止状態確認含む）
- 4 大便器温水洗浄便座水温設定は全5段階のうち3段階に設定する。
- 5 点検は、閉庁日の作業を原則とする。
- 6 機器に障害が発生した場合は、速やかに処置すること。
- 7 修理、部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。

上水、中水滅菌装置点検・保守業務特記仕様書

第 1 業務内容

経済産業省総合庁舎の本館及び別館水槽室等に設置されている上水、中水滅菌装置の点検・保守を行う。

第 2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、「第 3 機器仕様」とする。
- 2 点検は、日 1 回とする。
- 3 点検時に薬液注入装置タンク内の薬剤残量が不足している場合は補給する。
- 4 7 日に 1 回遊離残留塩素濃度を測定し、結果に基づき適切な薬剤の吐出量に調整する。
- 5 機器に障害が発生した場合は、速やかに処置すること。
- 6 修理、部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。

【日常点検・保守項目】

項目	内容
薬液注入装置点検	・ 薬液タンクの液量を点検し、不足している場合は、補給する。
	・ タンク内に沈殿物が溜まったり、薬液が白濁するなどの異常がないか確認する。
	・ 液質の劣化があればタンク内を洗浄して新しい薬液と全量交換する。 ・ 継手部などから液漏れがないか点検する。液漏れがある場合は、増し締めを行う。
薬液ポンプ点検	・ 薬液が正常に揚液されているか点検する。
	・ 騒音、振動に異常が無い点検する。
	・ 各部接合部及び配管類から薬液漏れやエアの吸い込みが無いかを点検する。

注) 上水用の薬剤（次亜塩素酸ナトリウム（12%特級）溶液）は、年間約 40 kg

中水用の薬剤（次亜塩素酸ナトリウム 6%溶液）は、年間約 1,000 kgとし、業務実施者が用意するものとする。

第 3 機器仕様

1. 上水用

残留塩素濃度管理システム 計 1 台

- (1) 薬液注入装置 PTU-25
- (2) 循環攪拌ポンプ PSS-405-0.75 (株)川本製作所
- (3) 薬液タンクユニット CLPZD-30R (株)タクミナ
- (4) 設置場所 本館地下 3 階水槽室

2. 中水用

- | | | | | |
|-----|--------|--------------------------------------|-------------------|------------|
| (1) | 薬液注入装置 | 本館 | サワコン SY-1P-C (2台) | 東西化学産業株式会社 |
| | | 別館 | サワコン SY-2P-C (1台) | 東西化学産業株式会社 |
| (2) | 薬注ポンプ | 本館 | TS-T11F-VC (2台) | 東西化学産業株式会社 |
| | | 別館 | TS-T11F-VC (2台) | 東西化学産業株式会社 |
| (3) | 設置場所 | 本館 18階水槽置場・13階中間水槽室、別館 PH1 階水槽・冷却塔置場 | | |

簡易発電機点検・保守業務特記仕様書

第 1 業務内容

経済産業省総合庁舎の本館に保管されている非常用簡易発電機の点検・保守を行う。

第 2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象は、「第 3 機器仕様」とする。
- 2 点検は、日常点検を月 2 回実施する。
- 3 ガソリンは、支給品とする。
- 4 修理、部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。

【日常点検項目】

項 目	内 容
外見点検	・ 異常が無いことを目視にて確認する。
作動点検	・ 30 分程度運転し異常が無いか確認する。

【定期点検項目】

項 目	使用部品・油脂
エアークリーナー交換	エアークリーナーエレメント
アフターフィルター交換	アフターフィルター
スパークプラグ交換	スパークプラグ
エンジンオイル交換	エンジンオイル
バッテリー交換	バッテリー
キャブレターオーバーホール	—
フューエルタンク分解整備	
負荷試験及び各部点検整備	

第 3 機器仕様

- 1 発電機機種 発動発電機 (EU28is) 計 2 台 (本田技研工業株式会社)
- 2 保管場所 本館 1 階 倉庫 (1-1)

トイレ洗浄殺菌装置等点検・保守業務特記仕様書

第 1 業務内容

- 1 経済産業省総合庁舎の便所において、洗浄殺菌装置、消臭装置、自動開閉式汚物回収ボックスの取付・交換・点検・保守を行う。

第 2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、「第 3 機器仕様」とする。
- 2 洗浄殺菌装置
 - (1) 洗浄殺菌装置及び薬剤等の取付・交換・点検・保守は、年 6 回とする。
 - (2) 洗浄殺菌装置はレンタル品とし、業務期間終了時に取り外し、現状復旧とする。
 - (3) 排水状況の点検及びスケール付着状況確認を年 6 回行う。
 - (4) 薬剤等の濃度測定、記録、分析を年 1 回行う。
 - (5) 洗浄水量及び洗浄間隔について調整を行う。
- 3 消臭装置及び自動開閉式汚物回収ボックス
 - (1) 消臭装置の交換・点検・保守は、年 6 回とする。
 - (2) 自動開閉式汚物回収ボックスの交換・点検・保守は、年 1 2 回とする。
 - (3) 消臭装置及び自動開閉式汚物回収ボックスはレンタル品とし、業務期間終了時に取り外し、現状復旧とする。
- 4 機器に障害が発生した場合は、速やかに処置すること。

第 3 機器仕様

- 1 洗浄殺菌装置
 - (1) 衛生器具用給水装置二次側給水管に設置できること。
 - (2) 再生水専用（中水）とする。
 - (3) 芳香すること。ただし、一体であることを問わない。
 - (4) 十分な薬剤の供給が可能な容量を確保し、衛生陶器内部全面に殺菌効果を発揮できる能力を有すること。
- 2 消臭装置
 - (1) 自動式で壁面に設置できること。
 - (2) 芳香すること。
- 3 自動開閉式汚物回収ボックス
 - (1) 便所ブース内に設置できること。
 - (2) 非接触で自動開閉が可能なものとする。
 - (3) 感知距離は、約 50～150mm とする。
 - (4) 容量は約 30L とする。

4 薬剤・芳香剤

- (1) 使用する薬剤・芳香剤は、毒物及び劇物取締法及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に定める安全性基準に適合していること。

なお、芳香剤は、国際香料協会の技術諮問委員会の安全性基準に適合していること。

- (2) 薬剤は、水質、水温等の変化に影響されない液体を使用すること。また、使用回数に対応した品質、性能を有すること。

- (3) 薬剤は、大腸菌、黄色ブドウ球菌等の菌に対し殺菌効力の持続性があること。

- (4) 薬剤は中性を使用すること。

- (5) 使用する薬剤・芳香剤については、製品安全データシート等を業務計画書に添付し、厚生企画室に提出する。また、使用する薬剤・芳香剤の製造者が規定する取り扱い方法に従うこと。

なお、事前に製品安全データシート等の提出のない薬剤・芳香剤については使用してはならない。

5 洗浄殺菌装置の設置場所は次による。

- (1) 本館 11 階（会議室 11－1 付室 2）
- (2) 本館 11 階（事務室 11－8 付室 2）
- (3) 本館 11 階（事務室 11－13 付室 2）
- (4) 本館 11 階（事務室 11－14 付室 2）
- (5) 本館 12 階（事務室 12－5 付室 2）
- (6) 本館 12 階（事務室 12－6 付室 2）

6 消臭装置及び自動開閉式汚物回収ボックスの設置場所は以下による。

本館便所 消臭装置及び自動開閉式汚物回収ボックス

	消臭装置			自動開閉式汚物回収ボックス	
	男子便所	女子便所	多目的便所	女子便所	多目的便所
17階	2	2	1	4	1
16階	2	2	1	4	1
15階	2	2	1	4	1
14階	2	2	1	4	1
13階	2	2	1	4	1
12階	2	2	1	4	1
11階	2	2	1	3	1
10階	2	2	1	4	1
9階	2	2	1	4	1
8階	2	2	1	4	1
7階	2	2	1	4	1
6階	2	2	1	4	1
5階	2	2	1	4	1
4階	2	2	1	4	1
3階	2	2	1	4	1
2階	2	2	1	4	1
1階	2	2	2	2	2
地下1階	2	2	1	4	1
地下2階	2	2	1	2	1
計	38	38	20	71	20

別館便所 消臭装置及び自動開閉式汚物回収ボックス

	消臭装置			自動開閉式汚物回収ボックス	
	男子便所	女子便所	多目的便所	女子便所	多目的便所
11階	各1	各1	1	各2	1
10階	各1	各1	1	各2	1
9階	各1	各1	1	各2	1
8階	各1	各1	1	各2	1
7階	各1	各1	1	各2	1
6階	各1	各1	1	各2	1
5階	各1	各1	1	各2	1
4階	各1	各1	1	各2	1
3階	各1	各1	1	各2	1
2階	各1	各1	1	各2	1
1階	各1	各1	1	各2	1
地下1階	各1	各1	1	各2	1
計	36	36	12	72	12

注) 別館の男子便所、女子便所は各階3か所とする。

絶縁保護具点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の保守用絶縁防護具について人事院規則及び関係法令に基づいた点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 絶縁保護具の性能検査は、6カ月ごととする。
- 3 「第3 機器仕様」の検査期間中は代用品として電気安全帽、電気用ゴム手袋、電気用ゴム長靴について、各1組を貸与すること。
- 4 絶縁保護具の検査は、関係法令等に基づきひび割れ、破損等損傷の有無、検電性能、絶縁及び耐圧試験等の検査を完備された試験装置により行う。
また、検査済み絶縁保護具には、検査日を記入したラベルを添付すること。
- 5 経済産業省敷地外で検査を行う場合は、経済産業省構内で引き渡しを行い、当日中に、検査を終えて返納すること。
- 6 業務報告書として人事院規則に定められた定期検査の結果の記録を作成すること。
- 7 業務報告書は記録帳簿書類として保管する。

第3 機器仕様

(1) 絶縁保護具一覧

品名	規格	保護具ナンバー	別館	本館	計
電気安全帽	7KV	1-1, 1-2	1	1	2個
電気用ゴム手袋	7KV	2-1, 2-2	2	0	2双
電気用ゴム手袋	600V	9-1, 9-2	1	1	2双
電気用ゴム長靴	7KV	3-1, 3-2	1	1	2足
絶縁シート	600V	4-1~4-4	2	2	4枚
接地用具	22KV	6-1, 6-2	2	0	2組
接地用具	7KV	6-3, 6-4	0	2	2組
フック棒	20KV	7-1~5	4	1	5本
フック棒	10KV	7-6, 7-7, 7-8	1	2	3本
検電器	34.5KV	8-1, 8-2	2	0	2本
検電器	600V/7KV	8-11~8-15	3	2	5本

うがい器点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の本館及び別館に設置されているうがい器の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、機器表<4 3>うがい器とする。
- 2 フロン排出抑制法に基づく簡易点検は、3 カ月に1 回以上とする。その他の点検・保守は、月1 回とする。
- 3 機器に障害が発生した場合は、速やかに処置すること。
- 4 修理、部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。

【点検・保守項目】

点 検 項 目	点 検 内 容
動作チェック (冷水機能が有 る場合)	ノズルに口がつかない程度に据える高さ～排水栓に届く範囲内に吐出していることを確認する。
	うがい水及び冷水が、動作後、止まる事を確認する。
	洗浄水が、シンクから溢れない事を確認する。
	洗浄水が、動作後、止まる事を確認する。
	うがい水の濃度が、適切であることを確認する。
	天板に水が滞留する事無く、排水されることを確認する。
	機械内外部に手で触れ、水漏れや水漏れ跡が無いことを確認する。
	コンセント及び電源プラグに埃が堆積していないことを確認する。
	配線に傷等が無いことを確認する。
	バッテリーランプが点滅・点灯していないことを確認する。
	EMPTYランプが点滅することを確認する。
	放熱グリル(吸込み口)凝縮器フィンに埃が堆積していないことを確認する。
	フロン排出抑制法に基づく簡易点検を行う。
動作チェック (冷水機能が無 い場合)	機器の動作状態を確認する。
	薬液の濃度及び吐出量を調整する。
	洗浄水の水量を調整する。
薬液チェック	薬液残量を確認し、必要に応じて薬液を補充する。
清掃	うがい器本体内部及び外部を清掃する。

注) 薬液(うがい薬)は、年間約1,500Lとし、業務実施者が用意するものとする。

懸垂幕昇降装置点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の本館外壁及び別館外壁に設置されている懸垂幕昇降装置の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 点検の回数は、年1回とし、点検時期は厚生企画室の担当と協議すること。
- 3 点検・保守作業は、本館別館共、既設ゴンドラを使用することができる。
- 4 機器に障害が発生した場合は、速やかに処置すること。
- 5 修理、部品交換が必要な場合は、総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に報告する。

第3 機器仕様

1 懸垂幕昇降装置仕様及び数量表

建 物 (設置場所)	仕 様	数 量	製 造 所
本館 (北側、南側外壁)	・電動式、下操作 ・ステンレス製 ・ガイドレール寸法：H32,000×W2,400 ・懸垂幕寸法：H25,000×W2,200	2基	(株)東京タカラ商会
別館 (北側外壁)	・電動式、下操作 ・アルミニウム製 ・ガイドレール寸法：H32,900×W2,400 ・懸垂幕寸法：H25,000×W2,200	2基	(株)東京タカラ商会

2 懸垂幕昇降装置点検表

N o .	点検項目	N o .	点検項目
1	巻上機カバーBOX	12	スイッチBOX
2	ドラム	13	二次配線コード
3	滑車	14	モーター部
4	シャフト	15	減速器
5	軸受	16	リミッター
6	台座	17	ガイドレール
7	チェーン	18	ブラケット
8	ワイヤー	19	ガイドパイプ
9	クリップ	20	目板
10	上部滑車	21	下部滑車
11	ストッパー	22	各種ボルト・ナット

ゴンドラ設備点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の本館屋上及び別館屋上に設置されているゴンドラ設備の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 定期検査は、年2回とし、検査時期は厚生企画室の担当と協議すること。
- 3 性能検査は、年1回（本館4月、別館11月）とする。
- 4 定期検査及び性能検査は、ゴンドラ安全規則、ゴンドラの定期自主検査指針、人事院規則10-4 第32条、人事院規則10-4の運用について及び関係法令に基づき行うものとする。
 なお、性能検査は、労働安全衛生法第41条第2項に規定する登録性能検査機関に依頼して実施するものとし、性能検査にかかる費用は業務実施者の負担とする。
- 5 検査結果は、人事院指定の様式（人事院様式462）により作成し、業務報告書として、総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に提出する。
- 6 ゴンドラの異常、事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を行うこと。
- 7 修理、部品交換が必要な場合は、総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に報告する。
- 8 点検項目（本館・別館共通）は、以下のとおりとする。

項 目	内 容
巻上機関係	・ モーター、減速機、モーターブレーキ、メカニカルブレーキの作動。 ・ ワイヤロープ端末の取付、ドラムのワイヤの巻き状態及び損傷。 ・ ホイスト又は減速機の軸受取付部のチェック。
俯仰関係	・ モーター、減速機の異音のチェック、モーター部の作動。 ・ スクリュージャッキの給油、チェーンの作動状態及び給油。 ・ ベベルギヤ等の回転部の給油、リミットスイッチの作動状態。
走行関係	・ モーター、減速装置の異音、減速機の油量、走行の状態及び異音等。 ・ タイヤの摩耗、軸受、チェーン、伝動装置の給油。 ・ 車輪旋回装置、ハンドル、リンクの作動状態。
アーム	・ アームブラケット支持ボルトのチェック、シープの回転状態及び給油。 ・ 各軸受の給油。
台車カバー	・ カバービスの取付、損傷等ヒンジ止金具のチェック、ゲージ傾斜の調整。
パッケージ	・ ワイヤロープ端末、クッションゴム損傷のチェック、下限リミットの作動状態。
電気関係	・ 給電用、操作用キャプタイヤ、リミットスイッチ用キャプタイヤの損傷チェック。 ・ 各電源開閉器等各部の絶縁抵抗のチェック。

第3 機器仕様

1 本館

区 分	仕 様	備 考	
設置年月	2014/6	【製造所】日本ビソー株式会社	
型式	HHF-800ARS		
積載荷重	600kg		
ゴンドラゲージ	8,000mm× 800mm		
台車寸法	4,200mm× 2,200mm		
アーム長	3.6m		
昇降揚程	77m		
区 分	速 度	電 動 機	ブレーキ方式
昇降	10.0m/min	5.5 KW	電動ブレーキ メカニカルブレーキ
フ仰	1.2m/min	2.2 KW	電磁ブレーキ
走行	8.0m/min	0.75 KW× 2	
ワイヤロープ	JIS, G3525-18号 C種(6XF129) 10mm× 4本吊り		
電源	AC 3P 400V 50HZ		
走行レール	I ー300mm× 150mm× 10mm		

2 別館

区 分	仕 様	備 考	
設置年月	2022/8	【製造所】サンセイ株式会社	
形式	JKH200		
積載荷重	200kg		
ゴンドラゲージ	1,650mm× 650mm		
台車寸法	2,500mm× 1,200mm		
アーム長	4.0m		
昇降揚程	50m		
区 分	速 度	電 動 機	ブレーキ方式
昇降	8.3m/min	1.5 KW	電磁ブレーキ
フ仰	1.3m/min	0.4 KW	電磁ブレーキ
走行	8.3m/min	0.4 KW× 2	電磁ブレーキ
ワイヤロープ	8mm× 2本吊り		
電源	3相 200V 50HZ		
走行レール	I ー250mm× 125mm× 9mm		

緑化灌水装置点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の別館屋上に設置されている緑化灌水装置の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 定期点検は、年1回とする。
- 3 日常点検・保守を行う。
- 4 修理、部品交換が必要な場合は、総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に報告する。
- 5 維持管理は、「経済産業省総合庁舎別館 スクエアターフ Rain77 総合マニュアル」による。
- 6 定期点検の内容は、以下のとおりとする。

項目	内容
自動灌水コントローラ	灌水プログラムの設定確認
灌水パイプ	灌水パイプの吐水量計測による性能低下の判断
センサー式コントローラ	バックアップ電源残量確認
貯水トレイ	割れ等
土壌コンテナ	割れ等
ウッドデッキ	割れ、ネジ・ボルトのゆるみ、破損等

- 7 日常点検・保守の内容及び周期は以下のとおりとする。

項目	内容	周期
自動灌水コントローラ	コントローラボックス、支線電磁バルブ、流量計、ストレーナ、逆止弁等の損傷の有無及び作動状態	3 M
	コントロールパネルのカレンダー等表示	3 M
	エラーが発生した場合、マニュアルにより対処	3 M
	停電が発生した場合、電気復旧後に正常に動作しているかを確認	停電時
	かん水状態	3 M
ウッドデッキ	割れ、ネジ・ボルトのゆるみ、破損等	3 M

第3 機器仕様

- 1 設置場所：別館屋上
- 2 設置面積：1,208 m²
- 3 緑化種類：芝生及び地被類
- 4 製造所（製品名）：共同カイトック株式会社（スクエアターフ Rain77）

照明制御設備点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の照明制御設備の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 定期点検は、年1回とする。
- 3 点検中に不良箇所が見つかった場合は、その都度、厚生企画室に報告し、協議する。
- 4 部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。
- 5 機器に障害が発生した場合は、厚生企画室に報告し速やかに処置すること。
- 6 軽微な人感・照度センサー及びタイマーによる消灯等の設定変更を行う。

第3 機器仕様

本館照明制御装置：パナソニック電工 Free Fit (センター装置1台、リモート盤17系統)

点 検 対 象 機 器	点検仕様	保 守 点 検 作 業 内 容	点検回数
照明制御装置 本体・LCD キーボード・マウス	機能外観	・個別発停操作 LCD画面より操作し、動作を確認 ・設定変更操作 スケジュール、グループ等の設定変更・動作確認 ・キー操作、マウス操作確認 ・清掃、増し締め ・最新データ採集 ・冷却ファン清掃	年1回
コントローラ 電源部	構造外観	・内部清掃 ・各種ハーネス接続確認 ・電池のコネクタ接続確認 ・端子部の増し締め ・ネットワークケーブルの接続確認	年1回
	電源電圧	・1次供給電源の電圧測定 ・2次電源の電圧測定 中央処理装置用 5V 伝送信号用 24V	
	基本動作	・通電ランプの点灯 ・動作表示ランプの点滅 ・ネットワーク経由の操作時の動作確認	
機能点検	機能点検	・日報、月報処理確認 ・警報履歴確認 主にシステム異常の確認 ・データ管理 主に集中検針データ確認 ・最新データ保存 I/Oデータ・設定データ ・ネットワーク設定データの保存	年1回
UPS装置	機能外観	・清掃、増し締め ・充電電圧測定 ・停電時動作確認	年1回
プリンター類	機能外観	・清掃、増し締め ・電源測定 ・動作確認	年1回

別館照明制御装置：パナソニック電工 TOTALINK-L10 （6系統）

点 検 対 象 機 器	点検仕様	保 守 点 検 作 業 内 容	点検回数
照明制御装置 （センター装置） 電源部	機能外観	・ 1次供給電源の電圧測定 ・ 2次電源の電圧測定 中央処理装置用 5 V 伝送信号用 24 V ・ 清掃、増し締め	年1回
操作部	機能外観	・ 個別発停操作 LCD画面より操作し、動作を確認 ・ 設定変更操作 スケジュール、グループ等の設定変更動作を確認 ・ テンキー、タッチパネル操作確認 ・ 清掃、増し締め	
中央処理装置 （CPU）	機能外観	・ 清掃、増し締め ・ 動作表示の確認 CPUボードのLED表示確認 通信ボード（RS232-C）のLED確認 伝送ボードのLED確認	
制御ユニット （個別、グループ）	機能外観	・ 清掃、増し締め ・ 表示LED点灯確認 ・ 警報時動作確認	
フロッピーディスク ドライブ	機能外観	・ 清掃、FDDクリーナー使用 ・ 動作確認 データバックアップし、確認	
メッセージプリンター （パネルタイプ）	機能外観	・ 清掃 ・ テスト印字及び警報試験時印字確認	
機能点検	機能点検	・ 日報、月報処理確認 ・ 警報履歴確認 主にシステム異常の確認 ・ データ管理 主に集中検針データ確認 ・ 最新データ保存 I/Oデータ・設定データ	年1回

同時通訳・映像・音響設備点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

- 1 経済産業省総合庁舎の本館17階会議室（17-3）に設置されている同時通訳・映像・音響設備の点検・保守を行う。
- 2 経済産業省総合庁舎の本館17階会議室（17-1, 17-2, 17-4）及び会議室（17-5, 17-6, 17-7）並びに本館地下2階講堂に設置されている映像・音響設備の点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、機器表<22> 同時通訳・映像・音響設備とする。
- 2 同時通訳・映像・音響設備の点検・保守は、以下のとおりとする。
 - （1）本館17階各会議室の同時通訳・映像・音響設備定期点検及び、本館地下2階講堂の映像・音響設備定期点検を、年1回行う。
 - （2）本館17階各会議室の同時通訳・映像・音響設備の簡易動作確認点検及び本館地下2階講堂の映像・音響設備の簡易動作確認点検を2ヶ月に1回行う。
- 3 機器に障害が発生した場合は、厚生企画室に報告し速やかに処置すること。
- 4 部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。なお、ヒューズ・ランプ等の消耗部品類の交換を要する場合は、業務実施者の負担とするものとする。
- 5 点検、測定が終了した時は、種別毎の点検表又は試験成績表を作成し、業務報告書とする。
- 6 定期点検
 - （1）清掃等

各機器・装置、接続盤等コンセント類、機器室等内での機器類清掃、付属品の整理整頓
 - （2）外観点検
 - ア 各機器数量確認及び、支持固定・取付け状態
 - イ 異音・損傷等の状態
 - ウ 各表示（文字の印刷等）銘板の脱落の確認
 - （3）機能点検
 - ア 各回路の電气的性能確認及び各種制御機能点検
 - イ 送信、受信などの安定度、基本動作の通信機能点検
 - ウ 音量、音質の拡声機能点検
 - エ 各スイッチの切替え・調整器の動作及び表示灯の点灯状態点検
 - オ 映像画像、画質の表示機能点検
 - カ 配線接続部、端子台、コネクタ部等のゆるみ等の確認点検
 - キ コード接続部の導通、接続の確認点検
 - ク 各入出力回路の機能点検
 - ケ 各消耗部品、摩耗度の確認
- 7 簡易動作確認点検（機能点検）

- ア 各機器数量確認及び、支持固定・取付け状態
- イ 各回路の電氣的動作確認及び各種制御動作機能点検
- ウ 各スイッチの切替え・調整器等の設定状態の確認

業務用冷蔵冷凍機器点検業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎に設置されているフロン排出抑制法に規定する第一種特定製品である業務用冷蔵機器及び冷凍機器について点検を行う。

第2 業務仕様

- 1 点検・保守の対象範囲は、機器表<4 1>冷蔵冷凍機器とする。
- 2 フロン排出抑制法に基づき、3 カ月に1 回以上簡易点検を行う。

設備機器等清掃業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の各設備機器等の清掃、付属品等の清掃等を別紙1－9－1～3の仕様に基づき行う。

第2 対象業務

- 1 厨房フード他清掃業務 (別紙1－9－1)
- 2 各階空調機器清掃業務 (別紙1－9－2)
- 3 各種水槽等清掃業務 (別紙1－9－3)

厨房フード他清掃業務特記仕様書

第 1 業務内容

経済産業省総合庁舎本館及び別館に設置されている厨房排気用のフード類、厨房内排水設備、給排気ガラの清掃を行う。

第 2 業務仕様

1 清掃の対象範囲は、機器表< 4 2 >厨房フード等とする。

(1) フード類

フード	年 6 回
フード内 水フィルター	年 2 回
フード内 グリスフィルター	年 1 回

(2) 厨房内排水設備

排水溝・グリストラップ	毎月 1 回
-------------	--------

(3) 給排気ガラリ

年 1 回

2 実施日は、閉庁日とする。

3 使用する薬剤・洗浄剤等は、製品安全データシート等を業務計画書に添付し、厚生企画室に提出する。また、使用する薬剤・洗浄剤等の製造者が規定する取り扱い方法に従うこと。

なお、事前に製品安全データシート等の提出のない薬剤・洗浄剤等は使用してはならない。

4 下水に放流する薬剤・洗浄剤等は、下水道法、東京都下水道条例等関係法令の下水排除基準を満足するものとし、使用後に上水による希釈を必要としないものとする。

【フード類清掃作業項目・内容】

作 業 項 目	作 業 内 容
1. フード	フード内外、フィルターが無いものはダクト内部（手の届く範囲）に付着した油汚れ等を中性洗剤等で除去し、ウエスでから拭きする。
2. 水フィルター	
a. 清掃	フィルター本体に付属しているパネル・エリミネータジョイント・エリミネータを取り外し、中性洗剤等を使用してフィルター本体内外、パネル、エリミネータジョイント、ダクトのダンパーの汚れをブラシ・ウエス等で除去する。
b. ボールフロート	①ボールフロートを分解清掃して確実に止水することを確認する。 ②止水レベルが適正になるように調整する。
c. 上限・下限センサ	①センサが正常に作動することを確認する。正常に作動しない場合は分解・清掃する。 ②上限水位・下限水位が適正であることを確認する。適正でない場合は調整する。

作 業 項 目	作 業 内 容
d. 洗浄ノズル	洗浄水量が適切であるか確認する。適切でない場合は調整する。
e. 排水ユニット	①排水ユニットの排水・止水動作が正常であることを確認する。 正常でない場合は調整する。 ②オーバーフロー管をユニットから取り外し洗浄する。パッキンの劣化を確認し、劣化していれば交換する。
f. 運転調整	各部品を取り付けて、運転を行い正常に機能することを確認する。
3. グリスフィルター	
a. 清掃	①チャンバよりフィルターを取り外す。 ②取り外したフィルターを一晩洗剤に浸ける。 ③フィルターの表板と裏板を、それぞれ洗剤をつけたブラシ等で洗浄する。 ④ダクト内部（手の届く範囲）に付着した油污等を中心に中性洗剤等で除去し、ウエスで拭き取る。
b. 運転調整	フィルターをチャンバに取り付けて、運転を行い正常に機能することを確認する。

【厨房内排水設備清掃作業項目・内容】

作 業 項 目	作 業 内 容
1. 排水溝	排水構内の付着物をブラシ等で除去する。必要に応じて中性洗剤等を用いる。
2. グリストラップ	①槽内にたまったグリスをバキューム装置等で除去する。 ②バスケット・スクリーン・蓋等は取り外して洗浄剤等を用いてブラシ洗浄する。 ③油中和剤等の薬剤を投入し、トラップ類・横引き管内面を管内清掃器具等により清掃する。 ④本体内面をブラシ等で清掃する。必要に応じて中性洗剤等を使用する。 ⑤清掃後にグリス等の付着がないことを確認して復旧する。

【給排気ガラリ清掃作業項目・内容】

作 業 項 目	作 業 内 容
1. ガラリ	①天井面等に損傷・汚損を与えぬようにガラリを取り外す。 ②ダクト内部（手の届く範囲）に付着した汚れ等を中性洗剤等で除去し、ウエスで拭き取る。風量調整ダンパ等が取り付けられている場合は開度を変更しないように注意する。 ③取り外したガラリは中性洗剤等で洗浄後、水洗いにより汚物、洗浄剤を除去し、ウエスで拭き取りを行う。 ④乾燥後に元の位置に取り付ける。

各階空調機器清掃業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の本館及び別館の各階空調機械室等の空調機等の清掃及びフィルターの交換を行う。

- 1 各階空調機械室等のユニット形及びコンパクト形空調機、エアフィルター、全熱交換器（別置き）、送風機、パッケージ形空調機の室内機及びガラリーを清掃する。
- 2 空調機及び外気取り入れチャンバー等の中性能フィルター及びロールフィルターを交換する。

第2 業務仕様

- 1 清掃等の対象範囲は、機器表<29>パッケージ形空気調和機、<30>各階空気調和機、<31>空気清浄装置、<33>全熱交換器及び<34>送風機とし、パッケージ形空気調和機の室内機は次の機器を対象とする。

- (1) ACP-B1SE-1-1 (本館地下1階 宿直室 (B1-1))
- (2) ACP-B1SE-1-2 (本館地下1階 宿直室 (B1-1))
- (3) ACP-B1SE-1-3 (本館地下1階 宿直室 (B1-2))
- (4) ACP-1NE-1-1～-3 (本館1階 管理室)
- (5) ACP-1NE-2 (本館1階 管理室)
- (6) ACP-1SE-1 (本館1階 休養室 (1-1))
- (7) ACP-B1-03 (別館地下1階 宿直室 (B1-1))
- (8) ACP-01-1 (別館1階 管理室)
- (9) ACP-01-2 (別館1階 管理室)
- (10) ACP-01-3 (別館1階 休養室 (1-1))

- 2 清掃等は、原則として中間期の閉庁日とする（パッケージ形空気調和機を除く）。ただし、開庁日に実施する場合は、施設管理担当者と協議による。
- 3 使用する薬剤・洗浄剤等については、製品安全データシート等を業務計画書に添付し、厚生企画室に提出する。また、使用する薬剤・洗浄剤等の製造者が規定する取り扱い方法に従うこと。

なお、事前に製品安全データシート等の提出のない薬剤・洗浄剤等については使用してはならない。

- 4 下水に放流する薬剤・洗浄剤等は、下水道法、東京都下水道条例等関係法令の下水排除基準を満足するものとし、使用後に上水による希釈を必要としないものとする。
- 5 使用した薬剤を排水する場合は、水質を確認し、施設管理担当者に報告し、指定された場所に排水する。
- 6 洗浄・乾燥作業は、指定の場所で行う。
- 7 【作業内容一覧】に従って清掃等を実施する。
- 8 本格的な清掃に先立って、施設管理担当者が指定する空調機について試験的に清掃作業を

実施し、作業手順・作業内容の確認を行うものとする。

【作業内容一覧】

- 1 ユニット形空調機・コンパクト形空調機について、下記の清掃等を行う。

作 業 項 目	作 業 内 容
1. ケーシング	ケーシング（ファンユニット・コイルユニット・各種フィルターユニット・全熱交換器ユニット等の金属面）内外面の汚れを中性洗剤等により除去し、ウエスでから拭きをする。
2. 送風機	駆動軸・羽根車に付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いて水圧洗浄機等により除去する。 洗浄の際は軸受けに水が入らないように留意して作業する。
3. 電動機	電動機・プーリー・プーリーカバーに付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いたウエスにより拭き取り清掃を行う。 拭き取り終了後は、から拭きを行う。また、電動機内部の汚れを掃除機等により取り除く。
4. 熱交換コイル	熱交換コイルのフィンに付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いて水圧洗浄機等により除去する。 洗剤・薬剤等を用いる場合は熱交換コイルに悪影響がなく、人体に重大な影響のないことを確認する。 洗浄終了後に熱交換コイルのフィンに変形がないことを点検し、変形がある場合は専用工具を用いて修正する。
5. 全熱交換器	コンパクト形空調機に組み込まれている全熱交換器の熱交換エレメントに付着した汚れを掃除機・ブロウ等で除去する。
6. プレフィルター	①ユニット形空調機（電気集塵機該当機器除く）・コンパクト形空調機及びコンパクト形空調機全熱交換器本体より取り外し、付着した汚れを洗剤・薬剤等を用いて浸漬・水圧洗浄機等により除去する。 ②洗浄したフィルターは、指定場所にて乾燥させて翌日に取付作業を実施する。 ③乾燥終了後、本体に組み込む。
7. 加湿器	加湿器（蒸気噴霧式）のノズルを取り外し内外部に付着したスケール等の汚れをブラシ等により除去する。取付けの際はパッキンを新品と交換する。
8. ストレーナ	冷温水管・加湿用蒸気配管のストレーナのスクリーンを取り外し、水・洗剤・薬剤等を用いてブラシで清掃を行う。 取付けの際はパッキンを新品と交換する。
9. ドレンパン	ドレンパンに溜まった汚れを水で洗い流す。必要に応じてブラシ等を用いて汚れを除去する。
10. 空調機トラップ	空調機トラップ内部・排水管内部の汚れを水圧洗浄機・ブラシ等により除去する。排水管内部は柄付きブラシ等が届く範囲でよい。
11. ガラリ・チャンバー・空調機械室	①本館空調機械室内OAガラリチャンバー・EAガラリチャンバーの汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いたウエスにより拭き取り清掃を行う。清掃終了後は、ウエス等でから拭きを行う。また、空調機械室内の床面・壁面について水・洗剤・薬剤等を用いたモップ又は掃除機等により清掃を行う。 ②別館空調機械室内OA取り入れ口・RAガラリチャンバーの汚れを水・洗剤・薬剤等を用いたウエスにより拭き取り清掃を行う。

作 業 項 目	作 業 内 容
	清掃終了後は、ウエス等から拭きを行う。また、空調機械室内の床面・壁面について水・洗剤・薬剤等を用いたモップ又は掃除機等により清掃を行う。
12. 清掃後確認	①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。 ②各軸受にグリスをグリスガンで注入する。押し出された劣化グリスはウエスで拭き取る。 ③絶縁測定・電流測定・電圧測定を実施しその数値を記録すると共に、正常値であることを確認する。 ④送風機駆動用Vベルト・全熱交換器駆動用Vベルトの緩み・摩耗の有無を点検する。緩みがある場合は調整し、摩耗がある場合は交換する。 調整及び交換する際は作業前・作業後の電流値を記録すると共に、正常値であることを確認する。(Vベルトは支給する) ⑤空調機を運転して異音・振動がないことを確認する。 なお、異音・振動等がある場合は、総括管理業務責任者を通じて厚生企画室に報告の上、対応を検討する。 ⑥12月に加湿噴霧状況の確認を行い、適切に噴霧していることを確認する。 噴霧状況が適切でない場合は再度ノズルを清掃し適切に噴霧できるようにする。

2 電気集塵機について、下記の清掃等を行う。ユニットセル・プレフィルターは洗浄後に一晚乾燥させ、翌日に取付作業を実施するため2日連続の作業工程を要する。

作 業 項 目	作 業 内 容
1. ケーシング	ケーシング内外面の汚れを中性洗剤等により除去し、ウエスで拭きをする。
2. プレフィルター	①本体より取り外し、付着した汚れを洗剤・薬剤等を用いて浸漬・水圧洗浄機等により除去する。 ②洗浄したフィルターは、指定場所にて乾燥させて翌日に取付作業を実施する。 ③乾燥終了後、本体に組み込む。
3. ユニットセル	①電源を切断した後、本体より取り外して洗浄薬剤に浸漬後、水圧洗浄機等により除去する。 使用する洗剤・薬剤等はユニットセルに悪影響がなく人体に重大な影響のないことを確認する。 ②洗浄したユニットセルは、指定場所にて乾燥させて翌日に取付作業を実施する。 ③乾燥終了後、イオン化線の断線箇所があれば修理する。 絶縁測定を実施し、異常がなければ本体に組み込む。
4. 清掃後確認	①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。 ②制御盤の絶縁抵抗を測定し、異常がないことを確認する。 ③電源を投入し、異常がないことを確認する。

- 3 エレベーター機械室のパネルフィルターについて、下記の清掃等を行う。フィルターは洗浄後に一晩乾燥させ、翌日に取付作業を実施するため2日連続の作業工程とする。

作 業 項 目	作 業 内 容
1. ケーシング	ケーシング内外面の汚れを中性洗剤等により除去し、ウエスで拭きをする。
2. パネルフィルター	①本体より取り外し、付着した汚れを洗剤・薬剤等を用いて浸漬・水圧洗浄機等により除去する。 ②洗浄したフィルターは、指定場所にて乾燥させて翌日に取付作業を実施する。 ③乾燥終了後、本体に組み込む。
3. 清掃後確認	①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。 ②送風機の電源を投入し異常がないことを確認する。

- 4 全熱交換器（別置）について、下記の清掃点検作業を行う。プレフィルターは洗浄後に一晩乾燥させ、翌日に取付作業を実施するため2日連続の作業工程とする。

作 業 項 目	作 業 内 容
1. ケーシング	ケーシング内外面の汚れを中性洗剤等により除去し、ウエスで拭きをする。
2. プレフィルター	①本体より取り外し、付着した汚れを洗剤・薬剤等を用いて浸漬・水圧洗浄機等により除去する。 ②洗浄したフィルターは、指定場所にて乾燥させて翌日に取付作業を実施する。 ③乾燥終了後、本体に組み込む。
3. 熱交換エレメント	熱交換エレメントに付着した汚れを掃除機・ブロワー等で除去する。
4. 清掃後確認	①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。 ②電源を投入し異常がないことを確認する。

- 5 送風機について、下記の清掃等を行う。

作 業 項 目	作 業 内 容
1. ケーシング	ケーシング内外面の汚れを中性洗剤等により除去し、ウエスで拭きをする。
2. 羽根車	羽根車・駆動軸に付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いて水圧洗浄機等により除去する。洗浄の際は軸受けに水が入らないように留意して作業する。
3. 電動機	電動機・プーリー・プーリーカバーに付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いたウエスにより拭き取り清掃を行う。拭き取り終了後は、から拭きを行う。また、電動機内部の汚れを掃除機により取り除く。
4. 清掃後確認	①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。 ②各軸受にグリスをグリスガンで注入する。押し出された劣化グリスはウエスで拭き取る。

作 業 項 目	作 業 内 容
	③絶縁測定・電流測定・電圧測定を実施しその数値を記録すると共に、正常値であることを確認する。 ④駆動用Vベルトの緩み・摩耗の有無を点検する。緩みがある場合は調整し、摩耗がある場合は交換する。 調整及び交換する際は作業前・作業後の電流値を記録すると共に、正常値であることを確認する。（Vベルトは支給品） ⑤送風機を運転して異音・振動がないことを確認する。異音・振動等がある場合は総括管理業務責任者を通じて厚生企画室に報告の上、対応を検討する。

6 給排気ガラリについて、下記の清掃等を行う。

作 業 項 目	作 業 内 容
1. ガラリ	ガラリの汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いたウエスによる拭き取り清掃又は、乾燥したブラシと掃除機等による清掃を行う。 清掃終了後は、ウエス等でから拭きを行う。

7 滴下浸透気化式加湿器について、下記の清掃等を行う。

作 業 項 目	作 業 内 容
1. ストレーナ	加湿用給水配管のストレーナのスクリーンを取り外し、水・洗剤・薬剤等を用いてブラシで清掃を行う。その後、給水弁を除々に開けて給水が綺麗になるまで十分にフラッシングを行う。 取り付けの際は、パッキンを新品と交換する。
2. 加湿モジュール	加湿器本体のヘッダケースを外し、加湿モジュールを本体フレームから取り外す。ヘッダケースが作業の支障になる場合は、給水ホースを抜いてヘッダケースを機外に出して行う。また、加湿モジュールが上下連結されている場合は、連結部のビスを外し、加湿モジュールを単体にする。 洗浄用水槽に取り外した加湿モジュールを敷き詰めて、酸素系漂白剤を規定濃度にて希釈した洗浄液を加湿モジュールが十分に浸る量で30分から1時間浸け置きする。その後、加湿モジュールを取り外し十分に水洗いを行い、完全に乾燥させてから取り付ける。 変形や劣化が著しい場合には、新しい加湿モジュールと交換する。
3. 給水ヘッダノズル	加湿器本体のヘッダケースに取り付けられている給水ヘッダノズルを取り外し、内外部に付着したスケール等の汚れをブラシ等により除去する。
4. 清掃後確認	①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。 ②12月に加湿滴下状況の確認を行い、適切に滴下していることを確認する。 滴下状況が適切でない場合は再度ノズルを清掃し、適切に滴下できるようにする。

- 8 パッケージ形空気調和機の室内機について、下記の清掃等を行う。エアフィルターは洗浄後に一晩乾燥させ、翌日に取付作業を実施するため2日連続の作業工程とする。

作 業 項 目	作 業 内 容
1. ケーシング	ケーシング内外面の汚れを中性洗剤等により除去し、ウエスで拭きをする。
2. 送風機	駆動軸・羽根車に付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いて水圧洗浄機等により除去する。 洗浄の際は軸受けに水が入らないように留意して作業する。
3. 電動機	電動機・プーリー・プーリーカバーに付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いたウエスにより拭き取り清掃を行う。 拭き取り終了後は、から拭きを行う。また、電動機内部の汚れを掃除機等により取り除く。
4. 熱交換コイル	熱交換コイルのフィンに付着した汚れを、水・洗剤・薬剤等を用いて水圧洗浄機等により除去する。 洗剤・薬剤等を用いる場合は熱交換コイルに悪影響がなく、人体に重大な影響のないことを確認する。 洗浄終了後に熱交換コイルのフィンに変形がないことを点検し、変形がある場合は専用工具を用いて修正する。
5. エアフィルター	①本体より取り外し、付着した汚れを洗剤・薬剤等を用いて浸漬・水圧洗浄機等により除去する。 ②洗浄したフィルターは、指定場所にて乾燥させて翌日に取付作業を実施する。 ③乾燥終了後、本体に組み込む。
6. ドレンパン	ドレンパンに溜まった汚れを水で洗い流す。必要に応じてブラシ等を用いて汚れを除去する。
7. ドレンアップメカ・ドレン管	ドレンアップメカ内部・ドレン管内部の汚れを水圧洗浄機・ブラシ等により除去する。ドレン管内部は柄付きブラシ等が届く範囲でよい。
8. 清掃後確認	①清掃作業終了後の復旧状況を確認する。 ②各軸受にグリスをグリスガンで注入する。押し出された劣化グリスはウエスで拭き取る。 ③絶縁測定・電流測定・電圧測定を実施しその数値を記録すると共に、正常値であることを確認する。 ④駆動用Vベルトの緩み・摩耗の有無を点検する。緩みがある場合は調整し、摩耗がある場合は交換する。 調整及び交換する際は作業前・作業後の電流値を記録すると共に、正常値であることを確認する。（Vベルトは支給品） ⑤空調機を運転して異音・振動がないことを確認する。 なお、異音・振動等がある場合は、総括管理業務責任者を通じて厚生企画室に報告の上、対応を検討する。

各種水槽等清掃業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の上水・中水・排水等の各種水槽等を清掃する。

第2 業務仕様

- 1 清掃の対象範囲（対象機器、数量、回数等）は、機器表<3.8>水槽による。
- 2 水道法及び建築物衛生法に基づき清掃を行う。
- 3 清掃は、原則として閉庁日に実施する。
- 4 別紙1 別添1の資格等を有する実施責任者を置くこと。
- 5 使用する薬剤・洗浄剤等については、製品安全データシート等を業務計画書に添付し、厚生企画室に提出する。また、使用する薬剤・洗浄剤等の製造者が規定する取り扱い方法に従うこと。
なお、事前に製品安全データシート等の提出のない薬剤・洗浄剤等については使用してはならない。
- 6 二槽式タンクの場合は断水しないように、タンクを切り離して一槽毎に清掃を行い、通水時はバルブ操作を十分注意して行い赤水を発生させないようにすること。
- 7 水槽清掃の業務報告書は、以下の項目を記載する。
 - (1) 水槽の名称、場所、材質
 - (2) 水槽内外の点検結果、補修の必要性の有無
 - (3) 所見
 - (4) 写真（貯水槽内清掃前・貯水槽内清掃作業中・貯水槽内清掃後・貯水槽内消毒作業（1回目、2回目とも）（上水の場合）・殺虫剤散布作業（湧水槽・雨水槽・汚水槽・雑排水槽・中水槽の場合）・貯水槽清掃用機材類）
- 8 簡易水質検査結果（貯水槽清掃前後に残留塩素の含有率・色度・濁度・臭気・味について受水槽・高置水槽・給水栓末端にてそれぞれ検査実施）
- 9 【作業内容一覧】により清掃を実施する。
- 10 上水槽及び給湯タンクの作業は以下のとおりとする。
 - (1) 上水槽及び給湯タンクの作業に従事する者は、6ヶ月以内に検便その他の健康診断を行い、健康状態が良好な者を業務関係者とする。
 - (2) 実施責任者は、作業開始前に業務関係者全員の健康状態を確認するとともに、健康診断の結果表を業務報告書に添付して、厚生企画室に提出する。なお、作業当日健康状態不良（下痢、発熱等）の者は作業に従事させてはならない。

【作業内容一覧】

1 上水槽・給湯タンクについて、下記の清掃作業を行う。

作 業 項 目	作 業 内 容
1. 事前点検 a. 水抜管・通気管 ・オーバーフロー管 b. 水槽内部 c. 水槽外面 d. 水槽内機器類 e. 簡易水質検査	次の項目について点検し、作業報告書に記載する。 ①排水口空間・吐水口空間が適正か。 ②開口部の防虫設備に異常がないか。 沈殿物・付着物の有無。 水漏れ・損傷・劣化状況。 ボールタップ・水位制御装置等の作動状況。 貯水槽排水前に簡易水質検査を行い、以下の管理基準を満たしているか確認を行う。 ・残留塩素：遊離の場合は0.1mg/L以上、結合の場合は0.4mg/L以上 ・色度：5度以下であること ・濁度：2度以下であること ・臭気：異常な臭気が認められないこと ・味 ：異常な味が認められないこと
2. 準備作業 a. 安全確認 b. 作業前消毒作業	①酸素欠乏・有毒ガスによる中毒等の防止のため、換気装置の必要性を確認し、必要に応じて設置する。 ②使用する電動器具類の安全確認を行う。照明器具は防水防爆形のものを使用する。 ①作業衣の着用は、原則として作業現場において行う。 作業衣は飲用水槽専用とし、その都度消毒又はクリーニング済のものを使用する。 ②清掃作業に使用する機具類は飲用水槽専用とし、使用前に洗浄消毒を行う。 槽内持込器具・長靴等は次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒する。 ③次亜塩素酸ナトリウム溶液による足洗槽・スノコ板等を設置する。 ④水槽のタラップ、マンホール周辺及び作業周囲を次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒する。
3. 清掃作業	①給水関係バルブを閉じ、貯留水を排水する。 ②ヘルメット・マスク・ゴム手袋・長クツ等を装備して入槽し清掃機材を搬入する。この時、外部から昆虫や異物が入らないように注意する。 ③清掃前の状況を写真撮影する。 ④水槽の内外面の損傷、劣化等の状況を点検し、補修等の必要がないか確認するとともに作業報告書に状況を記載する。 ⑤高圧洗浄機・スポンジタワシ等を使用して水槽内外面及び水槽内機器を清掃・洗浄する。 必要に応じて貯水槽専用洗剤を使用する。 ⑥槽内の給水管・ボールタップ・水位制御装置等の錆落とし及び点検を行い、取り替え・補修の必要がないか確認する。 ⑦槽内部の水、汚泥等を残水処理機・ワイパー等により完全に除去する。 ⑧清掃後の写真撮影をする。（清掃前の撮影と同じアングルにする事） ⑨清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき適切に処理する。 ⑩清掃後槽内に作業用具・異物等の置き忘れがないことを確認する。

作 業 項 目	作 業 内 容
4. 消毒作業	①塩素濃度約50mg/Lから100mg/Lまでの次亜塩素酸ナトリウム溶液を高圧洗浄機等で水槽内の全面に塗布して消毒を行い30分程度放置する。 作業に当たっては防毒マスク・ゴーグル・ゴム手袋等を着用する。 ②放置後、槽内部の水洗いを行い、残水を排水・拭き取り後に再度、次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用して消毒を行う。ただし、2回目の消毒作業後は水槽内に立ち入らないこと。
5. 終了点検	①2回目の消毒作業後30分以上経過してから、消毒に用いた塩素剤を完全に排除した後に水張りを実施する。 ②給水機器（揚水ポンプ及び制御盤等も含む）の動作・停止及び水位が正常であることを確認する。
6. 簡易水質検査	貯水槽満水後、簡易水質検査を行い以下の管理基準を満たしていることを確認する。 検体の採取と検査は出来るだけ設置者等の立会いを求めて行う。 ・ 残留塩素：遊離の場合は0.2mg/L以上、結合の場合は1.5mg/L以上 ・ 色度：5度以下であること ・ 濁度：2度以下であること ・ 臭気：異常な臭気が認められないこと ・ 味：異常な味が認められないこと 基準を満たしていない場合はその原因を調査し、必要な措置を講ずる事。

2 空調用水槽について、下記の清掃作業を行う。

作 業 項 目	作 業 内 容
1. 事前点検 a. 水抜管・通気管 ・オーバーフロー管 b. 水槽内部 c. 水槽外面 d. 水槽内機器類	次の項目について点検し、作業報告書に記載する。 ①排水口空間・吐水口空間が適正か。 ②開口部の防虫設備に異常がないか。 沈殿物・付着物の有無。 水漏れ・損傷・劣化状況。 ボールタップ・水位制御装置等の作動状況。
2. 清掃作業	①給水関係バルブを閉じ、貯留水を排水する。 ②清掃前の状況を写真撮影する。 ③水槽の内外面の損傷、劣化等の状況を点検し、補修等の必要がないか確認するとともに作業報告書に状況を記載する。 ④高圧洗浄機・スポンジタワシ等を使用して水槽内外面及び水槽内機器を清掃・洗浄する。必要に応じて貯水槽専用洗剤を使用する。 ⑤槽内の給水管・ボールタップ・水位制御装置等の清掃及び点検を行い、取り替え・補修の必要がないか確認する。 ⑥槽内部の水、汚泥等を残水処理機・ワイパー等により完全に除去する。 ⑦清掃後の写真撮影をする。（清掃前の撮影と同じアングルにする事） ⑧清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき適切に処理する。 ⑨清掃後槽内に作業用具・異物等の置き忘れがないことを確認する。
3. 終了点検	水位制御装置等の外観・機能が正常であることを確認する。

3 湧水槽・雨水槽について、下記の清掃作業を行う。

作 業 項 目	作 業 内 容
1. 事前点検 a. 水槽内面 b. 水槽内機器類	次の項目について点検し作業報告書に記載する。 亀裂・損傷・劣化状況。 ポンプ・ホールドアップ・水位制御装置等の作動状況。
2. 準備作業	①酸素欠乏・有毒ガスによる中毒等の防止のため、換気装置の必要性を確認し、必要に応じて設置する。 ②使用する電動器具類の安全確認を行う。照明器具は防水防爆形のものを使用する。
3. 清掃作業	①貯留水を排水ポンプ・仮設ポンプ等で排水する。 ②清掃前の状況を写真撮影する。 ③水槽の内面の損傷、劣化等の状況を点検し、補修等の必要がないか確認するとともに作業報告書に状況を記載する。 ④高圧洗浄機・デッキブラシ等を使用して水槽内面及び水槽内機器を清掃・洗浄する。 ⑤槽内の排水管・水位制御装置等の清掃及び点検を行い、取り替え・補修の必要がないか確認する。 ⑥汚泥等をバキュームポンプ・手作業等により回収する。 ⑦清掃後の写真撮影をする。（清掃前の撮影と同じアングルにする事） ⑧清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき適切に処理する。 ⑨清掃後槽内に作業用具・異物等の置き忘れがないことを確認する。
4. 終了点検	ポンプ・水位制御装置等の自動動作が正常であることを確認する。
5. 殺虫剤散布	清掃終了後にスミチオン乳剤溶液等の殺虫剤を適正濃度で散布する。

4 汚水槽・雑排水槽・中水槽について、下記の清掃作業を行う。

作 業 項 目	作 業 内 容
1. 事前点検 a. 水槽内面 b. 水槽外面 （地下ピット水槽除く） c. 水槽内機器類	次の項目について点検し作業報告書に記載する。 亀裂・損傷・劣化状況。 水漏れ・損傷・劣化状況。 ポンプ・ホールドアップ・水位制御装置等の作動状況を点検する。
2. 準備作業	①酸素欠乏・有毒ガスによる中毒等の防止のため、換気装置の必要性を確認し、必要に応じて設置する。 ②使用する電動器具類の安全確認を行う。照明器具は防水防爆形のものを使用する
3. 清掃作業	①貯留水を排水ポンプ・仮設ポンプ等で排水する。 ②清掃前の状況を写真撮影する。 ③水槽の内外面の損傷、劣化等の状況を点検し、補修等の必要がないか確認するとともに作業報告書に状況を記載する。 ④高圧洗浄機・デッキブラシ・スクレーパー（FRP面を除く）

	等を使用して水槽内外面及び水槽内機器を清掃・洗浄する。 ⑤槽内の排水管・水位制御装置等の清掃及び点検を行い、取り替え・補修の必要がないか確認する。 ⑥汚泥等をバキュームポンプ・手作業等により回収する。 ⑦清掃後の写真撮影をする。（清掃前の撮影と同じアングルにする事） ⑧回収した汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき適切に処理する。 ⑨清掃後槽内に作業用具・異物等の置き忘れがないことを確認する。
4. 終了点検	ポンプ・水位制御装置等の自動動作が正常であることを確認する。
5. 殺虫剤散布	清掃終了後にスミチオン乳剤溶液等の殺虫剤を適正濃度で散布する。 なお、中水用タンクにおいては塩素消毒とする。

ねずみ等調査及び防除業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎敷地内におけるねずみ・昆虫等の調査及び防除を行う。

第2 業務仕様

1 調査・防除

- (1) ねずみ等調査 : 月1回
- (2) ヤスデ調査 : 年8回(4月～11月)
- (3) 防除 : 年8回

※ねずみ等とは、「建築物衛生法」に表記されている、ネズミ、ゴキブリ、蚊、ハエ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病源微生物を媒介する動物をいう。

2 業務実施者

本業務を適切に履行するため、別紙1別添1の資格等を有する実施責任者を置くこと。

3 業務の範囲

共通仕様書によるほか、以下の範囲とする。

(1) ヤスデ

別館東側植栽帯・別館屋上

4 調査の内容

(1) ねずみ等の調査

ねずみ等の聞き取り調査、目視による調査、トラップ等による調査を行う。

(2) ヤスデ

ヤスデの種類、生息範囲等を把握するために、目視調査を行う。

5 防除作業内容

(1) ねずみ等

1) 執務室等

ア 適切な箇所に粘着式トラップ等を設置する。(172箇所)

(トラップ等の設置場所は、施設管理者と協議する)

イ 生息が確認できた場合は、ねずみ等に適した薬剤を散布する。

2) 汚水槽、雑排水槽、中水槽等(機器表<38>水槽による。)

ア 毎年偶数月に水槽内の蒸散プレートを設置する。(32箇所)

イ 生息が確認できた水槽は、昆虫等に適した薬剤を散布する。

3) 厨房(食堂A～C、喫茶、保育所)及び厨房事務室等におけるねずみ等の防除

ア 適切な箇所に粘着式シート等のトラップを設置ける。(31箇所)

イ 生息が確認できた場合は、ねずみ等に適した薬剤を散布する。

(2) ヤスデ

ア 必要箇所に薬剤散布する。(別館東側植栽帯・別館屋上)

散布日程は、施設管理者と協議する。

第3 対象面積等

1 本館（厚生棟含む）

事務室及び廊下等	33,692	m ²
厨房、食堂ホール	1,449	m ²
給湯室及び便所	1,132	m ²
車庫等	4,552	m ²
ごみ処理スペース等	410	m ²
汚水槽・雑排水槽・中水槽	18	箇所

2 別館

事務室及び廊下等	42,503	m ²
厨房、食堂ホール	174	m ²
保育所	233	m ²
給湯室及び便所	1,403	m ²
汚水槽、雑排水槽、中水槽	11	箇所

3 別館東側植栽帯

別館東側植栽帯	737	m ²
---------	-----	----------------

4 別館屋上

別館屋上	1,272	m ²
------	-------	----------------

執務環境測定業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の執務環境に関する測定等を別紙1-11-1～4の仕様に基づき行う。

第2 対象業務

- 1 空気環境測定業務 (別紙1-11-1)
- 2 照度測定業務 (別紙1-11-2)
- 3 水質検査業務 (別紙1-11-3)
- 4 ばい煙測定業務 (別紙1-11-4)

空気環境測定業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の室内事務室等の空気環境測定を行う。

第2 業務仕様

1 本業務は、建築物衛生法及び建築物環境衛生管理基準等に基づき行う。

2 建築物衛生法、建築物環境衛生管理基準に基づく測定

(1) 別紙1 別添1の資格等を有する実施責任者を置くこと。

(2) 測定の対象範囲は、〈表－1、2〉に示す対象各室の室内中央付近（計129点）、中央空調用外気取入れガラリ付近（本館北側、南側及び別館各OAガラリ計4点）とする。

(3) 測定は、年6回とする。

(4) 測定は、同一測定点において同一日に2回実施する。

なお、測定は、始業時から中間時及び中間時から終業前の時間帯に各1回実施する。

3 受動喫煙防止のための測定

(1) 測定対象は喫煙による影響も考慮した浮遊粉じん濃度、測定精度は建築物環境衛生管理基準に準じる。

対象範囲は喫煙場所付近のドア、窓（本館1階の待合コーナー、別館12階の廊下 計4点）とし、庁舎出入口等から屋内側に1m入った地点（床上約1.2mから約1.5mまでの一定の高さ）を目安とする。

(2) 測定は3カ月に1回以上とする。

(3) 測定方法は以下とする。

ア 事前測定

事前測定は、9時頃に、浮遊粉じん濃度に関係する各装置を、喫煙場所を使用する条件で稼働させた状態で行う。

測定地点の扉や窓を開放した数分後に浮遊粉じん濃度の測定を1分間隔で数値が安定するまで複数回実施する。

イ 本測定

本測定は喫煙者が最も多いと思われる12時30分頃に実施する。測定時間は5分後まで1分間隔とする。

4 測定器は、経済産業省の備品（柴田科学株式会社製 IES-5000 型）を貸与する。

なお、使用にあたっては、粉じん計の登録校正機関における定期的な校正及びCO・CO₂センサーの業務実施者による校正を行うものとし、その費用は業務実施者の負担とするものとする。

〈表－１〉 本館・厚生棟 空気環境測定点

階数	扉番号	室名	階数	扉番号	室名
B3階	—	設備室 (C)	9 階	東 1	事務室 (9-7)
B2階	—	講堂		東 8	事務室 (9-3)
B1階	—	事務室 (B1-3)		西 1	事務室 (9-1)
	—	事務室 (B1-4)	10階	西 8	会議室 (9-1)
	—	事務室 (B1-3, B1-4)		東 1	事務室 (10-3)
	—	コンピュータ (厚生棟)		東 7	事務室 (10-3)
	—	食堂Bホール (厚生棟)		西 1	事務室 (10-2)
1 階	—	休養室 (1-1)	11階	西 7	事務室 (10-1)
	—	管理室		東 1	事務室 (11-19)
	—	会議室 (1-1)		東 4	事務室 (11-13)
	—	待合コーナー		西 1	事務室 (11-8)
2 階	東 3	事務室 (2-8)		西 4	事務室 (11-2)
	東 8	事務室 (2-2)	12階	東 3	事務室 (12-13)
	西 1	事務室 (2-1)		東 7	事務室 (12-5)
	西 8	会議室 (2-1)		西 2	事務室 (12-2)
3 階	東 4	事務室 (3-5)		西 8	事務室 (12-1)
	東 7	事務室 (3-5)	13階	東 3	事務室 (13-5)
	西 2	事務室 (3-2)		東 8	事務室 (13-5)
	西 8	事務室 (3-2)		西 1	事務室 (13-2)
4 階	東 3	事務室 (4-6)		西 6	会議室 (13-5)
	東 8	事務室 (4-5)	14階	東 3	事務室 (14-7)
	西 2	事務室 (4-1)		東 6	事務室 (14-7)
	西 7	事務室 (4-1)		西 3	事務室 (14-3)
5 階	東 3	事務室 (5-2)		西 7	事務室 (14-3)
	東 8	事務室 (5-2)	15階	東 4	事務室 (15-6)
	西 1	事務室 (5-1)		東 7	事務室 (15-6)
	西 8	事務室 (5-1)		西 3	事務室 (15-2)
6 階	東 2	事務室 (6-2)		西 8	事務室 (15-2)
	東 7	事務室 (6-2)	16階	東 3	事務室 (16-4)
	西 1	事務室 (6-1)		東 6	事務室 (16-4)
	西 7	事務室 (6-1)		西 1	事務室 (16-3)
7 階	東 1	会議室 (7-15)		西 8	事務室 (16-2)
	東 8	会議室 (7-7)	17階	東 1	会議室 (17-12)
	西 1	会議室 (7-5)		東 8	会議室 (17-5)
	西 8	事務室 (7-1)		西 1	会議室 (17-4)
8 階	東 3	事務室 (8-2)		西 8	会議室 (17-1)
	東 6	事務室 (8-2)	計 7 5 点		
	西 3	事務室 (8-1)			
	西 8	事務室 (8-1)			

注 1) 扉番号と室名が異なる場合は、扉番号を優先とする。

注 2) 事情により入室が困難な場合同一空調系統の近隣室とする

＜表－２＞ 別館空気環境測定点

階数	扉番号	室名	階数	扉番号	室名
B1階	B15	宿直室（B1-1）	6 階	613	事務室（6-1）
	B46	食堂Dホール		614	事務室（6-1）
	B20	倉庫		637	事務室（6-6）
	B31	事務室（B1-7）		640	事務室（6-3）
1 階	104	会議室（1-1）	7 階	711	事務室（7-1）
	109	事務室（1-3）		720	事務室（7-6）
	119	会議室（1-6）		735	事務室（7-14）
	120	会議室（1-2）		738	事務室（7-8）
	—	管理室	8 階	812	事務室（8-1）
2 階	201	事務室（2-7）		817	事務室（8-5）
	204	事務室（2-2）		827	事務室（8-6）
	205	会議室（2-10）		838	事務室（8-3）
	218	事務室（2-3）		843	会議室（8-3）
	227	会議室（2-13）	9 階	921	事務室（9-6）
	228	事務室（2-6）		926	事務室（9-4）
3 階	311	事務室（3-11）		933	会議室（9-7）
	314	事務室（3-1）	10階	942	事務室（9-5）
	335	事務室（3-13）		1012	事務室（10-3）
	—	倉庫（北）		1023	事務室（10-16）
4 階	411	事務室（4-1）		1041	事務室（10-8）
	412	事務室（4-1）		1042	事務室（10-5）
	427	事務室（4-12）	11階	1101	事務室（11-10）
	432	事務室（4-4）		1104	診療所
5 階	521	事務室（5-12）		1137	事務室（11-12）
	514	事務室（5-1）		1138	事務室（11-2）
	535	事務室（5-8）		1120	会議室（11-1）
	540	事務室（5-8）	計54点		
	544-2	事務室（5-8）			

注１）扉番号と室名が異なる場合は、扉番号を優先とする。

注２）事情により入室が困難な場合は、同一空調系統の近隣室とする。

照度測定業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の室内照明の照度測定を行う。

第2 業務仕様

- 1 照度測定のポイント数は、729点（本館489点、別館240点）とし、測定点の内訳は〈表一1〉本館照度測定点、〈表一2〉別館照度測定点とする。
なお、測定箇所は原則事務室を対象とする。また、各階の具体的な測定場所は協議とする。
- 2 照度測定は、6ヶ月に1回とする。
- 3 測定結果を報告書として厚生企画室に提出する。

〈表一1〉本館照度測定点

階 数	測定点数	備 考
17F	0点	
16F	34点	
15F	37点	
14F	36点	
13F	28点	
12F	32点	
11F	33点	
10F	30点	
9F	33点	
8F	35点	
7F	14点	
6F	34点	
5F	36点	
4F	30点	
3F	35点	
2F	25点	
1F	9点	
B1F	6点	
B2F	0点	
B3F	2点	
講堂B2F	0点	
厚生棟B1F	0点	
厚生棟B2F	0点	
		計489点

〈表—2〉別館 照度測定点

階 数	測定点数	備考
PH1F	0点	
12F	0点	
11F	26点	
10F	26点	
9F	20点	
8F	20点	
7F	30点	
6F	19点	
5F	28点	
4F	26点	
3F	24点	
2F	10点	
1F	7点	
B1F	3点	
B2F	1点	
		計 2 4 0 点

水質検査業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の水質検査を行う。

第2 業務仕様

1 水質検査は、下記のとおりとする。

(1) 別紙1 別添1の資格等を有する実施責任者を置くこと。

(2) 飲料水の水質検査の検査箇所は〈表-1〉による。

(3) 雑用水の水質検査（大腸菌の検査）の検査時期は各偶数月とし、検査箇所は〈表-2〉による。

(4) 空調用冷却水及び中央式給湯（飲料用）の水質検査（レジオネラ属菌の検査）の検査時期は8月（冷却水）、12月（給湯）とし、検査箇所は〈表-3〉による。

(5) 検査の結果が管理基準値に適合しない場合は、再度検査又は測定する。また、その原因を推定し、厚生企画室に報告する。

〈表-1〉 水質検査（飲料水）検査箇所

採 水	場 所	給水	給湯	備 考
本 館	地下3階湯沸室	○		給水低層系統
	地下2階男子更衣室		○	給湯浴室系統
	6 階給湯室		○	給湯低層系統
	7 階給湯室		○	給湯高層系統
	12階給湯室	○		給水高層系統
厚生棟	地下1階食堂A 厨房		○	給湯厨房系統
別 館	地下2階男子便所(1)	○		給水Ⅰ期系統
	11階給湯室(1)		○	給湯Ⅰ期高層系統
	地下2階男子便所(2)	○		給水Ⅱ期系統
	11階給湯室(2)		○	給湯Ⅱ期高層系統
	地下1階脱衣室		○	給湯浴室系統
検査箇所 合計		4	7	

注1) 表中○印の場所にて採水し、水質検査を行う。

＜表－２＞ 水質検査（雑用水）検査箇所

採 水 場 所		中水	備 考
本 館	地下2階男子便所（用具庫内、採水栓）	○	中水低層系統
	12階男子便所（小便器横、採水栓）	○	中水高層系統
別 館	地下2階男子便所(1)（用具庫内、採水栓）	○	中水Ⅰ期系統
	地下2階男子便所(2)（用具庫内、採水栓）	○	中水Ⅱ期系統
検査箇所数 合計		4	

注１）表中○印の場所にて採水し、水質検査を行う。

＜表－３＞ 水質検査（空調用冷却水及び中央式給湯（飲料用））検査箇所

採 水 場 所		冷却水	給湯	備 考
本 館	18階冷却塔置場（冷却塔CT-1-1）	○		一般系統
	18階冷却塔置場（冷却塔CT-1-2）	○		一般系統
	18階冷却塔置場（冷却塔CT-2）	○		一般・蓄熱系統
	7 階給湯室		○	給湯高層系統
	6 階給湯室		○	給湯低層系統
	地下2階男子更衣室		○	給湯浴室系統
厚生棟	地下1階食堂A 厨房		○	給湯厨房系統
別 館	PH1階水槽・冷却塔置場（冷却塔CT-1）	○		一般系統
	PH1階水槽・冷却塔置場（冷却塔CT-2）	○		一般系統
	PH1階水槽・冷却塔置場（冷却塔CT-3）	○		一般・蓄熱系統
	PH1階水槽・冷却塔置場（冷却塔CT-4）	○		一般系統
	11階給湯室(1)		○	給湯Ⅰ期高層系統
	11階給湯室(2)		○	給湯Ⅱ期高層系統
	地下1階脱衣室		○	給湯浴室系統
検査箇所数 合計		7	7	

注１） 表中○印の場所にて採水し、水質検査を行う。

ばい煙測定業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎設置機器におけるばい煙量等の測定を行う。

第2 業務仕様

- 1 測定の対象範囲（測定対象機器、測定項目、測定方法、測定場所、測定時期）は、＜表－1＞とする。
- 2 本業務を適切に履行するため、別紙1別添1の資格等を有する実施責任者を置くこと。
- 3 本業務は、大気汚染防止法及び関係法令等に基づき実施する。
- 4 測定は、年2回（別館の直だき吸収冷温水機）とする。
- 5 検査の結果が基準値に適合しない場合は、再度検査又は測定する。また、その原因を推定し、施設管理担当者に報告する。

＜表－1＞ ばい煙量等測定項目等

測 定 項 目		測 定 方 法	記 録
ばいじん（ダスト）		JIS Z8808に定める測定法	測定時の燃焼条件 ・ 燃料の使用量 ・ 排ガスの酸素 ・ 水分の分析 ・ ガスの分析
硫黄酸化物（SOX）		JIS K0103に定める測定法	
窒素酸化物（NOX）		JIS K0104に定める測定法	
備考	測定対象機器： 別館の直だき吸収冷温水機（１台）		
	測定場所： 別館地下２階冷凍機室（煙道の測定口１箇所）		
	測定時期： ８月（１回）、２月（１回）の計２回		

注1）測定時の燃焼条件は測定結果報告書の記録欄等に記入する。

注2）測定は測定対象機器の稼働期間に行う。

計量器交換業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の計量法における特定計量器の交換を行う。

第2 業務仕様

- 1 交換の対象は、「第3 機器仕様」とする。
- 2 交換の実施時期
 - (1) 特定計量器の有効期限前に行う。
 - (2) 施設管理担当者と協議した日程において実施する。
 - (3) 原則として閉庁日に実施する。
- 3 交換中に不良箇所が見つかった場合は、厚生企画室に報告し協議の上、速やかに処置すること。
- 4 交換に必要な測定機器、工具類及び消耗品等については業務実施者が負担とするものとする。
- 5 交換の際は既存計量器および新たに設置する計量器の検針可能な写真を撮影し、厚生企画室に提出すること。
- 6 交換後、試験及び動作確認を行う。

第3 機器仕様

1 機器リスト (電力量計)

設置場所	階数	設置場所	既存機器仕様	既存計器 NO 既存形番	既存 メーカー	有効期限	備考
厚生棟	B1F	食堂 A 売店空 調機械室 (P-B1-7)	交流三相 3 線 200V5A50Hz CT 付 250/5A 誘導形 本電力量計は、発注者 支給品と交換する。	NO. 076230 M2LHM-K5 形	三菱電 機	令和 5 年 6 月	管理 NO. 1201 発信装置付 発信パルス 定数 50pulse/kwh
厚生棟	B1F	食堂 A 横 EPS (P-B1-ACP)	交流参相 3 線 200V30A50HzCT 無し	NO. 787712 M2LM-K5 形	三菱 電機	令和 5 年 11 月	管理 NO. 1202 発信装置付 発信パルス 定 数 1pulse/kwh

計 2 か所

構内植栽管理業務仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎構内の植栽地を構成している植物の生育条件を整え、その形態の育成・維持・保全を行う。

第2 業務仕様

- 1 管理の対象範囲は、別表－1～別表－4及び別図による。
- 2 本業務を適切に履行するため、別紙1別添1の資格等を有する業務責任者を置くこと。
- 3 植栽地の自然環境、人為的な環境など生育条件を十分熟知し、これに応じた管理を行うこと。
- 4 植栽地の目的、機能を十分把握し、それぞれの目的に応じた管理を行うこと。
- 5 植物の特性を十分把握し、植物の経年変化に対応した管理を行うこと。
- 6 中木、低木刈り込み（混植）
中木、低木（ツツジ等）の刈り込みは、樹姿良く刈り揃える。
- 7 高木せん定
 - （1）高木（ケヤキ等）の基本せん定は、梯子及び高所作業車を使用し（安全帯着用）、害虫に侵された不要枝を取り除くと共に、風雨に耐えられるよう、樹姿良くせん定する。
 - （2）高木は、雨天時に枝が垂れ下がってきても通行に支障がないようせん定する。
 - （3）構内標識、防犯カメラ及び懸垂幕昇降装置等が支障なく認識・使用できるようせん定する。
 - （4）フジ棚の蔓は、伸びてもソーラーシステムに支障のないよう刈り揃え、シュロ縄で棚に結びつける。
 - （5）サンクンガーデンのケヤキは、連絡通路屋根ガラスやサクラにかからないようせん定する。
- 8 地被類徒長枝刈り取り
 - （1）地被類（ヘデラ等）の徒長枝は、樹姿良く刈り取り、蔓の伸び具合を考慮し、摘心を行う。
 - （2）ツツジ等の低木にかかった地被類は刈り取る。
- 9 芝刈り
別館屋上緑化及びHブロックの芝生部分は、芝刈り機により全体を刈り揃える。
- 10 除草
中木、低木、地被類部分及びレンガ舗装の目地部分に発生した雑草は、既存物に損傷を与えないように手作業により根元から抜き取る。また、作業範囲内の落葉、枯れ枝は除草作業時に搬出・処分する。
- 11 灌水
高木、中木、低木、地被類の灌水は、構内最寄りの既設散水栓から均等に行う。

12 消毒

- (1) 消毒は、殺虫剤（D E P乳剤、スミチオン 500 倍液又は同等品）を高木、中木、低木、地被類に均等に散布する。

なお、害虫発生のおそれのある場所は、入念に散布すること。

- (2) 散布の実施は原則、閉庁日とし、悪天候時は行わない。悪天候により散布できなかった時は、厚生企画室の担当と日程調整を行う。なお、関係法令を遵守して取扱には十分注意すること。

- (3) サクラに発生する害虫（モンクロシャチホコ等）は、発生初期に発見できるよう点検を行い、発生を確認した場合には、付着した葉の駆除及び、薬剤散布[オルトラン水和剤(1,000～2,000倍)、ディブテレックス乳剤(1,000倍)、カルホス乳剤(1,000倍)など]を行う。

13 施肥

- (1) 地被類の施肥（ちから1号）は、1㎡当たり100g程度を目安に均等に散布する。また、高木は目通り30～60cmは、1本当たり300g程度、目通り60cmを超えるものについては、1本当たり500g程度を目安に施肥を行う。悪天候により施肥が行えなかった時は、厚生企画室の担当と日程調整を行う。

- (2) 別館Hブロックのアジサイは花色が青系を保つよう施肥材を考慮する。

14 落葉清掃

落葉清掃の対象は、別表－1の摘要による。

15 花卉植え替え

- (1) 床土を入替え、腐葉土を混入する。なお、客土は良質な黒土とする。
- (2) 花卉の撤去は周囲の地被類等を損傷させないように行い、花卉の植込みは全体のバランスを考慮しながら行う。また、花卉の成形を整える。
- (3) 花卉の搬入時は、すべて搬入毎に、総括管理業務実施者の立会い検査を受けること。

16 悪天候時の枝払い等

台風、強風、大雨等の悪天候により高木に枝折れ等が発生した場合、速やかに枝払いを行う。また、植栽部及び国道・区道側歩道部に落下した枝等の清掃・集積・廃棄を行う。

17 発生材

本業務における発生材(ゴミ等は含まない)は、適切に搬出・処分を行う。

(別表-1)

番号	項目	本館 (サンクンガーデンを含む)	別館	時期			摘要
				月	回数	計	
1	中木、低木刈り込み	A～Fブロック 1,748.6㎡	G～Iブロック 378.3㎡	7月	1回	1回	
2	高木基本せん定 (落葉樹)	A～Fブロック 90本	G～Iブロック 19本	12月	1回	1回	
	高木基本せん定 (常緑樹)	A～Fブロック 61本	G～Iブロック 7本	12月	1回	1回	
3	地被類徒長枝 刈り取り	A～Fブロック 2,097.4㎡	G～Iブロック・屋上 362㎡	6月	1回	2回	ヘデラ等
				10月	1回		
4	芝刈り	340㎡	1,124㎡	6月	1回	4回	
				7月	1回		
				8月	1回		
				9月	1回		
				10月	1回		
5	除草	A～Fブロック 4,034㎡	G～Iブロック・屋上 1,864.3㎡	4月	1回	7回	本館数量にはサンクン ガーデンのブロック(レン ガ)舗装部分(188㎡)を含 む
				5月	1回		
				6月	1回		
				7月	1回		
				8月	1回		
				9月	1回		
				10月	1回		
				12月	1回		
6	灌水	A～Fブロック 3,846㎡	G～Iブロック 769.3㎡	3月	1回	13回	別館屋上緑化の芝及び地 被類を除く
				4月	1回		
				5月	1回		
				6月	1回		
				7月	2回		
				8月	4回		
				9月	2回		
				10月	1回		
				11月	1回		
				12月	1回		
				1月	1回		
				2月	1回		
3月	1回						
7	消毒 (地被類・中低木)	A～Fブロック 3,846㎡	G～Iブロック・屋上 1,864.3㎡	6月	1回	2回	害虫の発生状況により、実 施月を調整する
				8月	1回		
	消毒 (高木)	A～Fブロック 151本	G～Iブロック 26本	6月	1回	2回	害虫の発生状況により、実 施月を調整する
				8月	1回		
8	施肥	A～Fブロック 3,846㎡	G～Iブロック・屋上 1,864.3㎡	2月	1回	5回	
		Fブロック (サンクンガーデン)	—	6月	1回		
				9月	1回		
		花卉植え替え時		11月	1回		
			3月	1回			
9	落葉清掃	A～Fブロック 90本	G～Iブロック 19本	12月	1回	2回	・敷地内側溝 ・渡り廊下屋根部樋 ・渡り廊下地下食堂用室外 機置き場 ・本館北側室外機置き場 ・庇軒樋部清掃 を含む
				1月	1回		
10	花卉植替え	Fブロック (サンクンガーデン)	—	6月	1回	4回	ホーチュカ(36株/㎡)
				9月	1回		サルビア(36株/㎡)
				11月	1回		ガーデンシクラメン(36株/㎡)
				3月	1回		パンジー(50株/㎡)
				2色を基本とし、配色等については厚生企画室と協議する。			

※1. 中木、低木刈り込みは混植数量を示す。

高木リスト

(別表－２)

ブロック	NO	名 称	落葉樹	H (m)	C (m)	W (m)	径 (cm)	幹周 記号
A	A1	サクラ	○	7.5	0.91	8.0		④
A	A2	サクラ	○	7.0	0.80	7.0		③
A	A3	サクラ	○	8.0	1.45	9.0		⑤
A	A4	ケヤキ	○	12.0	1.35	10.0	43	⑤
A	A5	ケヤキ	○	12.0	1.33	10.0	42	⑤
A	A6	ケヤキ	○	7.0	1.44	10.0		⑤
A	A7	ケヤキ	○	12.0	1.26	10.0		⑤
A	A8	ケヤキ	○	12.0	1.40	10.0		⑤
A	A9	ケヤキ	○	12.0	1.57	12.0		⑥
A	A10	ケヤキ	○	12.0	1.56	10.0		⑥
A	A11	ケヤキ	○	12.0	1.27	12.0		⑤
A	A12	ケヤキ	○	12.0	1.57	12.0		⑥
A	A13	ケヤキ	○	12.0	1.34	10.0		⑤
A	A14	ケヤキ	○	9.0	0.97	6.0		④
A	A15	ケヤキ	○	12.0	1.50	12.0		⑥
A	A16	ケヤキ	○	12.0	1.25	6.0		⑤
A	A17	ケヤキ	○	12.0	0.93	6.0		④
A	A18	ケヤキ	○	12.0	0.80	5.0		③
A	A19	ケヤキ	○	12.0	1.68	12.0		⑥
A	A20	ケヤキ	○	12.0	0.83	4.0		③
A	A21	ケヤキ	○	12.0	1.37	5.0	44	⑤
A	A22	ケヤキ	○	12.0	1.38	6.0		⑤
A	A23	ケヤキ	○	12.0	0.85	6.0		③
A	A24	ケヤキ	○	12.0	1.46	12.0		⑤
A	A25	ケヤキ	○	12.0	1.40	12.0		⑤
B	B1	サクラ	○	8.0	1.25	8.0		⑤
B	B2	サクラ	○	9.0	0.95	6.0		④
B	B3	ケヤキ	○	12.0	2.22	12.0		⑦
B	B4	ケヤキ	○	12.0	1.88	12.0		⑦
B	B5	ケヤキ	○	12.0	1.71	10.0		⑥
B	B6	ケヤキ	○	12.0	0.86	6.0		③
B	B7	ケヤキ	○	12.0	0.84	6.0		③
B	B8	ケヤキ	○	12.0	1.52	12.0		⑥
B	B9	モクセイ		3.0	0.35	2.0		Ⅱ
B	B10	モクセイ		3.0	0.41	2.0		Ⅱ
B	B11	モクセイ		3.0	0.43	2.0		Ⅱ

高木リスト

(別表－２)

ブロック	NO	名 称	落葉樹	H (m)	C (m)	W (m)	径 (cm)	幹周 記号
B	B12	モクセイ		3.0	0.42	2.0		Ⅱ
B	B13	モクセイ		3.0	0.35	2.0		Ⅱ
B	B14	モクセイ		3.0	0.36	1.5		Ⅱ
B	B15	モクセイ		3.0	0.27	1.5		Ⅰ
B	B16	モッコク		3.0	0.58	2.5		Ⅱ
B	B17	モッコク		3.0	0.60	3.0		Ⅲ
B	B18	モッコク		3.5	0.45	2.0		Ⅱ
B	B19	モッコク		3.0	0.46	2.5		Ⅱ
B	B20	ハナミズキ	○	3.5	0.26	1.0		①
B	B21	ハナミズキ	○	4.0	0.38	1.0		②
C	C1	ケヤキ	○	12.0	1.82	14.0	58	⑦
C	C2	ケヤキ	○	12.0	2.07	12.0	66	⑦
C	C3	ケヤキ	○	12.0	1.95	11.0		⑦
C	C4	トチノキ	○	8.0	0.80	2.0		③
C	C5	トチノキ	○	8.0	0.65	2.5		③
C	C6	トチノキ	○	8.0	1.01	3.0	32	④
C	C7	ハナミズキ	○	3.0	0.15	1.0		①
C	C8	ハナミズキ	○	3.5	0.25	1.0		①
C	C9	モッコク		3.0	0.30	2.5		Ⅱ
C	C10	モッコク		3.3	0.35	2.5		Ⅱ
C	C11	モッコク		3.0	0.35	2.5		Ⅱ
C	C12	モッコク		3.0	0.27	2.0		Ⅰ
C	C13	モッコク		3.0	0.36	2.0		Ⅱ
C	C14	モッコク		3.0	0.35	2.0		Ⅱ
C	C15	モッコク		3.0	0.38	2.0		Ⅱ
C	C16	モッコク		3.0	0.35	2.0		Ⅱ
C	C17	モッコク		3.0	0.52	2.5		Ⅱ
C	C18	モッコク		3.0	0.35	2.0		Ⅱ
C	C19	モッコク		3.0	0.40	2.0		Ⅱ
C	C20	モッコク		3.0	0.33	2.0		Ⅱ
C	C21	モッコク		3.0	0.20	1.5		Ⅰ
C	C22	ツゲ		2.5	0.22	1.6		Ⅰ
C	C23	ツゲ		2.5	0.25	1.4		Ⅰ
C	C24	ツゲ		2.5	0.23	1.5		Ⅰ
C	C25	ツゲ		2.5	0.20	1.5		Ⅰ
C	C26	ツゲ		2.5	0.22	1.3		Ⅰ

高木リスト

(別表－２)

ブロック	NO	名 称	落葉樹	H (m)	C (m)	W (m)	径 (cm)	幹周 記号
C	C27	ツゲ		2.5	0.24	1.4		I
C	C28	ツゲ		2.5	0.21	1.5		I
C	C29	ツゲ		2.5	0.22	1.3		I
C	C30	ツゲ		2.5	0.18	1.3		I
C	C31	ツゲ		2.5	0.23	1.5		I
C	C32	ツゲ		2.5	0.29	1.8		I
C	C33	ツゲ		2.5	0.26	1.8		I
C	C34	ツゲ		2.5	0.18	1.1		I
C	C35	モチノキ		6.0	0.72	2.5		Ⅲ
C	C36	モチノキ		5.0	0.52	2.0		Ⅱ
C	C37	タブノキ		8.0	0.80	2.5		Ⅲ
C	C38	タブノキ		7.5	0.78	2.5		Ⅲ
C	C39	ハナミズキ	○	3.5	0.24	1.0		①
C	C40	ケヤキ	○	8.0	1.30	5.0		⑤
D	D1	サクラ	○	9.0	1.15	9.0		④
D	D2	サクラ	○	11.0	1.05	11.0		④
D	D3	サクラ	○	11.0	1.08	9.0		④
D	D4	ケヤキ	○	10.0	1.40	12.0		⑤
D	D5	ケヤキ	○	10.0	1.37	10.0		⑤
D	D6	ケヤキ	○	10.0	1.23	12.0		⑤
D	D7	ケヤキ	○	10.0	1.12	9.0		④
D	D8	ケヤキ	○	10.0	1.47	12.0		⑤
D	D9	ケヤキ	○	10.0	1.11	8.0		④
D	D10	ケヤキ	○	10.0	1.40	10.0		⑤
D	D11	ケヤキ	○	10.0	1.50	10.0		⑥
D	D12	ケヤキ	○	10.0	1.43	12.0		⑤
D	D13	ケヤキ	○	10.0	1.40	10.0		⑤
D	D14	ケヤキ	○	10.0	1.30	10.0		⑤
D	D15	ケヤキ	○	10.0	1.77	12.0		⑥
D	D16	ケヤキ	○	10.0	1.38	10.0		⑤
D	D17	ハナミズキ	○	3.0	0.28	1.5		①
D	D18	ハナミズキ	○	4.5	0.45	3.0		②
D	D19	ハナミズキ	○	4.5	0.36	3.0		②
D	D20	ハナミズキ	○	4.5	0.40	3.0		②
D	D21	ハナミズキ	○	4.5	0.40	3.0		②
D	D22	ハナミズキ	○	4.5	0.45	3.0		②

高木リスト

(別表－２)

ブロック	NO	名 称	落葉樹	H (m)	C (m)	W (m)	径 (cm)	幹周 記号
D	D23	ハナミズキ	○	3.5	0.33	2.0		②
D	D24	ハナミズキ	○	3.5	0.35	2.0		②
D	D25	ハナミズキ	○	3.0	0.32	2.0		②
E	E1	ハナミズキ	○	3.0	0.18	1.0		①
E	E2	ハナミズキ	○	3.0	0.17	1.0		①
E	E3	ハナミズキ	○	3.0	0.24	1.0		①
E	E4	モッコク		5.0	0.58	4.0		Ⅱ
E	E5	モッコク		5.0	0.53	3.0		Ⅱ
E	E6	モッコク		5.0	0.62	3.0		Ⅲ
E	E7	モッコク		5.0	0.64	3.0		Ⅲ
E	E8	モッコク		5.0	0.65	3.0		Ⅲ
F	F1	ウメ	○	4.0	0.50	2.6		②
F	F2	ウメ	○	5.0	0.64	3.0		③
F	F3	ウメ	○	5.0	0.62	4.0		③
F	F4	ウメ	○	3.5	0.48	2.0		②
F	F5	ウメ	○	4.0	0.40	2.0		②
F	F6	ウメ	○	4.0	0.45	3.0		②
F	F7	ウメ	○	3.5	0.30	2.0		②
F	F8	ケヤキ	○	14.0	1.90	12.0	61	⑦
F	F9	ケヤキ	○	10.0	1.75	9.0		⑥
F	F10	ケヤキ	○	14.0	1.42	9.0		⑤
F	F11	ケヤキ	○	11.0	1.66	11.0		⑥
F	F12	ハナミズキ	○	5.0	0.51	3.0		②
F	F13	ハナミズキ	○	5.0	0.48	3.0		②
F	F14	モミジ	○	4.0	0.28	3.0		①
F	F15	モミジ	○	5.0	0.48	4.0		②
F	F16	シダレザクラ	○	5.5	0.82	6.0		③
F	F17	シダレザクラ	○	6.0	0.50	3.0		②
F	F18	サザンカ		3.0	0.22	1.5		I
F	F19	サザンカ		2.0	0.18	1.0		I
F	F20	サザンカ		3.5	0.33	1.3		Ⅱ
F	F21	サザンカ		3.0	0.29	1.8		I
F	F22	サザンカ		3.0	0.23	1.5		I
F	F23	サザンカ		3.0	0.26	2.0		I
F	F24	モクセイ		4.5	0.32	2.0		Ⅱ
F	F25	モクセイ		4.5	0.45	2.0		Ⅱ

高木リスト

(別表－２)

ブロック	NO	名 称	落葉樹	H (m)	C (m)	W (m)	径 (cm)	幹周 記号
F	F26	モクセイ		5.5	0.42	2.5		Ⅱ
F	F27	モクセイ		6.0	0.48	3.0		Ⅱ
F	F28	フジ		(C=0.15)×5本				I
G	G1	サクラ	○	6.0	0.65	3.0		③
G	G2	ケヤキ	○	10.0	1.28	6.0		⑤
G	G3	ケヤキ	○	10.0	1.27	6.0		⑤
G	G4	ケヤキ	○	10.0	1.55	6.0		⑥
G	G5	ケヤキ	○	10.0	0.83	4.0		③
G	G6	ケヤキ	○	10.0	0.76	4.0		③
G	G7	ケヤキ	○	10.0	0.75	4.0		③
G	G8	ケヤキ	○	10.0	1.64	6.0		⑥
G	G9	ケヤキ	○	10.0	1.61	6.0		⑥
H	H1	サクラ	○	4.0	0.80	1.8		③
H	H2	サクラ	○	4.0	0.45	1.8		②
H	H3	サクラ	○	4.0	0.60	1.8		③
H	H4	サクラ	○	4.0	0.64	1.8		③
H	H5	サクラ	○	4.0	0.80	1.8		③
H	H6	サルスベリ	○	3.0	0.26	1.2		①
H	H7	サルスベリ	○	3.0	0.23	1.2		①
H	H8	ハナミズキ	○	3.0	0.18	1.0		①
H	H9	ハナミズキ	○	3.0	0.22	1.0		①
H	H10	ハナミズキ	○	3.0	0.18	1.0		①
H	H11	ムクゲ	○	2.0				
H	H12	キンモクセイ		2.5	0.48			Ⅱ
H	H13	キンモクセイ		2.5	0.54			Ⅱ
H	H14	キンモクセイ		2.5	0.40			Ⅱ
H	H15	キンモクセイ		2.5	0.38			Ⅱ
H	H16	ムクゲ	○	2.0				
H	H17	ムクゲ	○	2.0				
H	H18	ムクゲ	○	2.0				
H	H19	ムクゲ	○	2.0				
H	H20	ムクゲ	○	2.0				
H	H21	ムクゲ	○	2.0				
H	H22	ムクゲ	○	2.0				
H	H23	ソシンロウバイ	○	1.5				
H	H24	ソシンロウバイ	○	1.5				

高木リスト

(別表－２)

ブロック	NO	名 称	落葉樹	H (m)	C (m)	W (m)	径 (cm)	幹周 記号
H	H25	ソシンロウバイ	○	1.5				
I	I1	シラカシ		2.5	0.25	0.6		I
I	I2	シラカシ		2.5	0.28	0.6		I
I	I3	シラカシ		2.5	0.23	0.6		I

1. 本館側(A～Eブロック)・幹周別せんだ数量表

(落葉樹)

記号	幹周(m)	本数
①	0.29以下	8
②	0.3～0.59	9
③	0.6～0.89	8
④	0.9～1.19	10
⑤	1.2～1.49	24
⑥	1.5～1.79	9
⑦	1.8以上	5
計		73

(常緑樹)

記号	幹周(m)	本数	備考
I	0.29以下	16	
II	0.3～0.59	23	
III	0.6～0.89	7	
計		46	

2. サンクンガーデン(Fブロック)・幹周別せんだ数量表

(落葉樹)

記号	幹周(m)	本数
①	0.29以下	1
②	0.3～0.59	9
③	0.6～0.89	3
④	0.9～1.19	0
⑤	1.2～1.49	1
⑥	1.5～1.79	2
⑦	1.8以上	1
計		17

(常緑樹)

記号	幹周(m)	本数	備考
I	0.29以下	10	フジは5本とカウント
II	0.3～0.59	5	
III	0.6～0.89		
計		15	

3. 別館側(G～Iブロック)・幹周別せんだ数量表

(落葉樹)

記号	幹周(m)	本数
①	0.29以下	5
②	0.3～0.59	1
③	0.6～0.89	8
⑤	1.2～1.49	2
⑥	1.5～1.79	3
計		19

(常緑樹)

記号	幹周(m)	本数	備考
I	0.29以下	3	
II	0.3～0.59	4	
計		7	

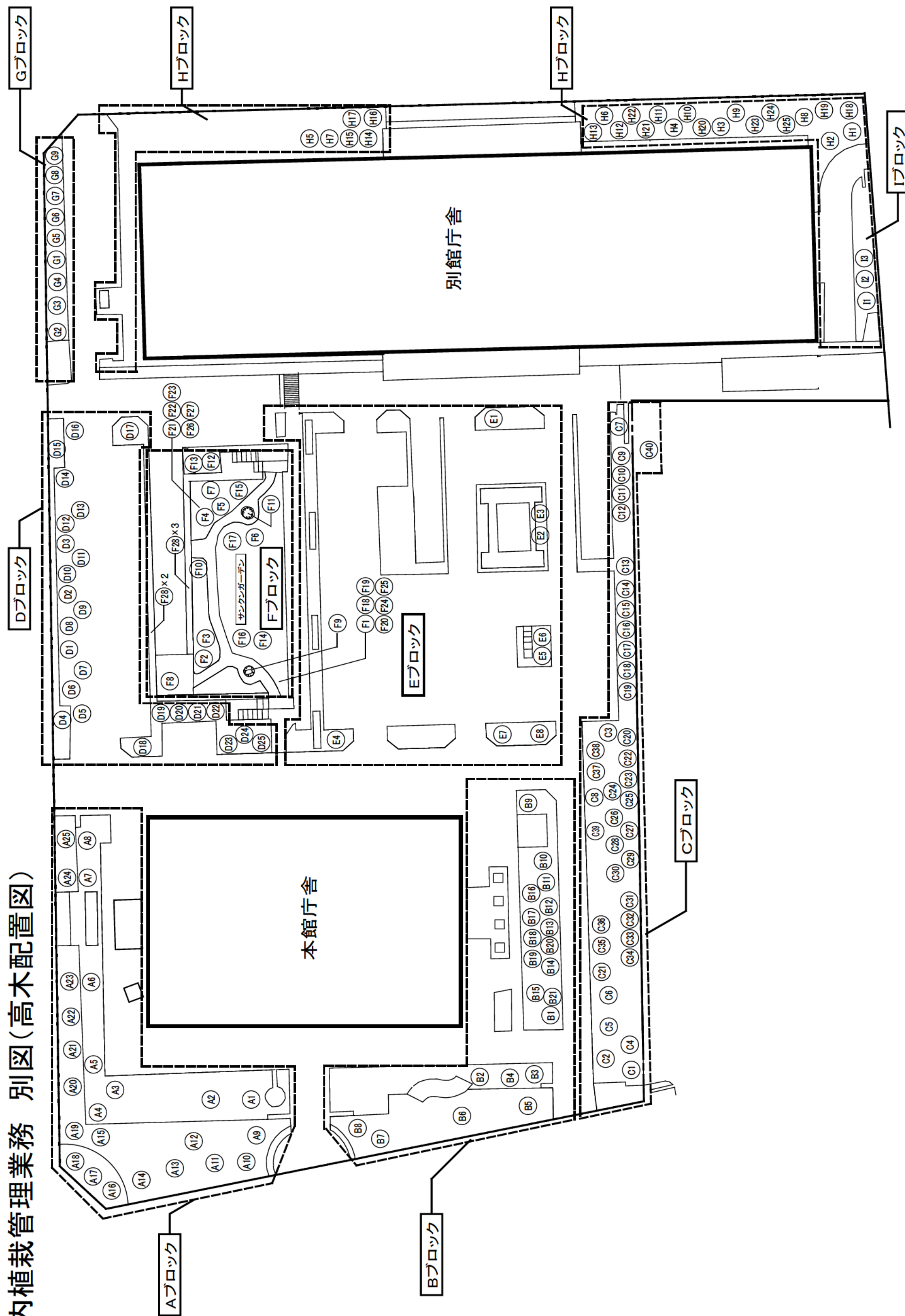
4. せんだ・落葉清掃集計表(本)

		落葉樹	常緑樹	計
せんだ	本館側	73	46	119
	サンクンガーデン	17	15	32
	別館側	19	7	26
	計	109	68	177
落葉清掃	本館側	73	－	73
	サンクンガーデン	17	－	17
	別館側	19	－	19
	計	109	－	109
高木消毒	本館側	73	46	119
	サンクンガーデン	17	15	32
	別館側	19	7	26
	計	109	68	177

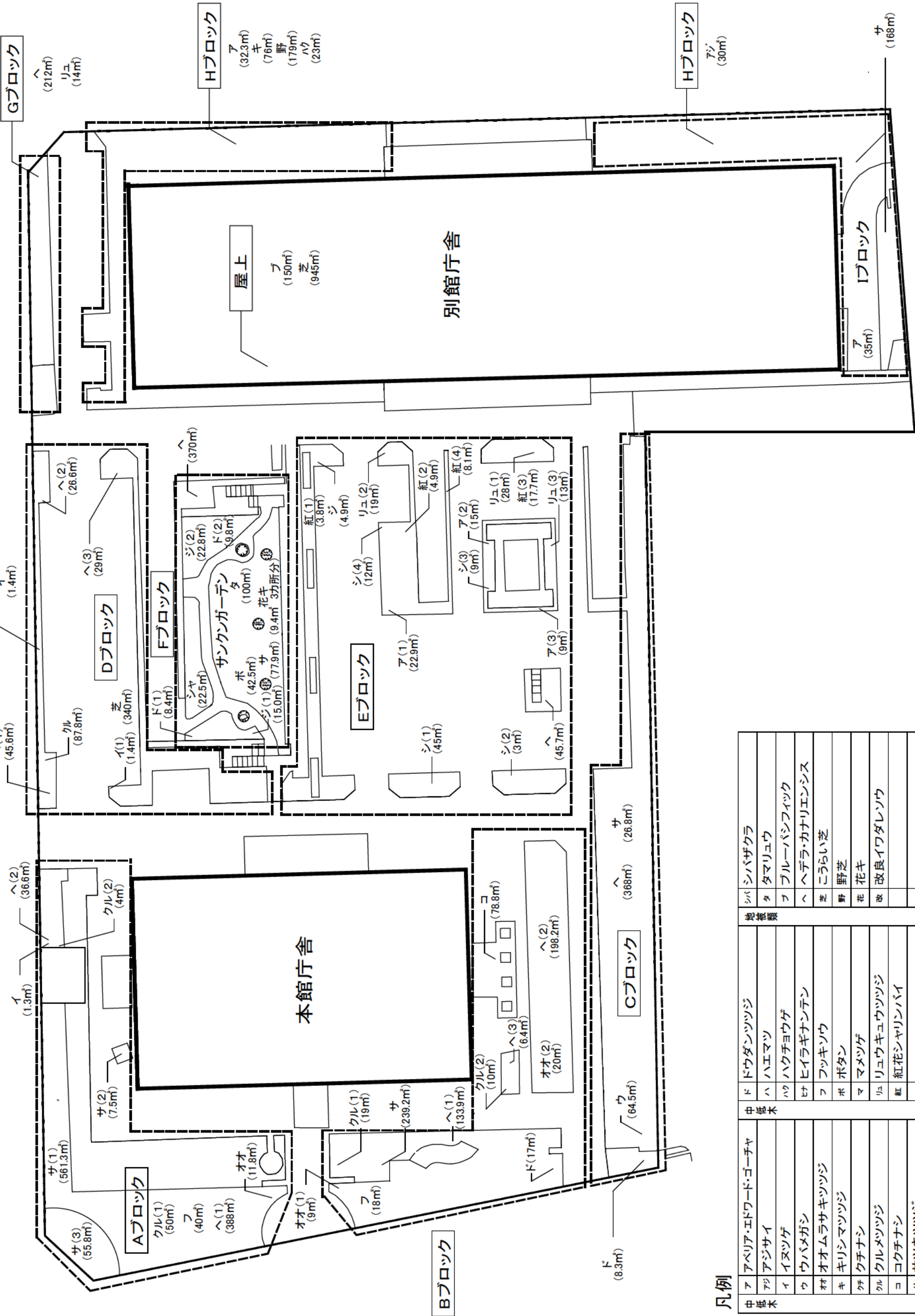
■ 芝、地被類											
ブロック	芝 屋上・コウキ芝 H:野芝	地被類					タマリユウ	改良イワ レリウ	シハサクラ	ブルー パンフィク	花キ
		ヘナラ カナリエンシス	424.6	338.5	368.0	101.2					
本館側	A		424.6								424.6
	B		338.5								338.5
	C		368.0								368.0
	D	340.0	101.2	1,648.0							441.2
	E		45.7								45.7
	F		370.0			100.0				9.4	479.4
別館側	G		212.0								212.0
	H	179.0									179.0
	I										1,486.0
	屋上緑化	945.0								150.0	1,095.0
小計	1,464.0	1,860.0				100.0	0.0	0.0	0.0	150.0	9.4
合計	1,464.0					2,119.4					
総合計						3,583.4					

■ 中木・低木														
ブロック	ポタン	フッキソウ	ジンチヨウゲ	ハクチヨウゲ	紅花 シャリンバイ	クルメツツジ	ドウダン ツツジ	サツキ ツツジ	コクチナン	オオムラサキ ツツジ	イヌツツ	シヤクナゲ	アジサイ	シルバー フリスベツ
本館側	A	40.0				54.0		624.6		11.8	1.3			
	B	18.0				29.0	17.0	239.2	78.8	29.0				
	C						8.3	26.8						
	D					87.8					2.8			
	E			4.9									69.0	
	F	42.5		37.8			18.2	77.9				22.5		
別館側	G													
	H				23.0								30.0	
	I							168.0						
	屋上緑化													
小計	42.5	58.0	42.7	23.0	34.5	170.8	43.5	1,136.5	78.8	40.8	4.1	22.5	30.0	69.0
合計														
総合計														

構内植栽管理業務 別図(高木配置図)



構内植栽管理業務 別図(地被類・中木・低木 配置図)



凡例

中低木			地被類		
ア	アベリア・エドワード・ゴーチヤ	ドウダンツツジ	シバ	シバザクラ	
アジ	アジサイ	ハエマツ	タ	タマリユウ	
イ	イヌツゲ	ハクハクチョウゲ	フ	ブルーパシフィック	
ウ	ウバメガシ	ヒイラギナンテン	ヘ	ヘデラ・カナリエンス	
オ	オオムラサキツツジ	フッキソウ	芝	こうらい芝	
キ	クリシマツツジ	ボタン	野	野芝	
ク	クチナン	マメツゲ	花	花キ	
クル	クルメツツジ	リュウキュウツツジ	改	改良イワダレソウ	
コ	コクチナシ	紅花シャリンバイ			
サ	サツキツツジ				
シ	シルバーブリーペット				
ジ	ジンチョウゲ				
シャ	シャクナゲ				

配管洗浄業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎のトイレ用汚水配管内面の洗浄を実施し、汚水配管内面に付着したスケール等の除去を行う。

第2 業務仕様

- 1 配管洗浄の対象範囲は、「第3 対象範囲」とする。
- 2 配管洗浄作業
 - (1) 高圧洗浄方式及びワイヤー方式等にて配管内を洗浄すること。
 - (2) 各小便器の排水トラップの薬品洗浄を実施すること。
 - (3) 配管洗浄は業務期間を通じて1回とし、対象範囲を各年度で均等になるよう設定する。
- 3 配管洗浄は、原則として閉庁日に実施する。
- 4 配管に障害が発生した場合は、速やかに処置すること。
- 5 修理、部品交換が必要な場合は、厚生企画室に報告する。

第3 対象範囲

機器表<40>衛生器具類に記載された各小便器の排水トラップ、別図に記載されたトイレ内の汚水配管（衛生器具ユニット内の汚水配管含む）及び、トイレから汚水槽、屋外排水桝に至る室内の汚水配管

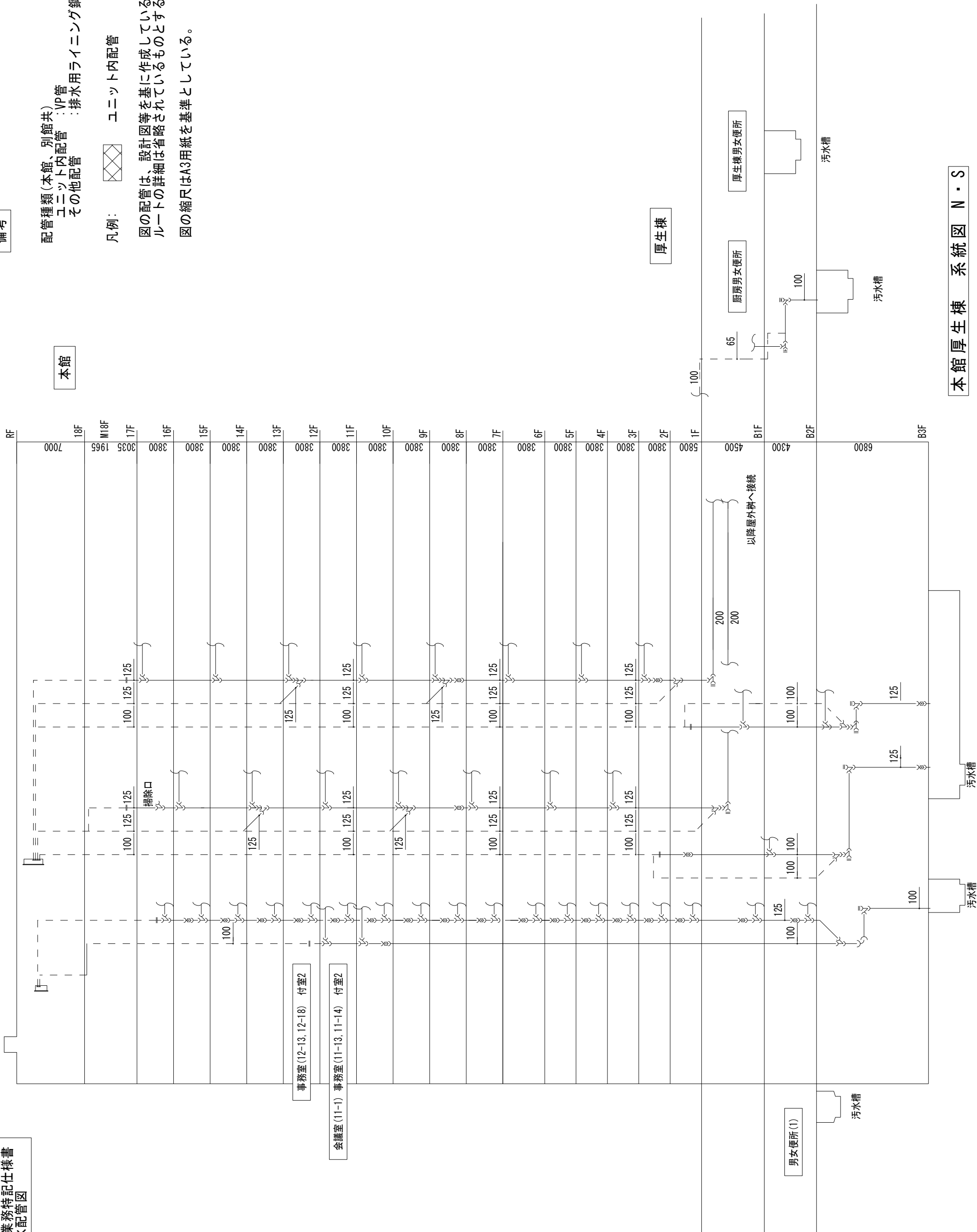
- 1 本館トイレ
 - 地下3階～17階の各階トイレ(厚生棟、多目的トイレを含む)
 - 事務室(12-5) 付室2
 - 事務室(12-6) 付室2
 - 会議室(11-1) 付室2
 - 事務室(11-8) 付室2
 - 事務室(11-13) 付室2
 - 事務室(11-14) 付室2
- 2 別館トイレ
 - 地下2階～11階の各階トイレ(多目的トイレを含む)
 - 保育室

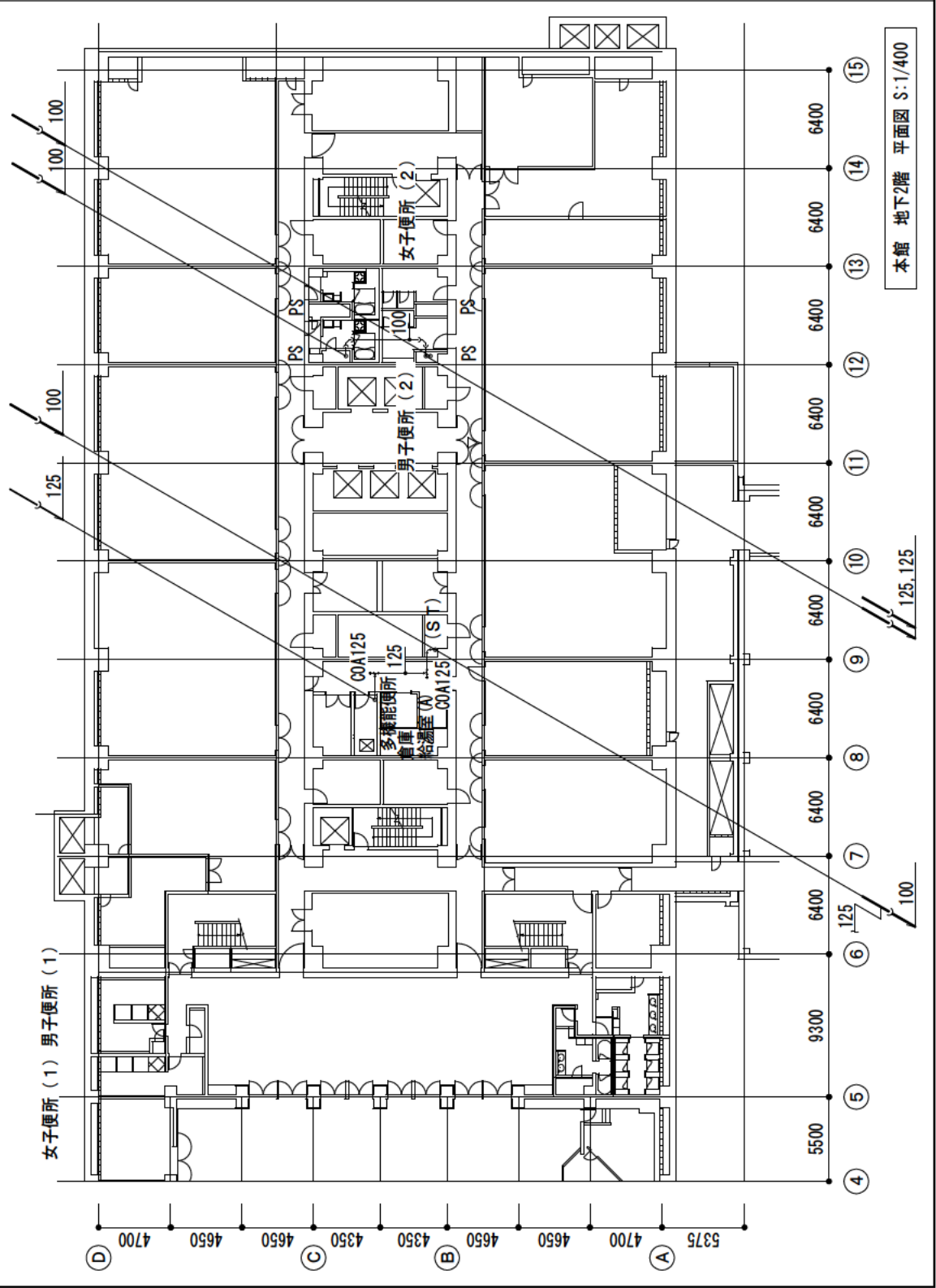
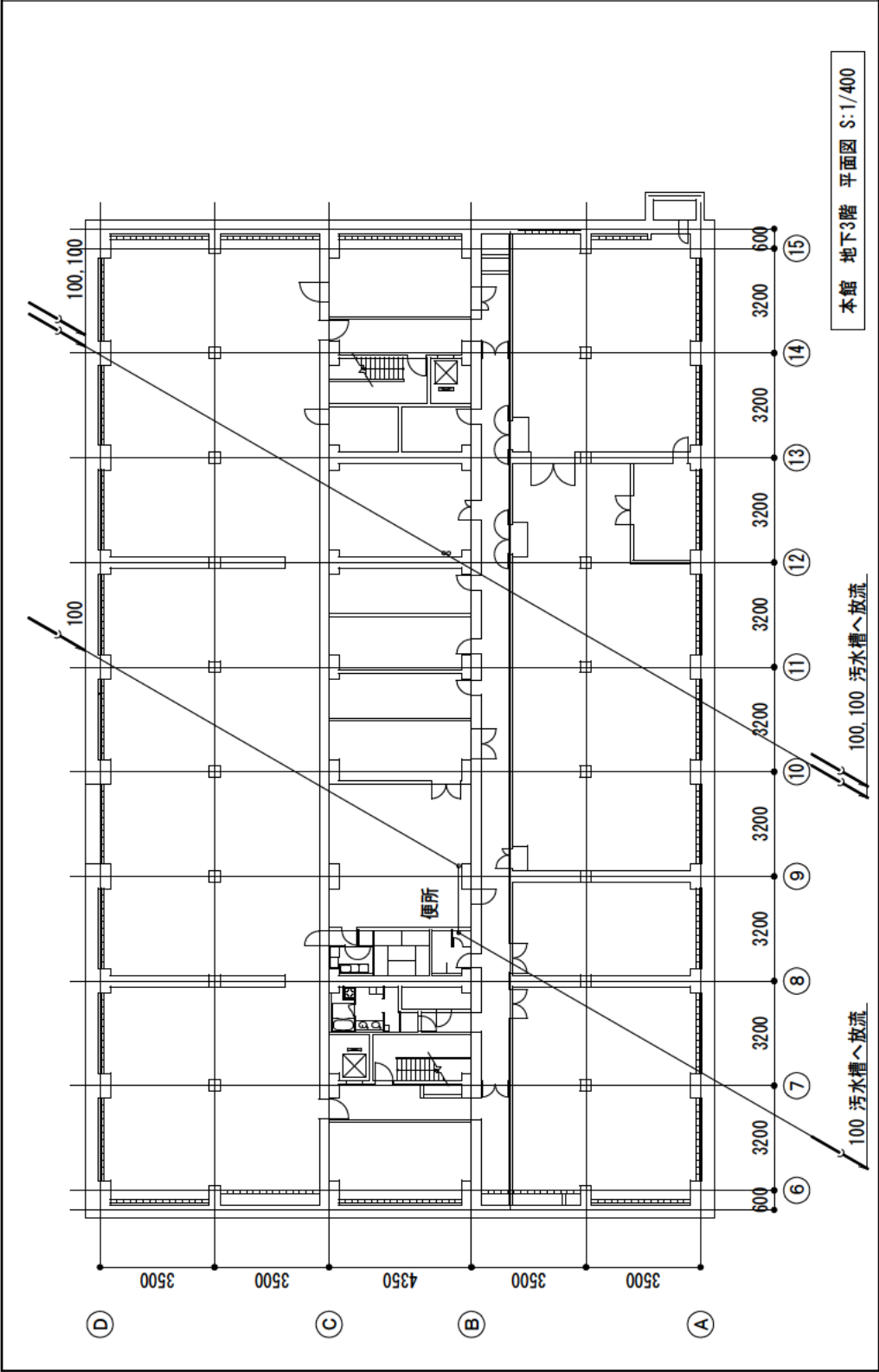
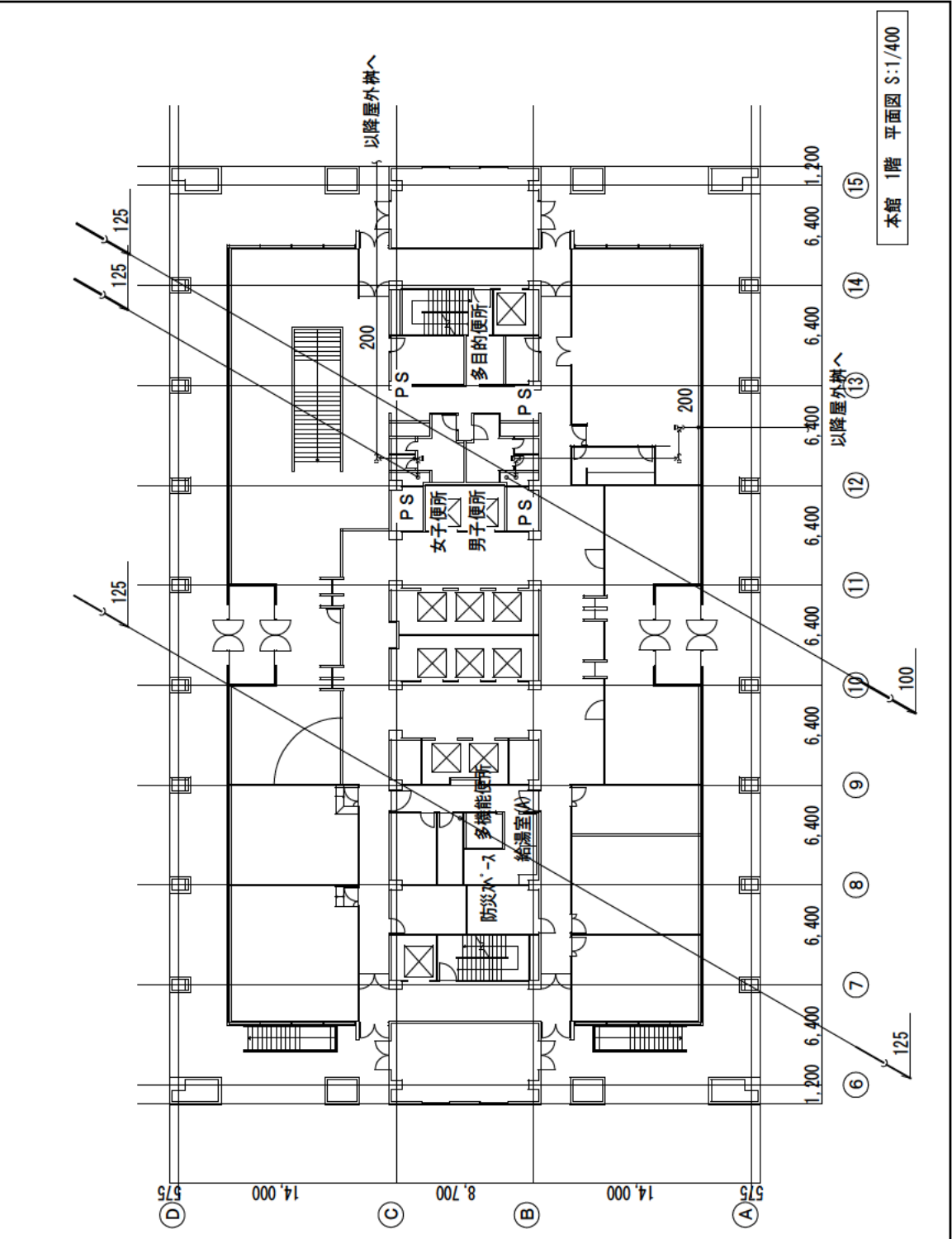
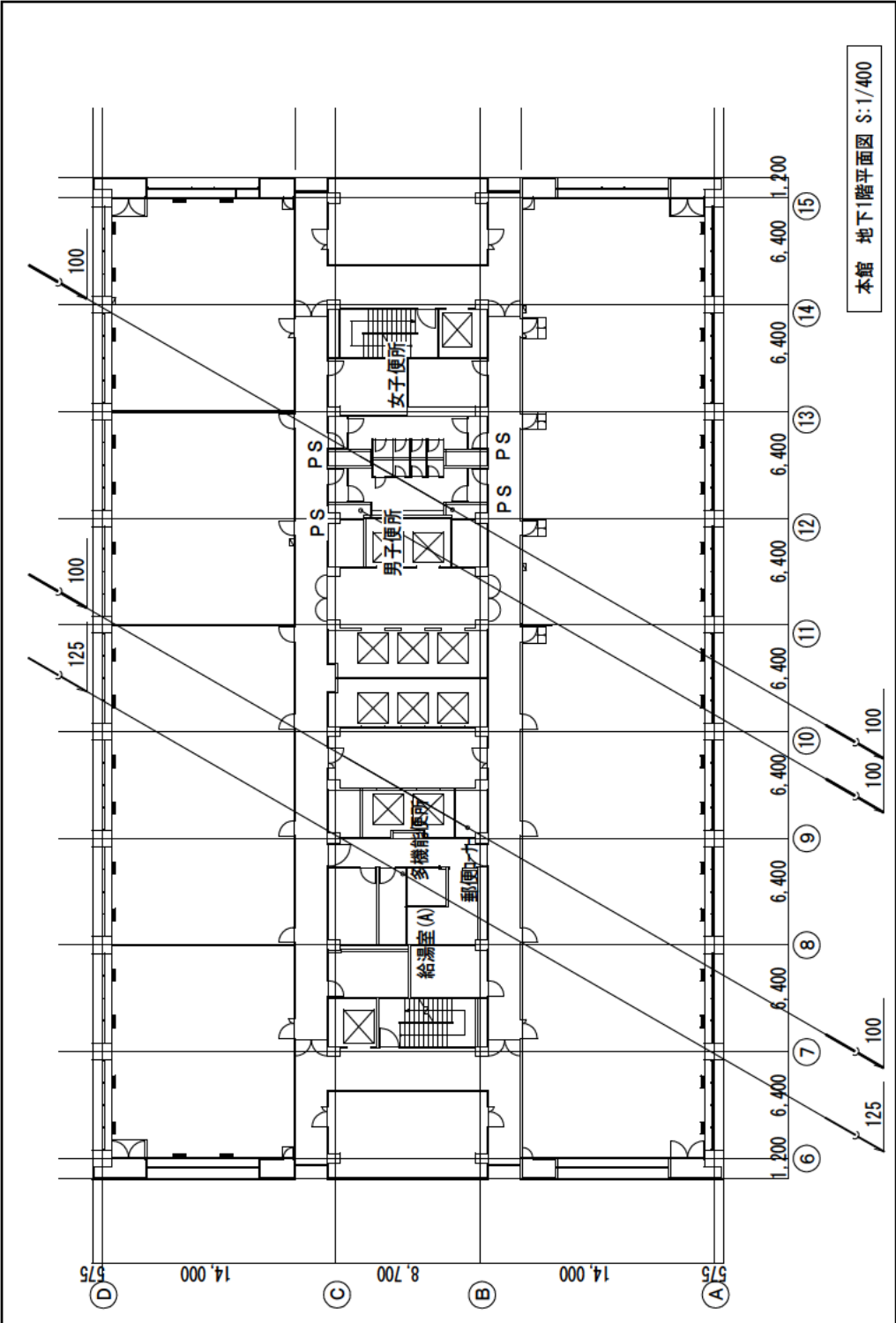
配管種類(本館、別館共)
 エニット内配管：VP管
 その他配管：排水用ライニング鋼管、鑄鉄管

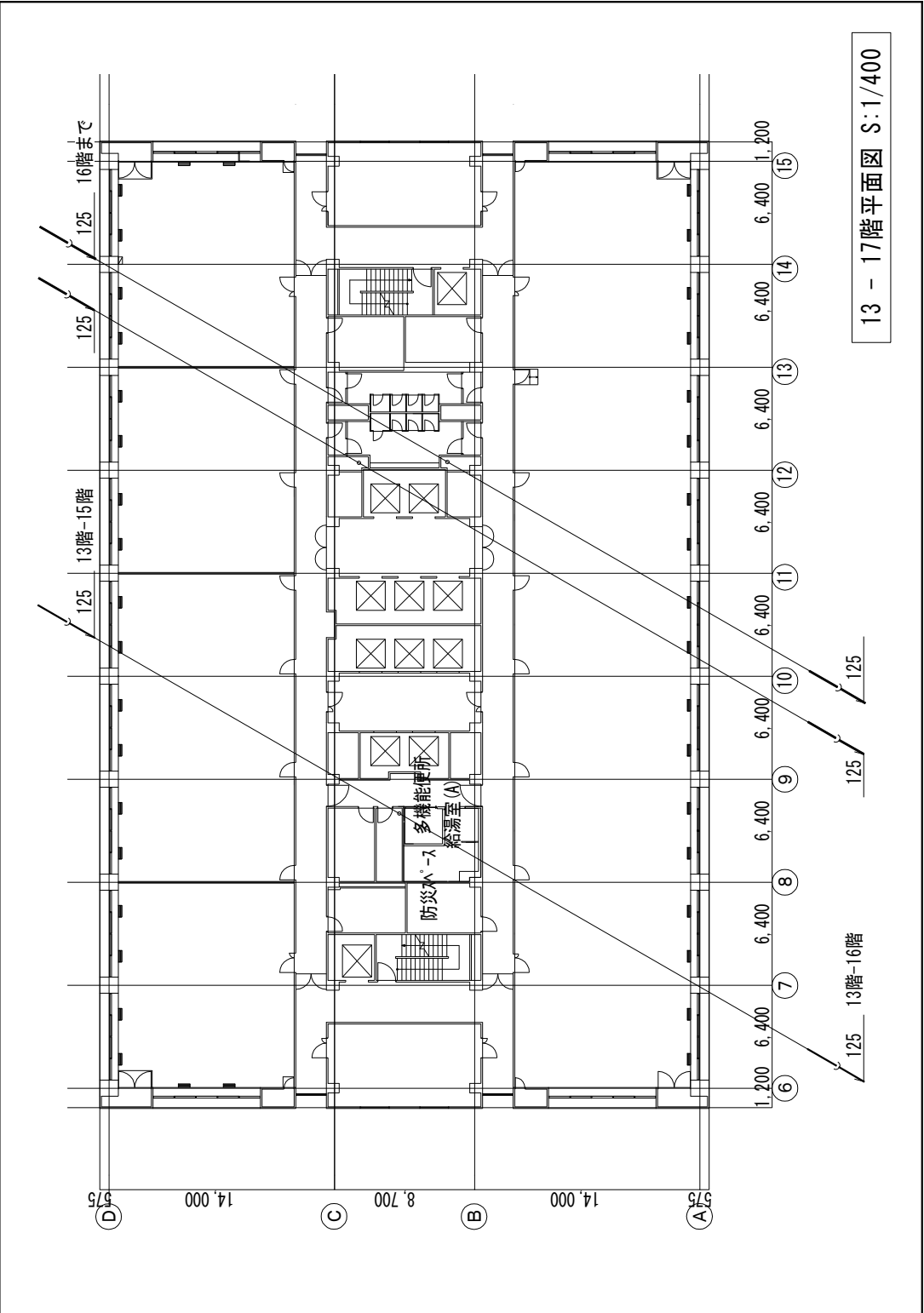
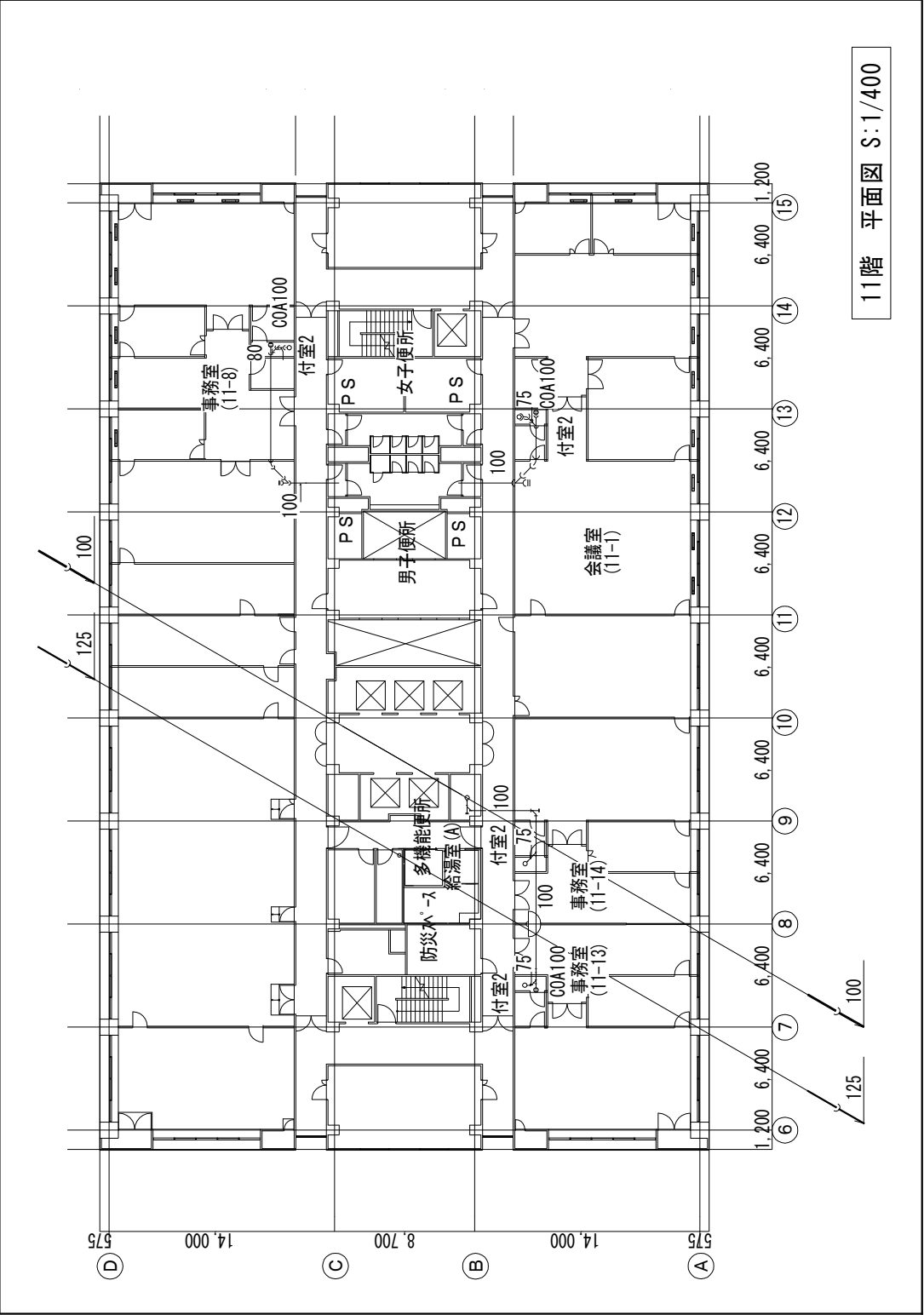
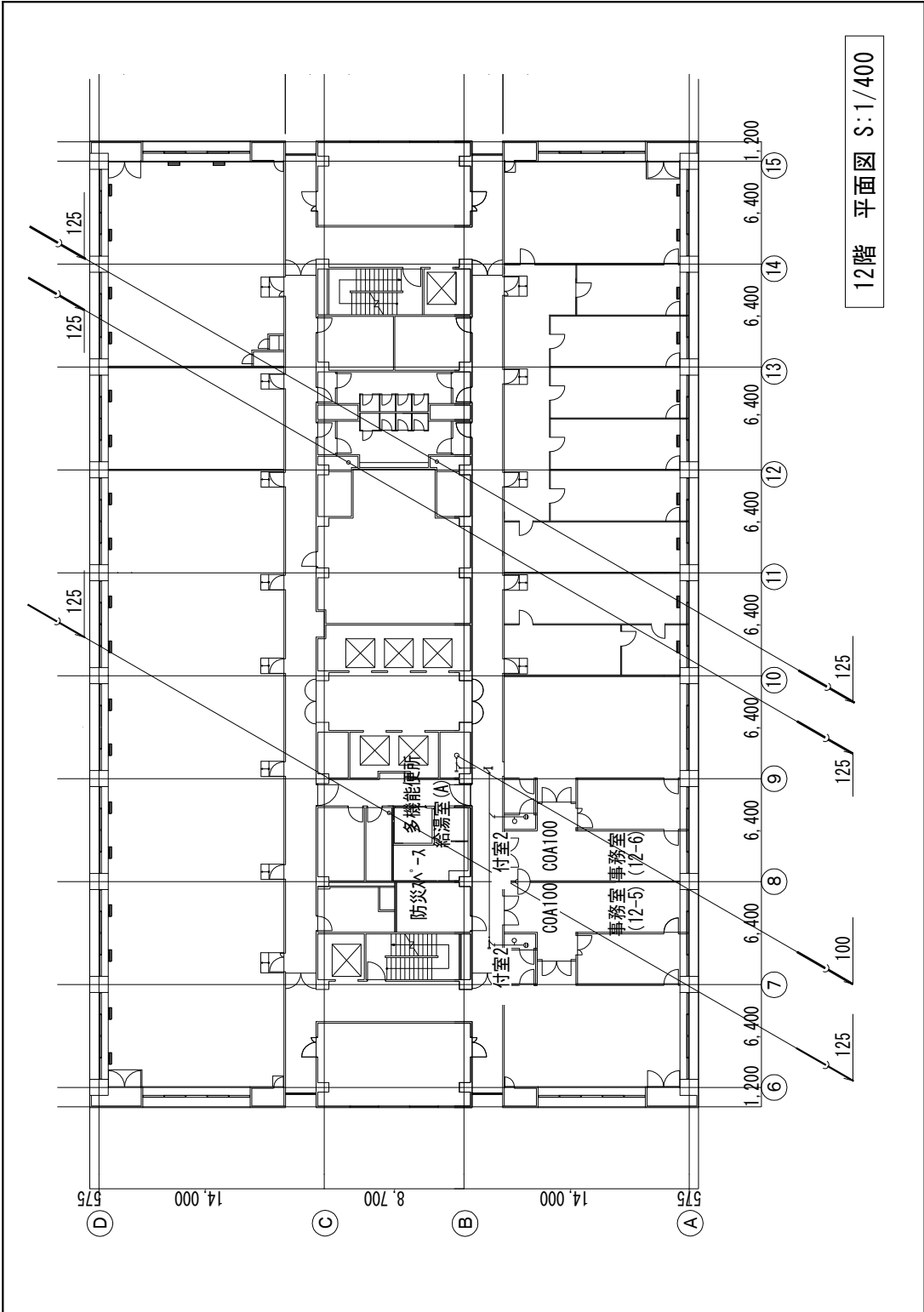
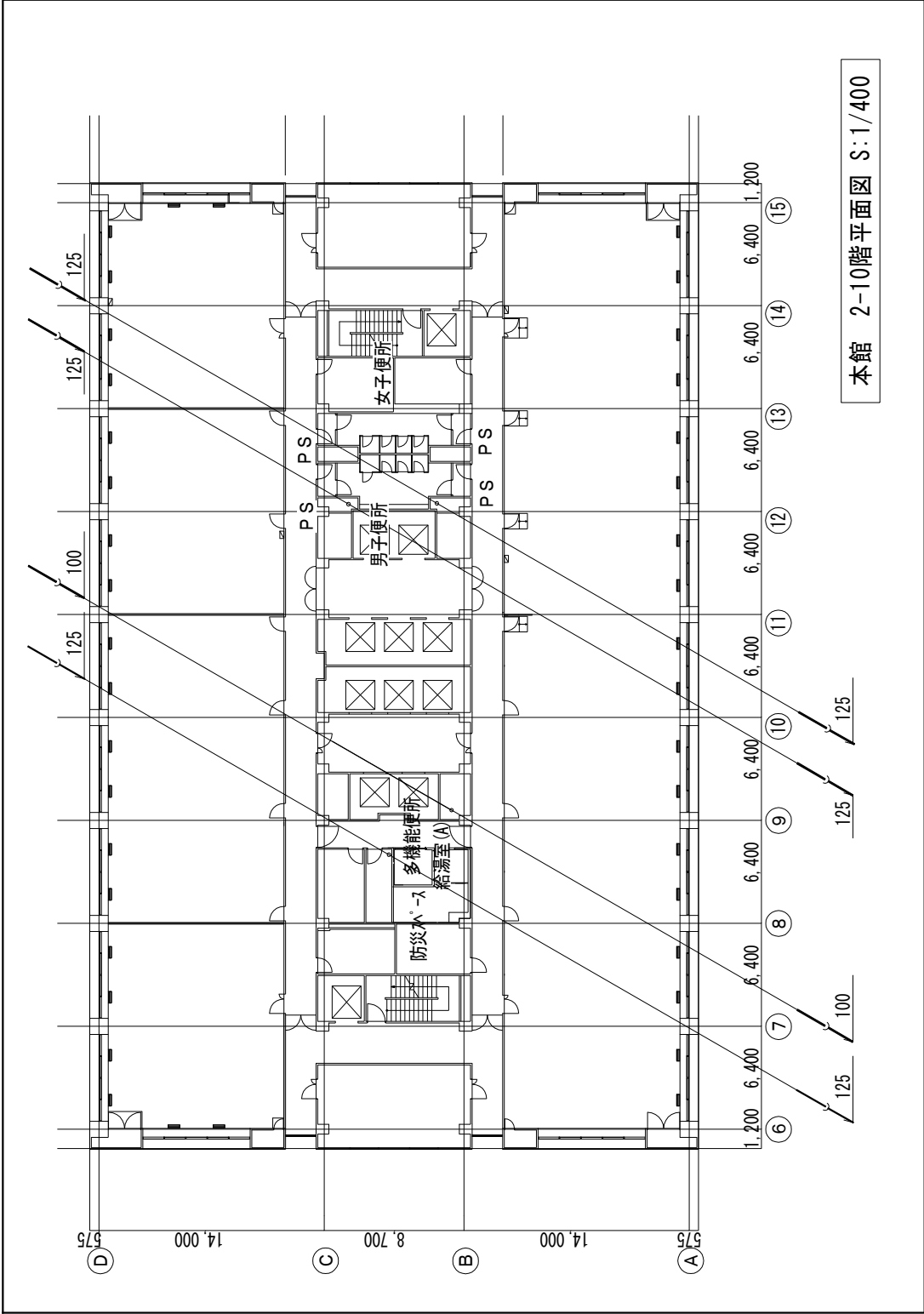
凡例:

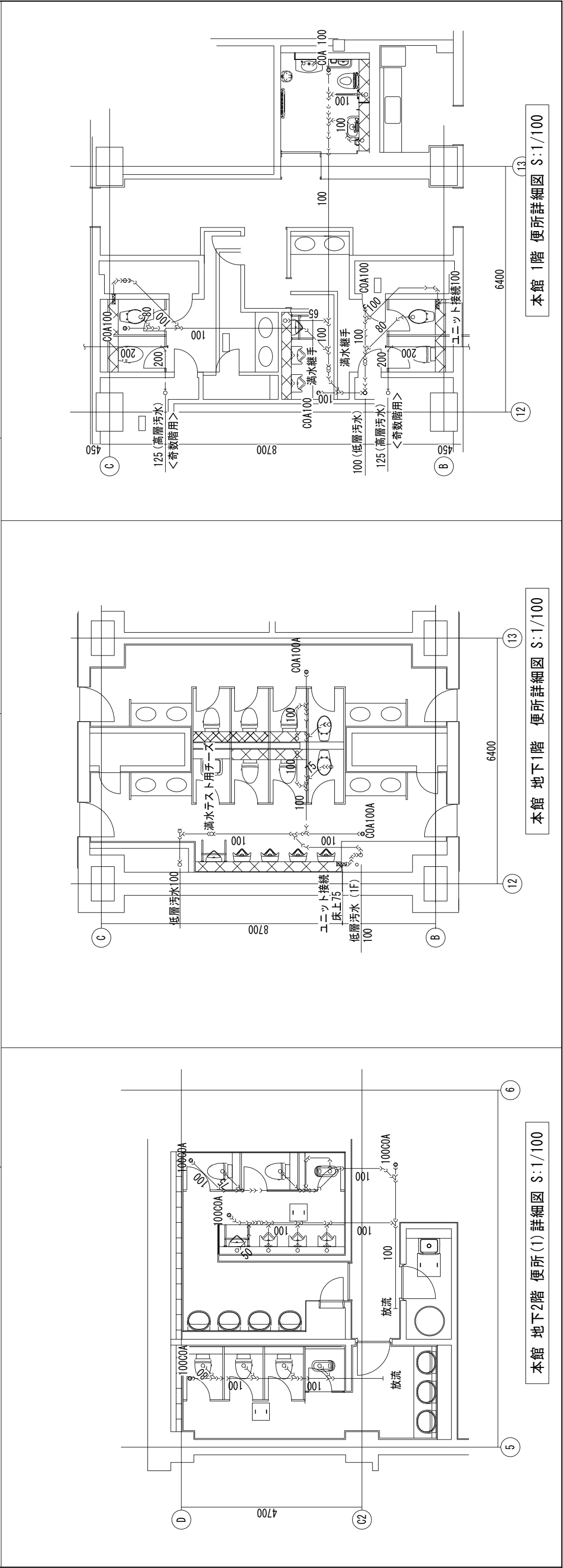
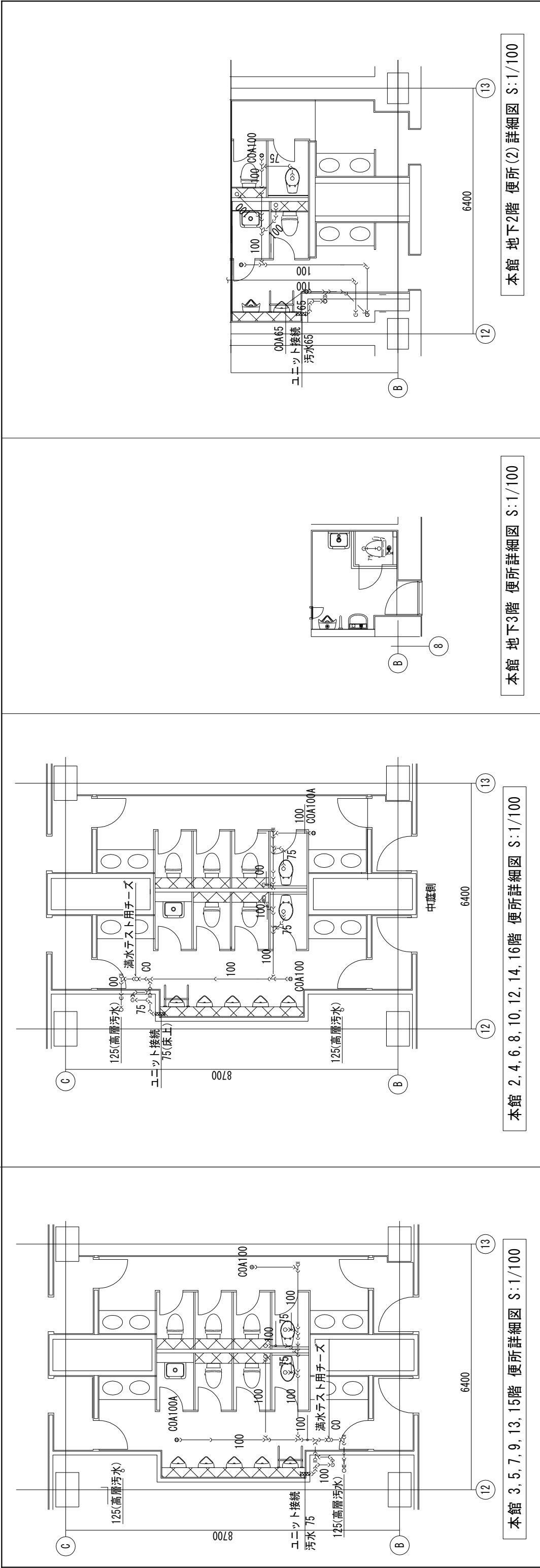
図の配管は、設計図等を基に作成しているため、ルーートの詳細は省略されているものとする。

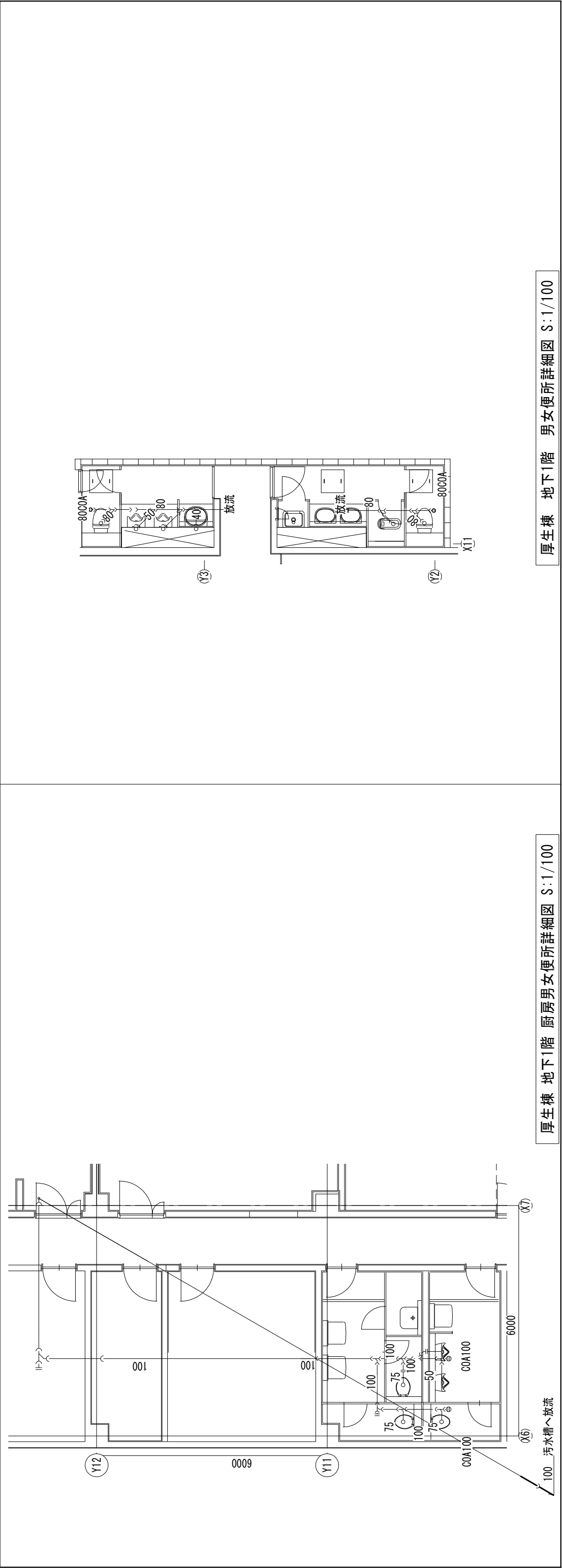
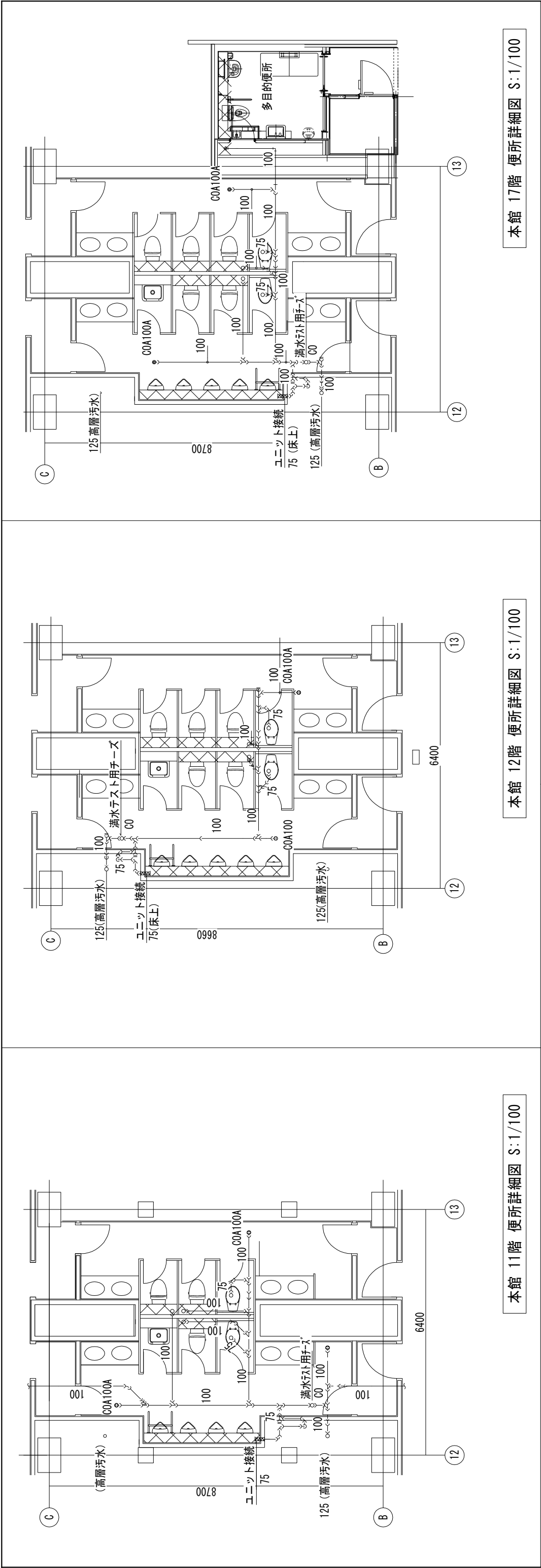
図の縮尺はA3用紙を基準としている。

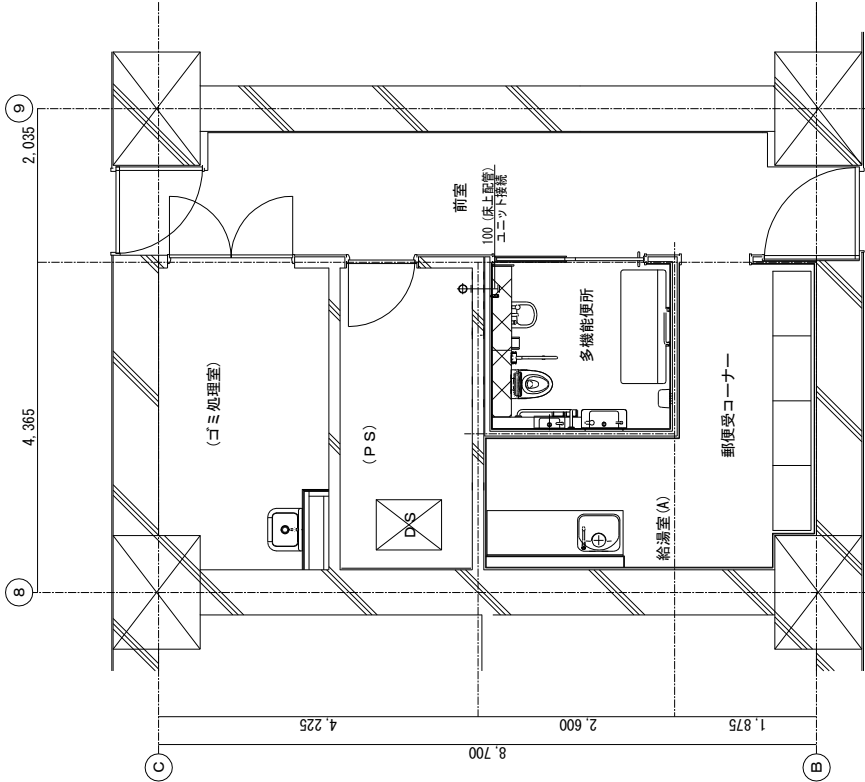
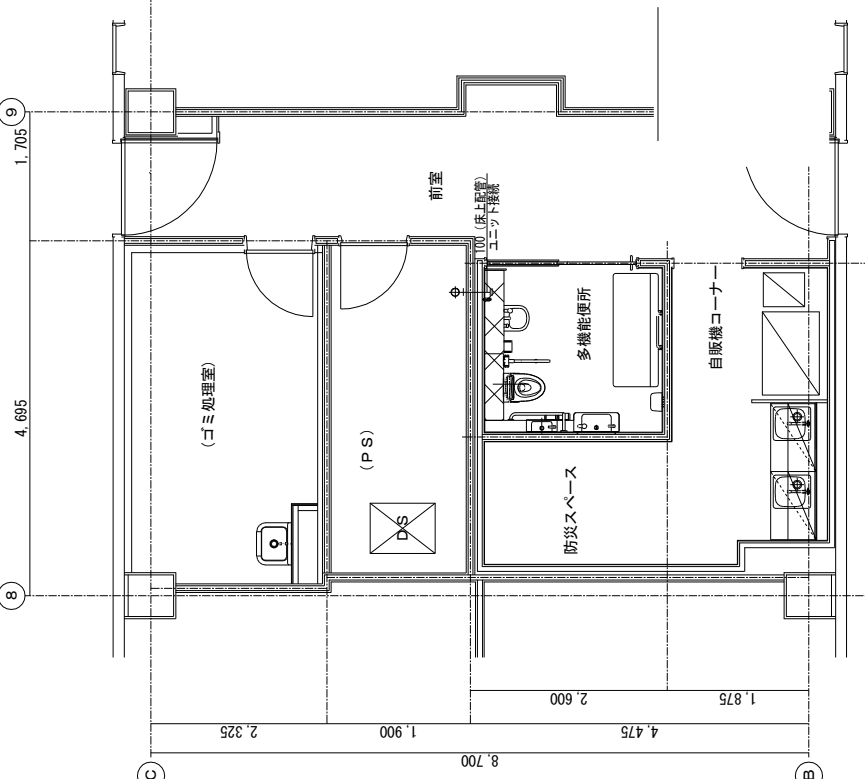
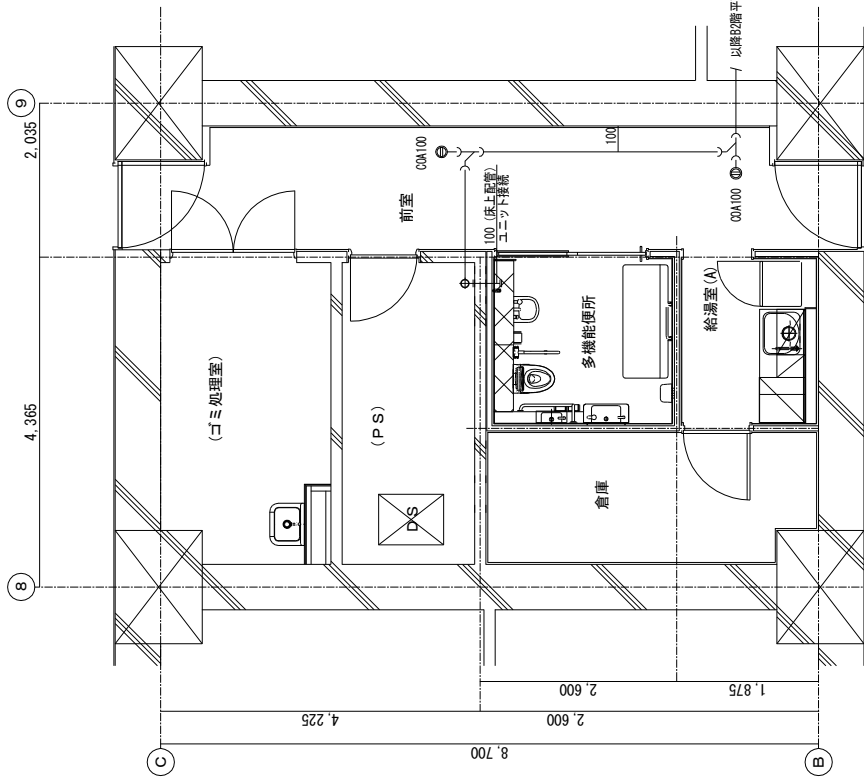
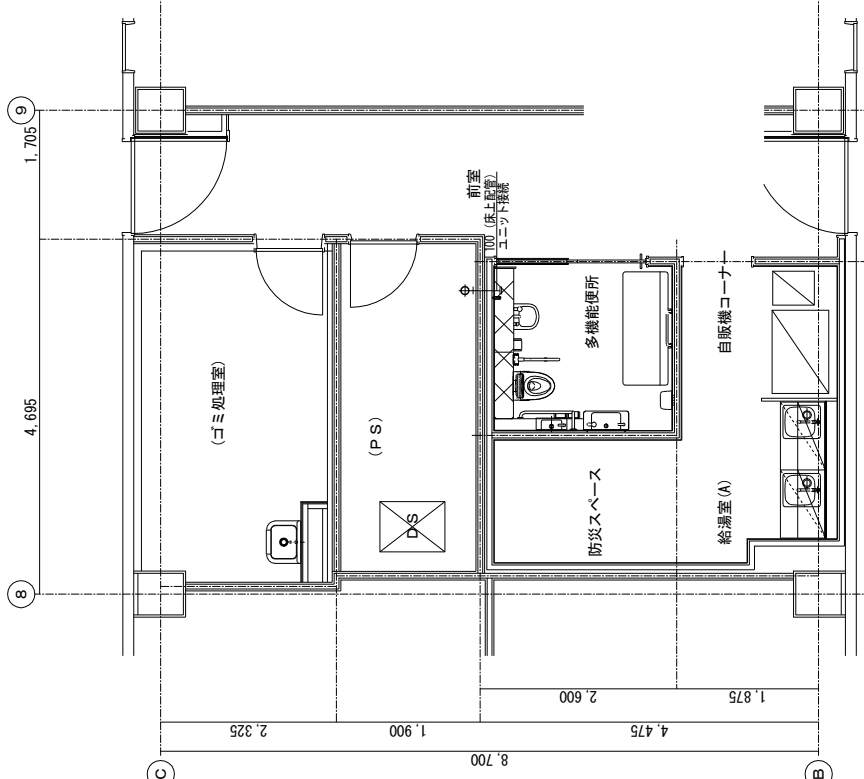
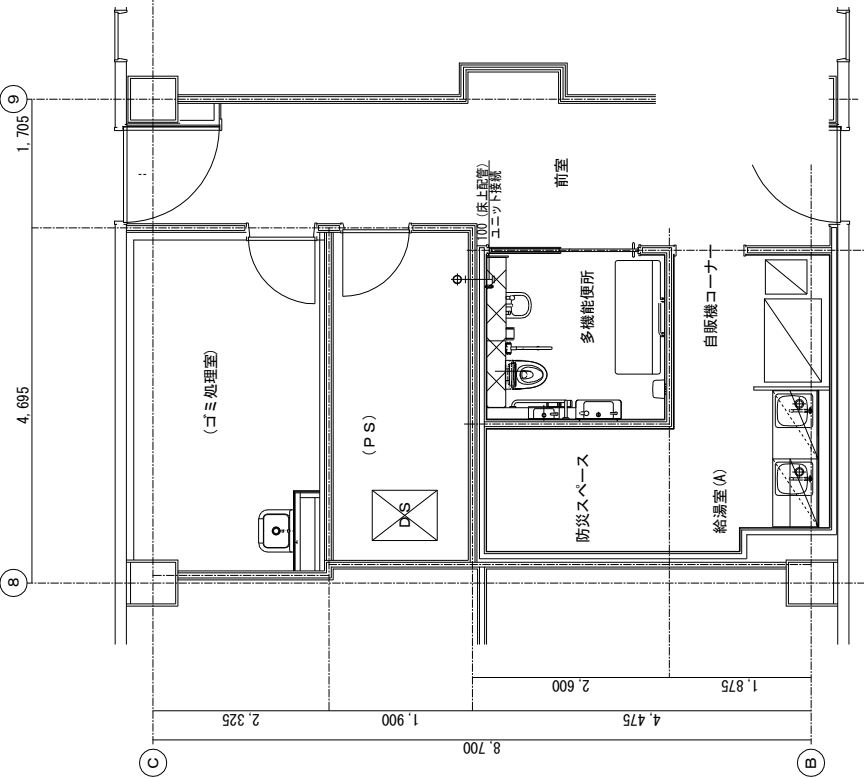










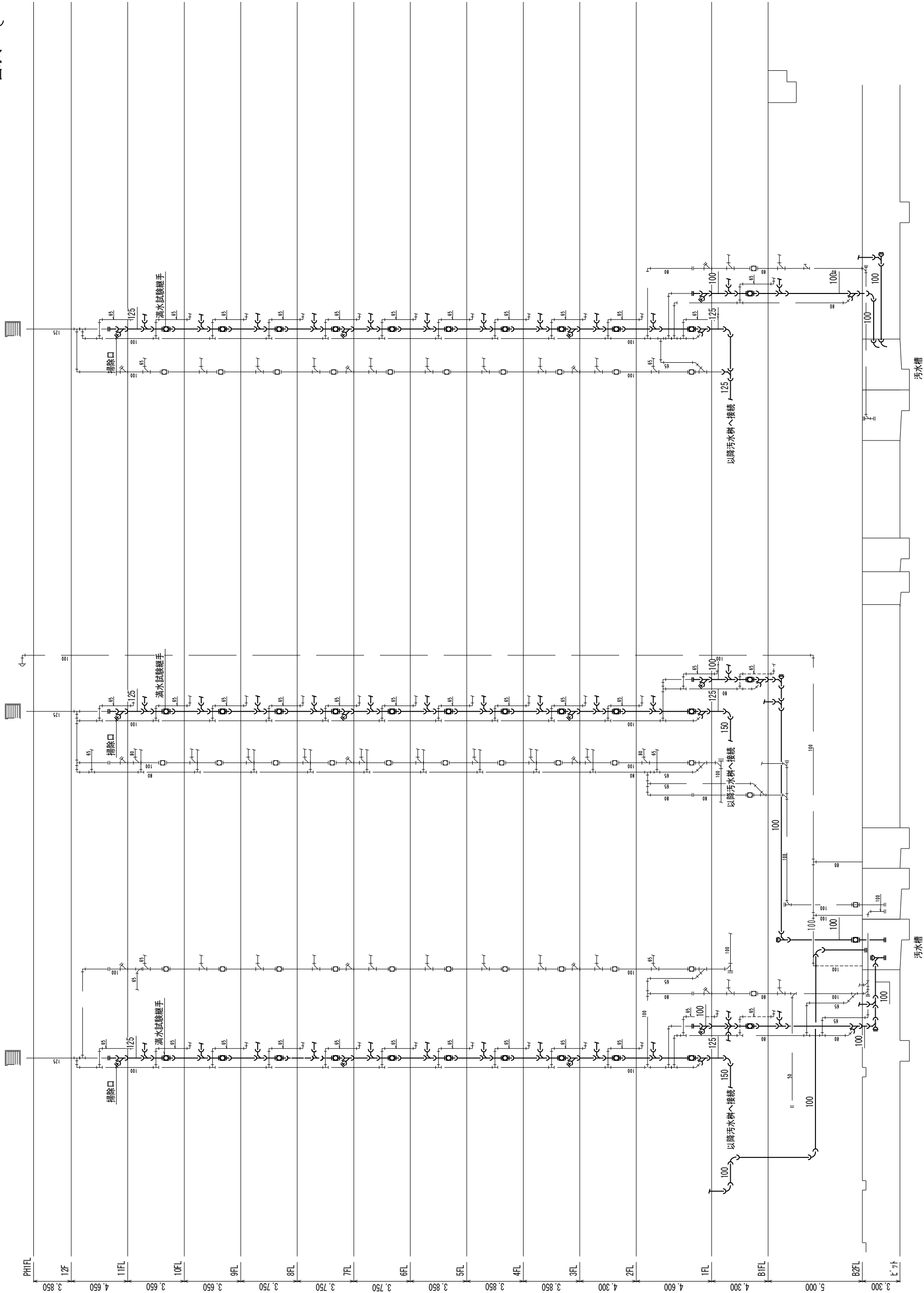
 本館 地下1階 多機能便所詳細図 S:1/100	 本館 2階～10階, 12階～16階多機能便所詳細図 S:1/100	 本館 地下2階 多機能便所詳細図 S:1/100
 本館 1階 多機能便所詳細図 S:1/100	 本館 11階 多機能便所詳細図 S:1/100	

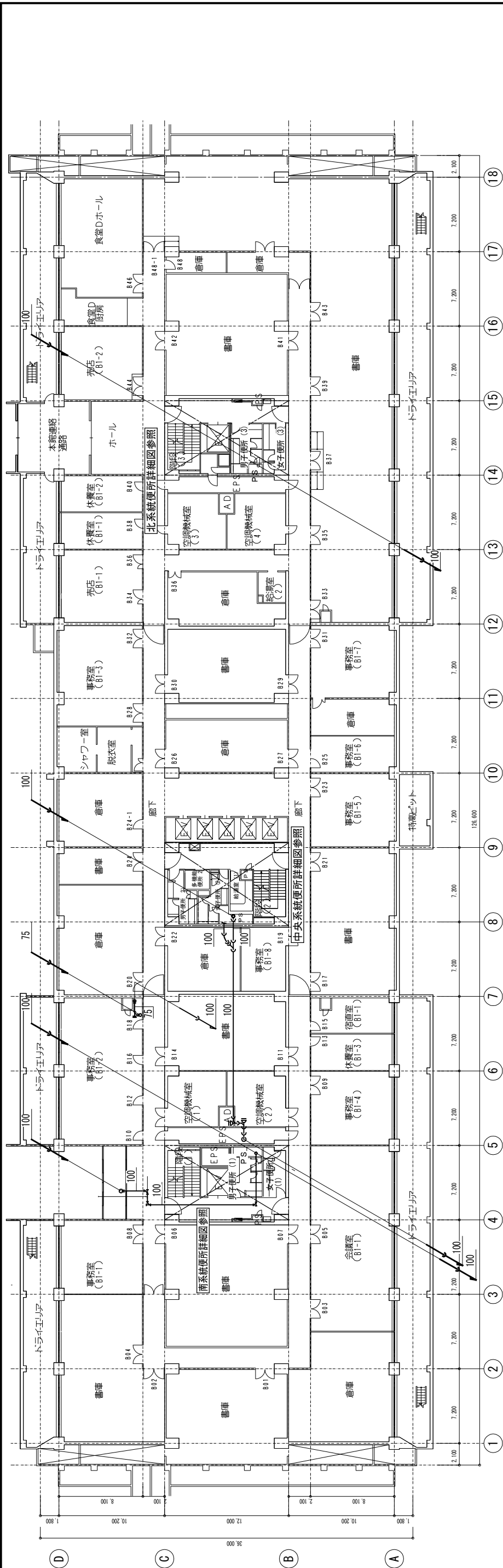
南系統便所排水

中央系統便所排水

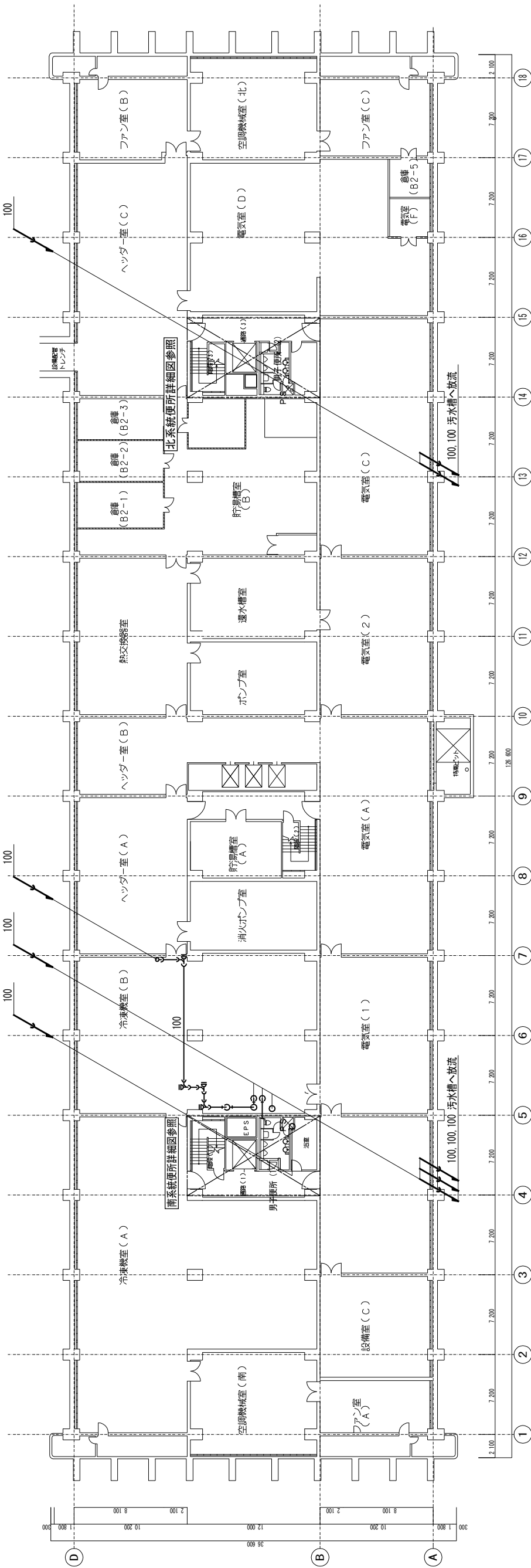
北系統便所排水

図示、――部が対象部分

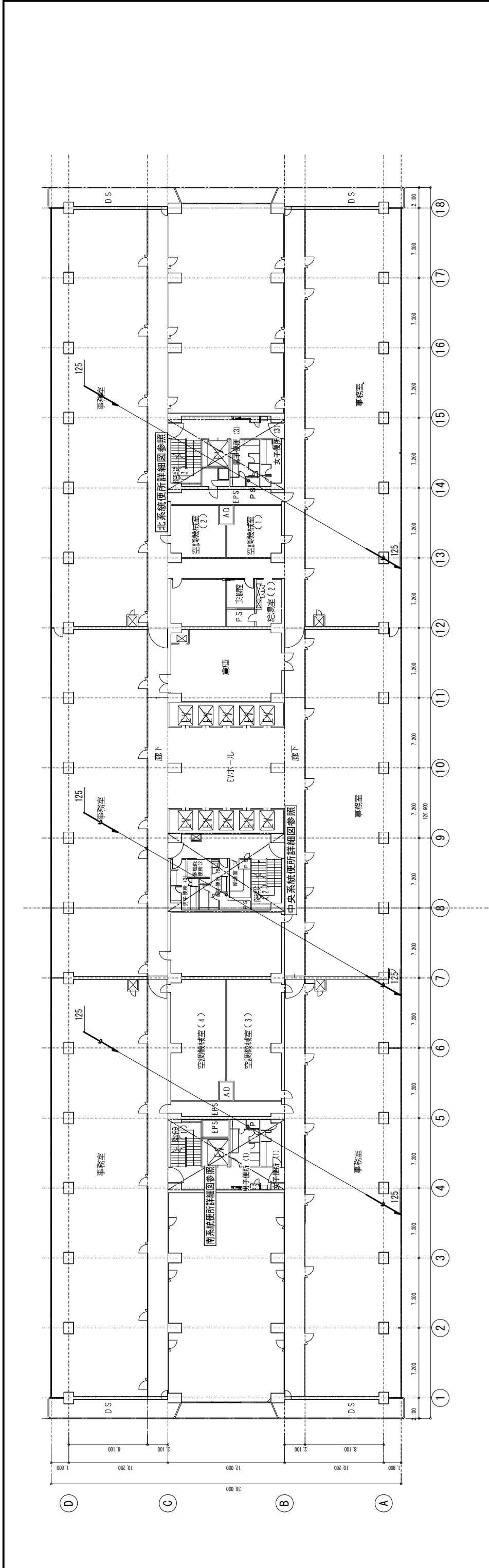




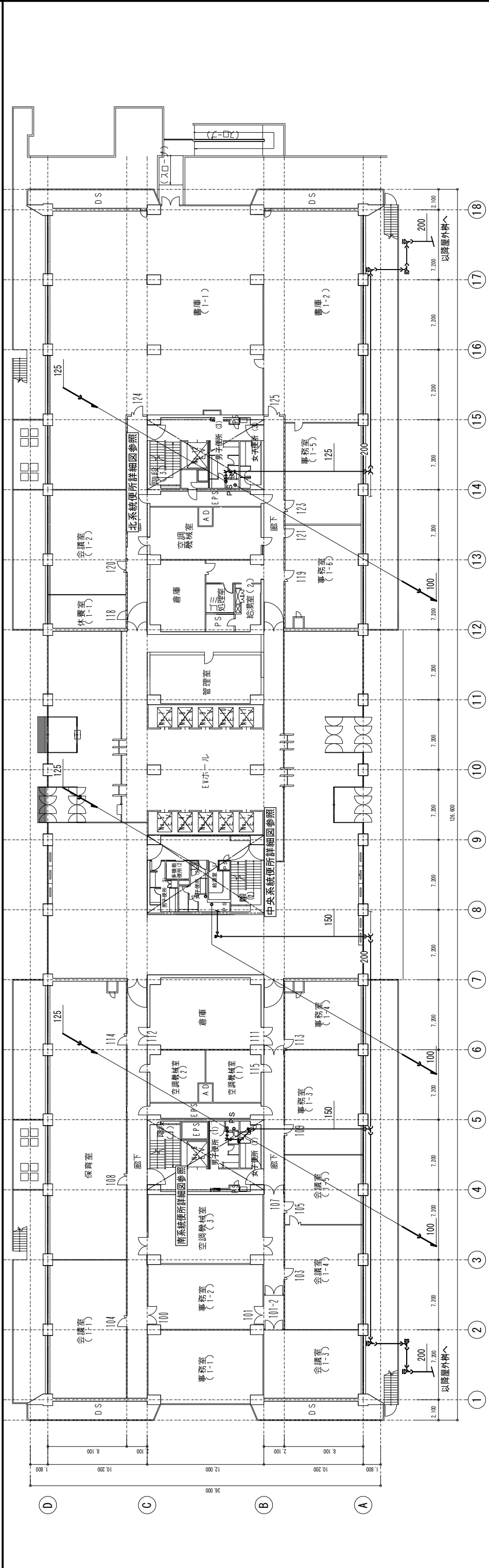
別館 地下1階平面図 S:1/400



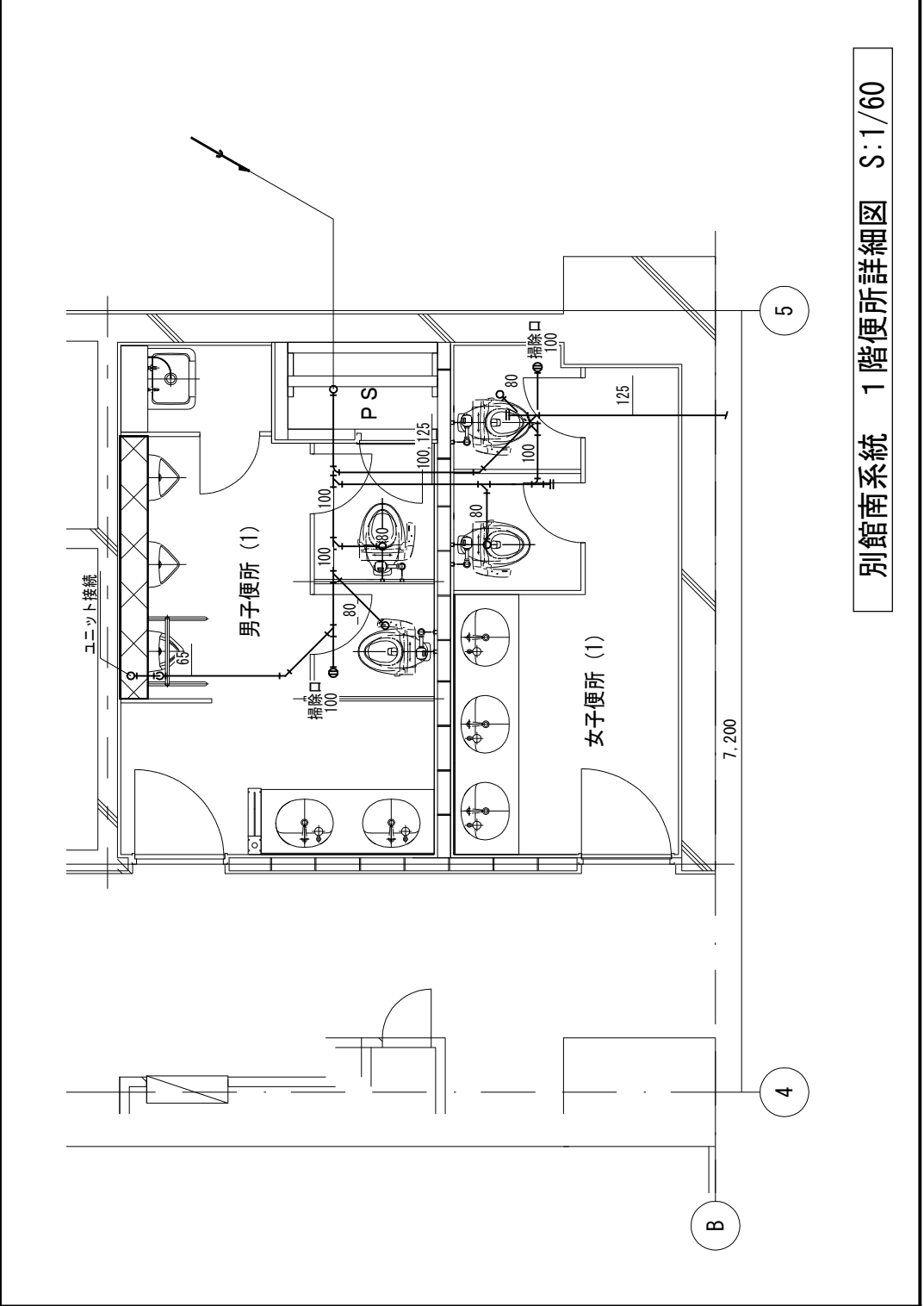
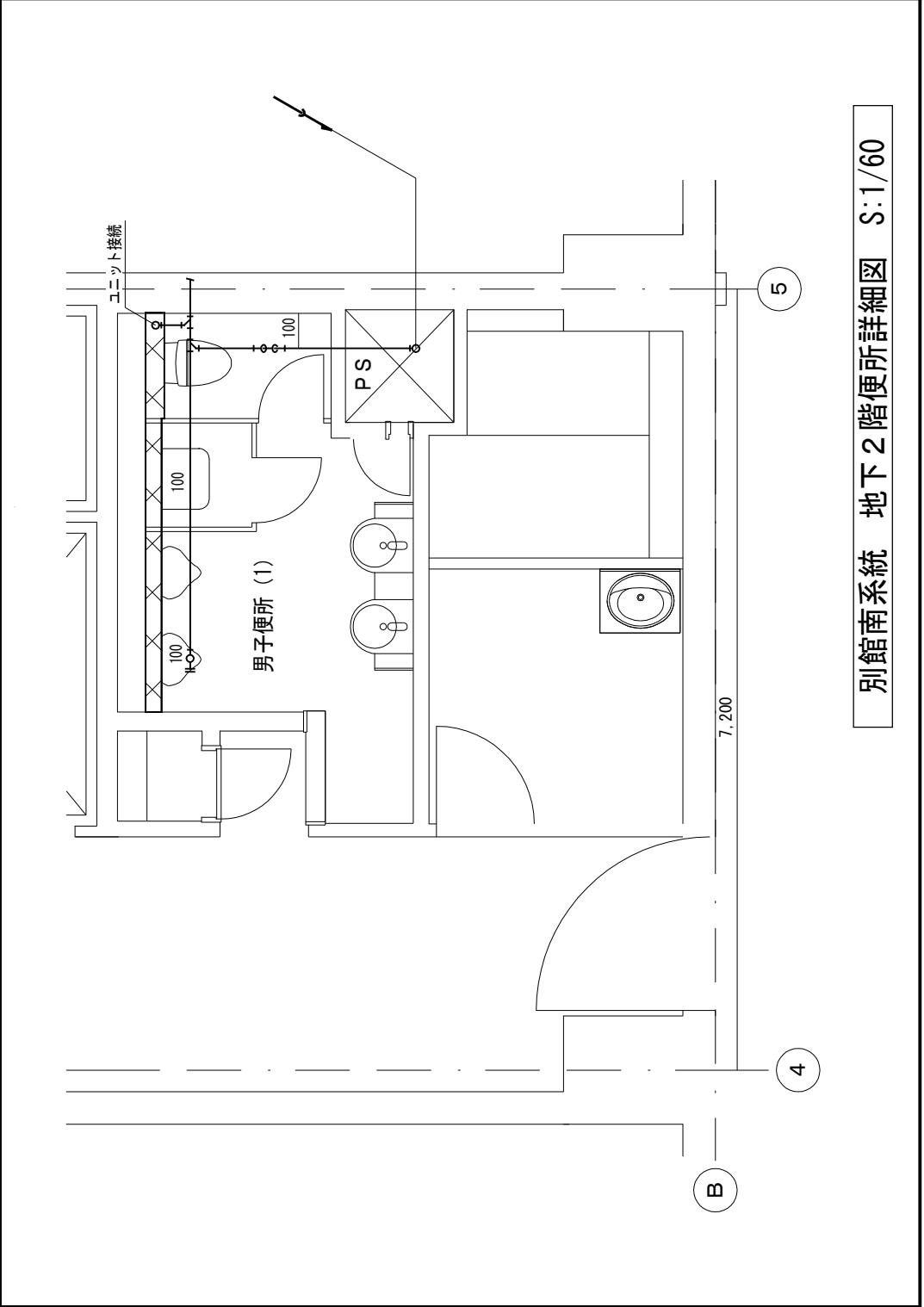
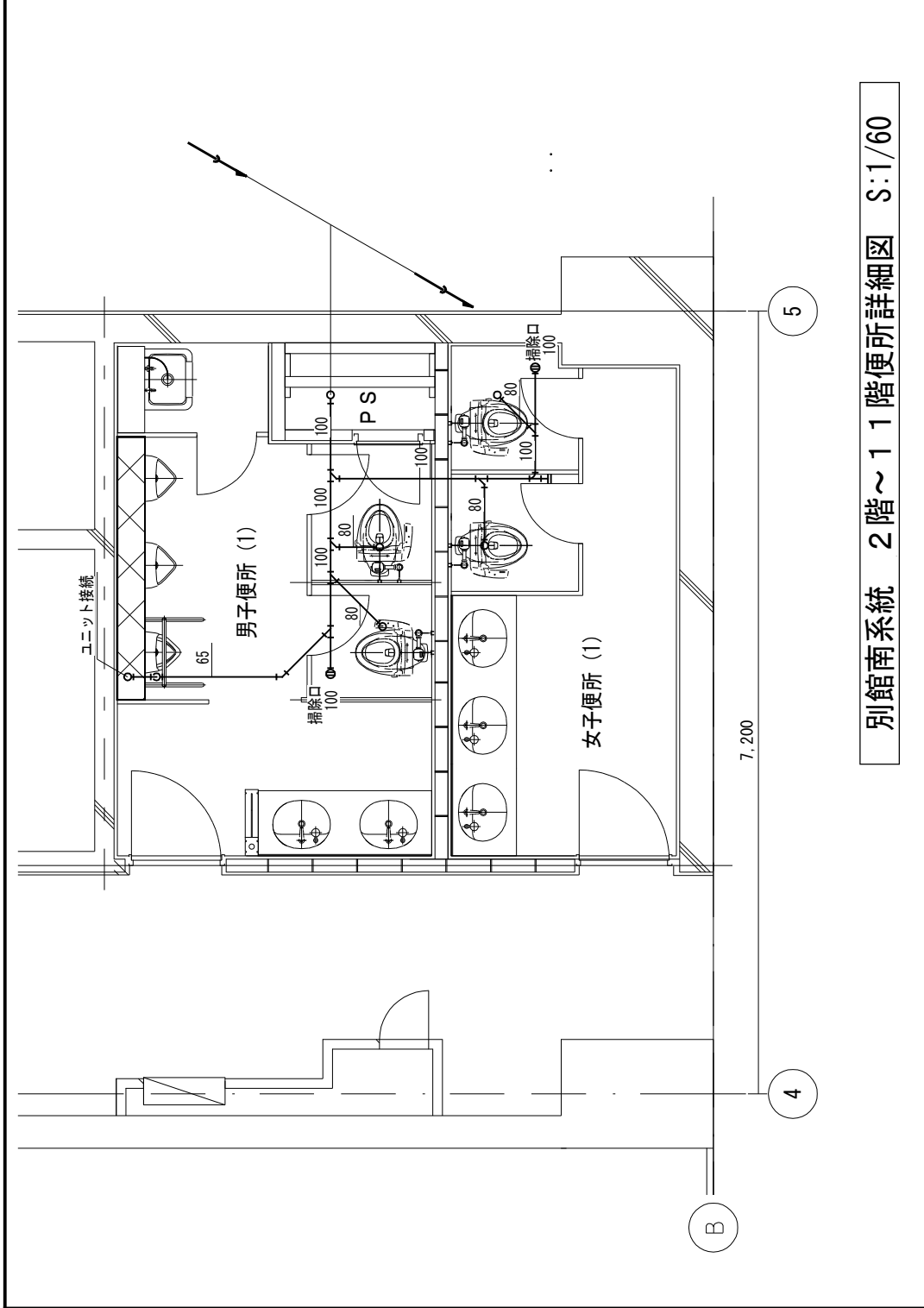
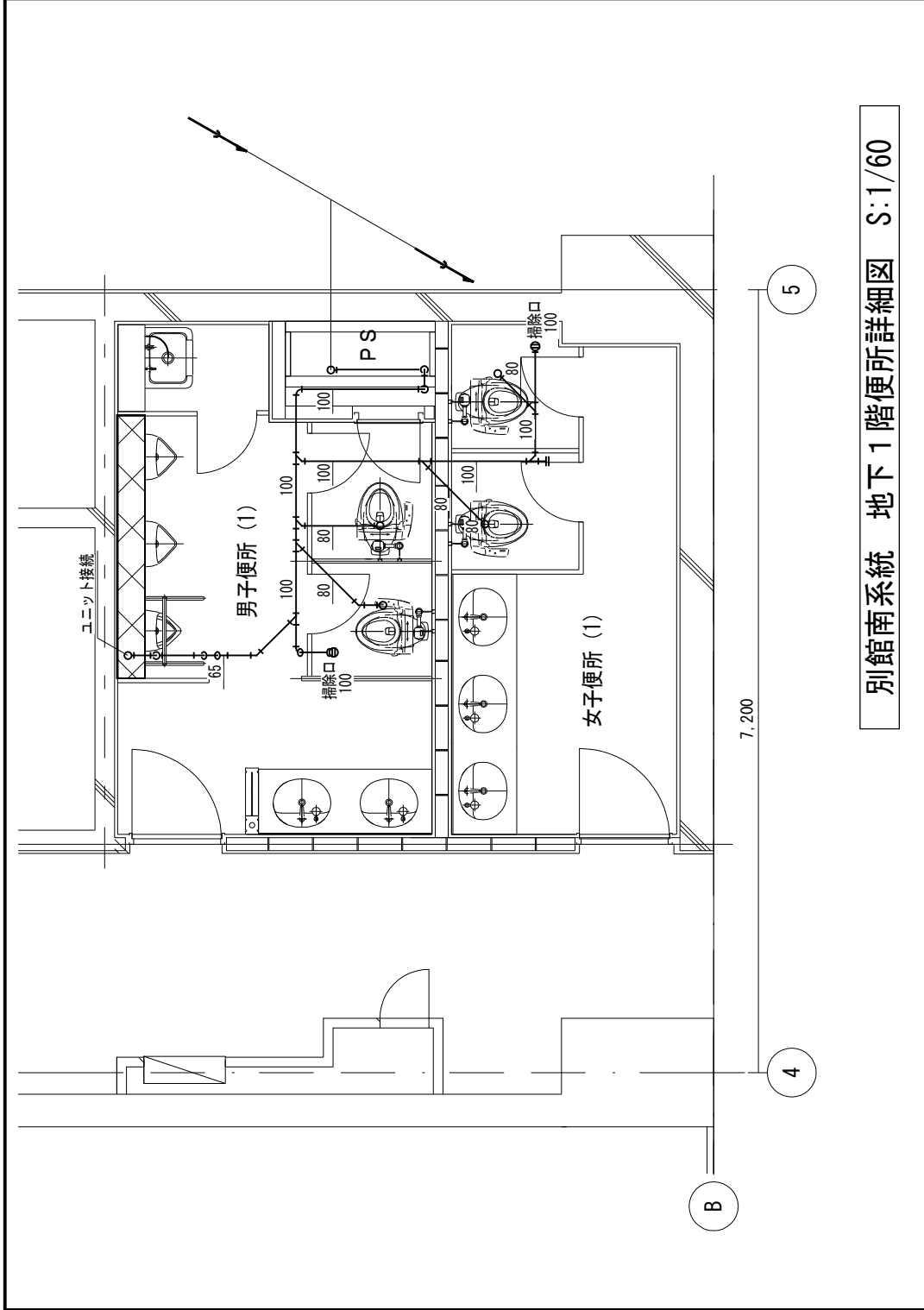
別館 地下2階平面図 S:1/400

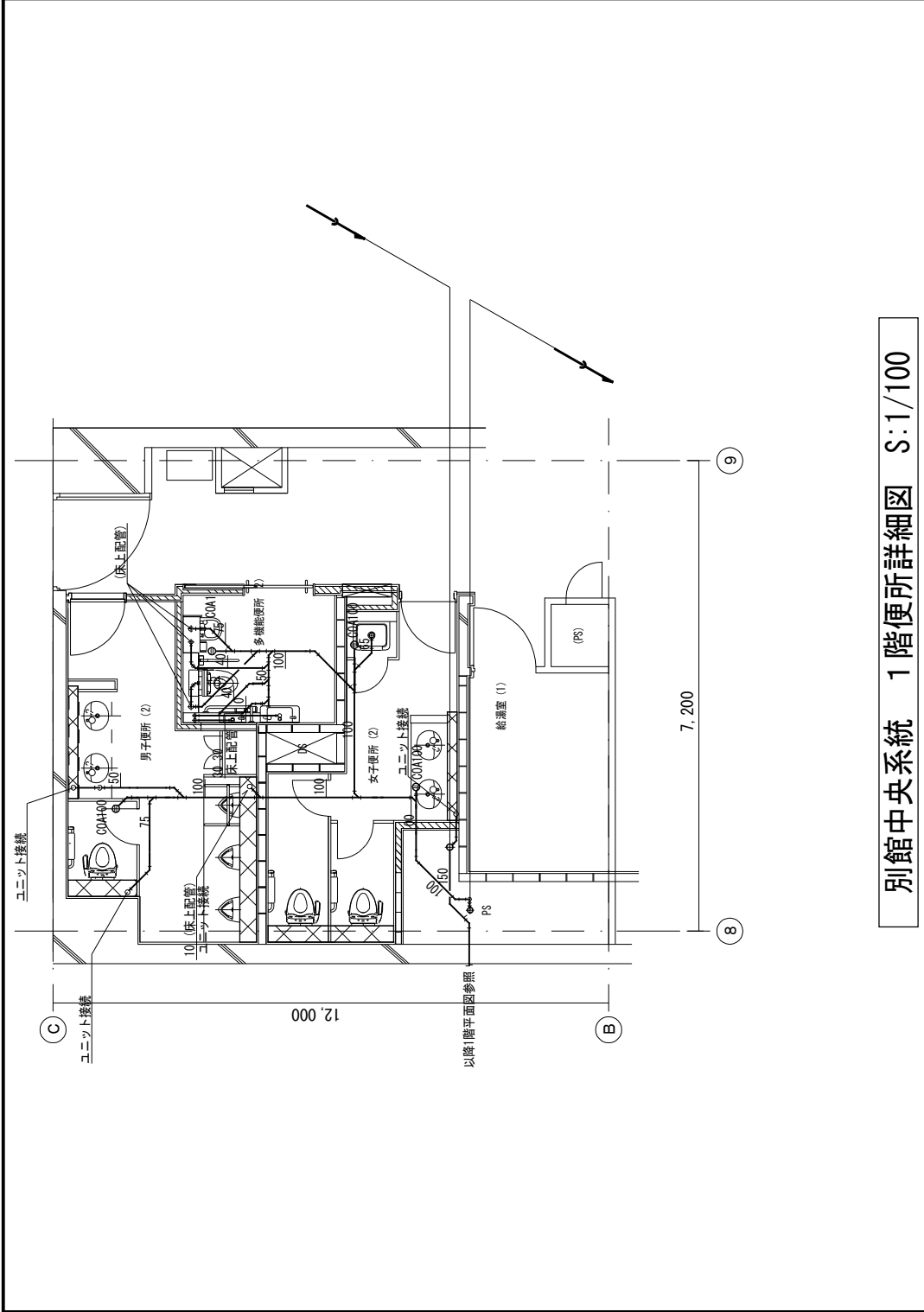


別館 2～1 1階平面図 S:1/400

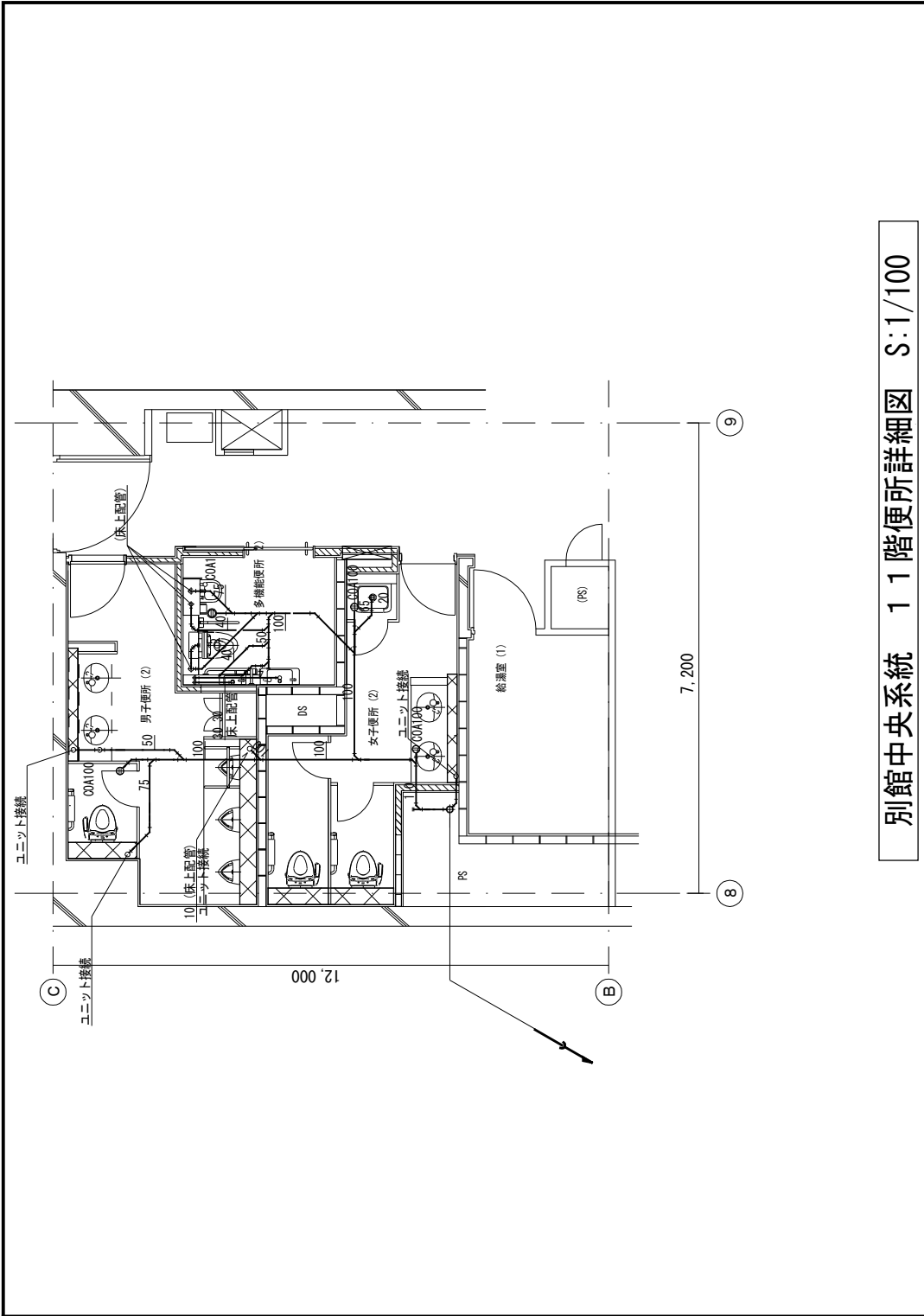


別館 1階平面図 S:1/400

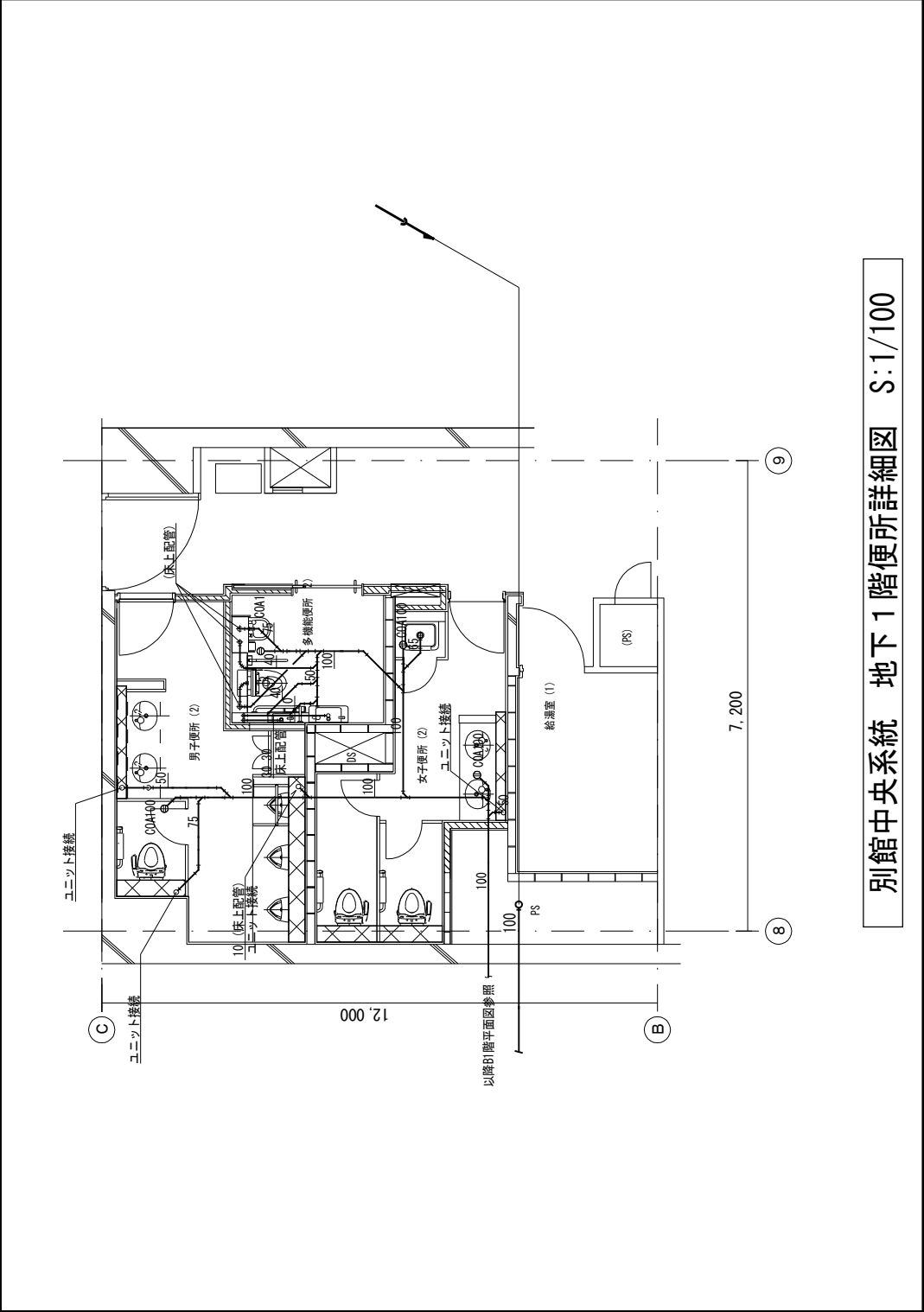




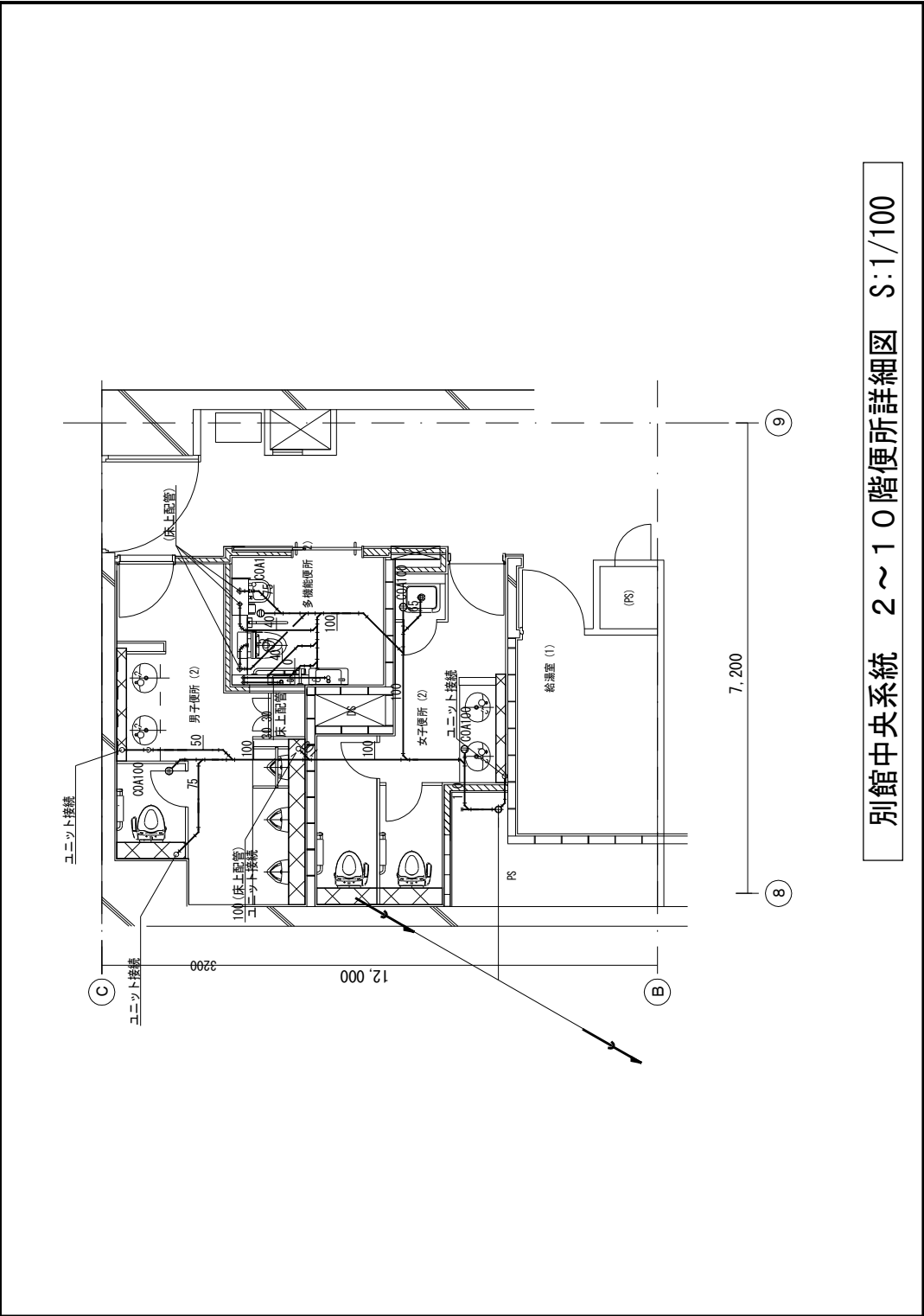
別館中央系統 1階便所詳細図 S:1/100



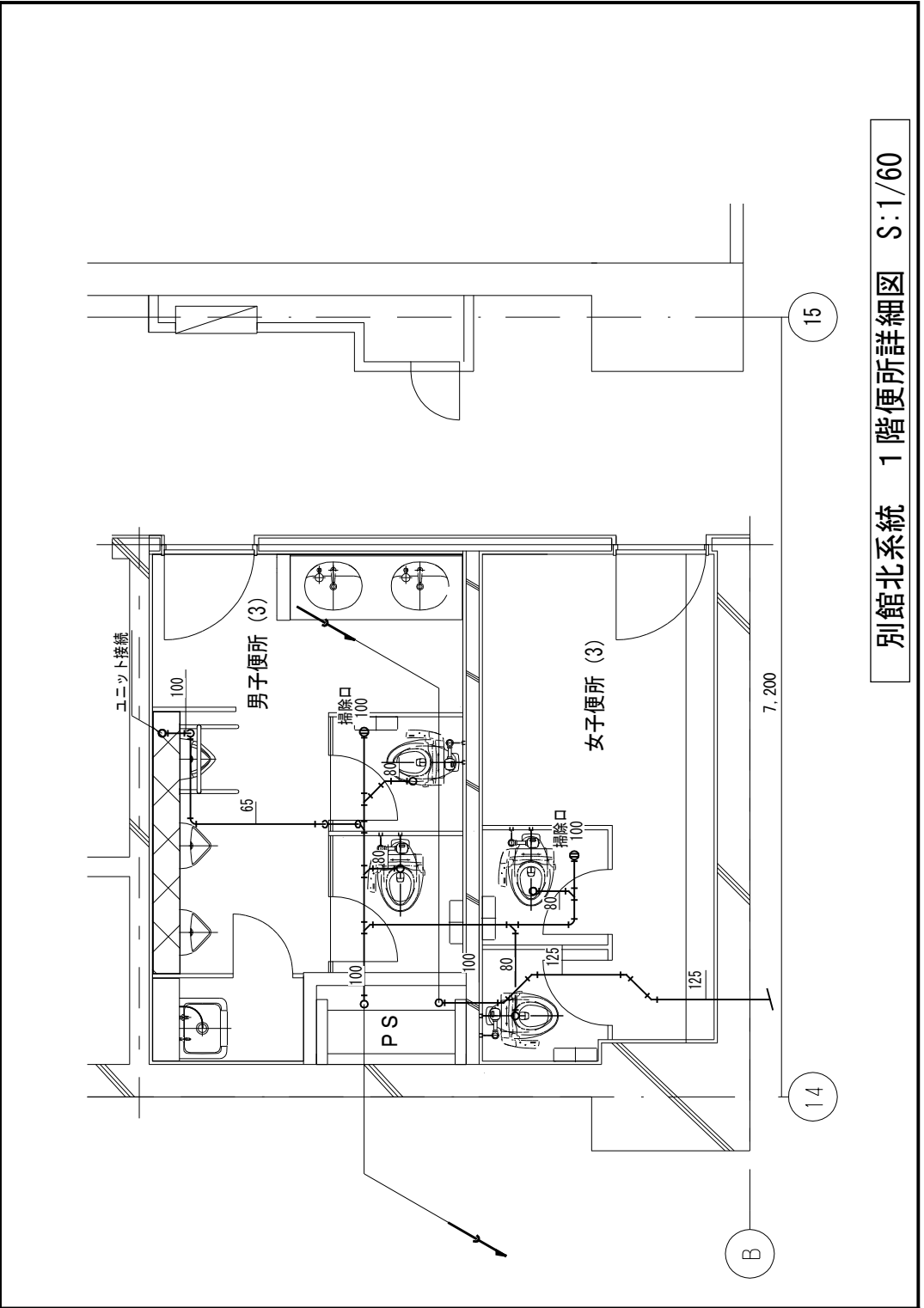
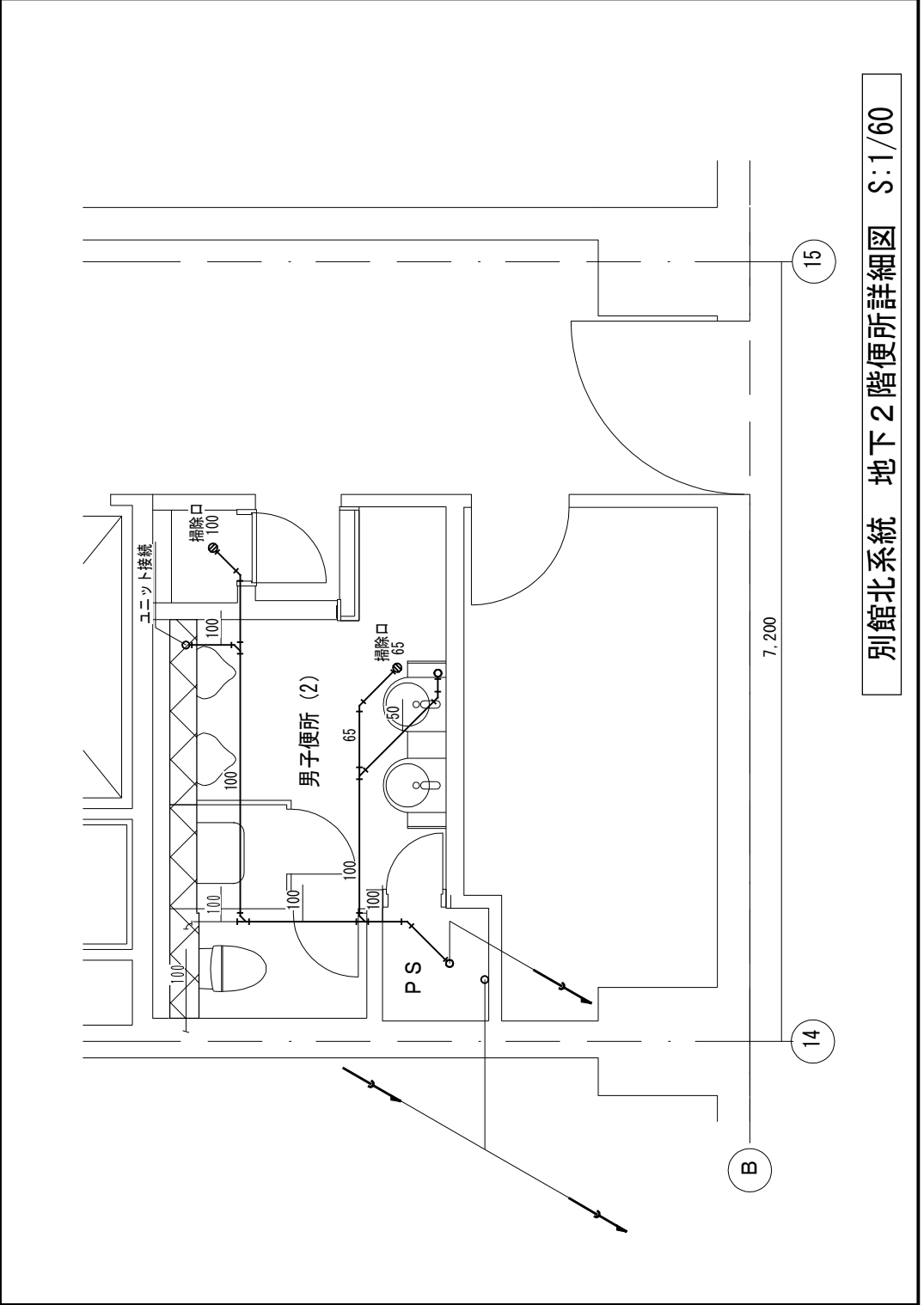
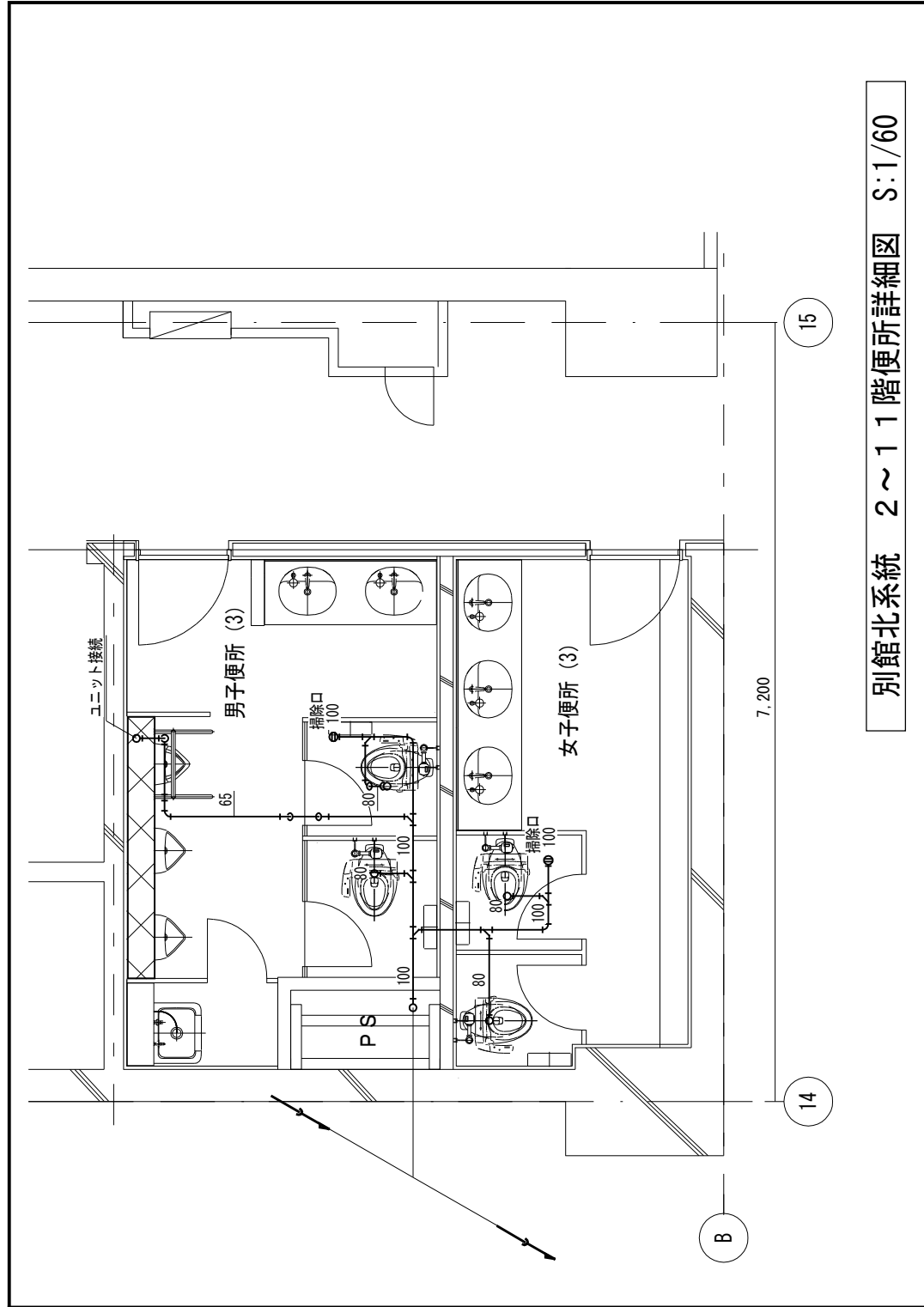
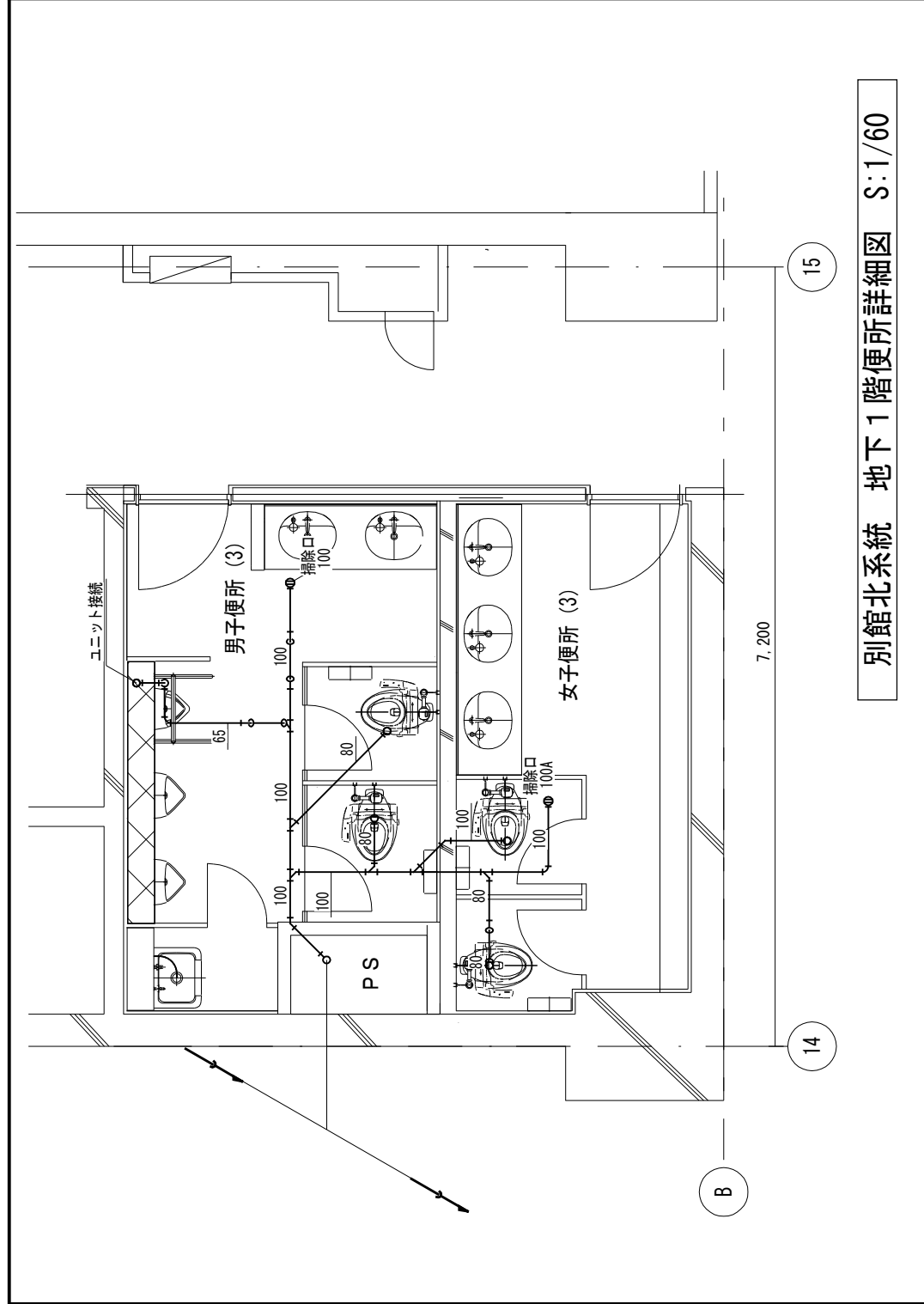
別館中央系統 11階便所詳細図 S:1/100

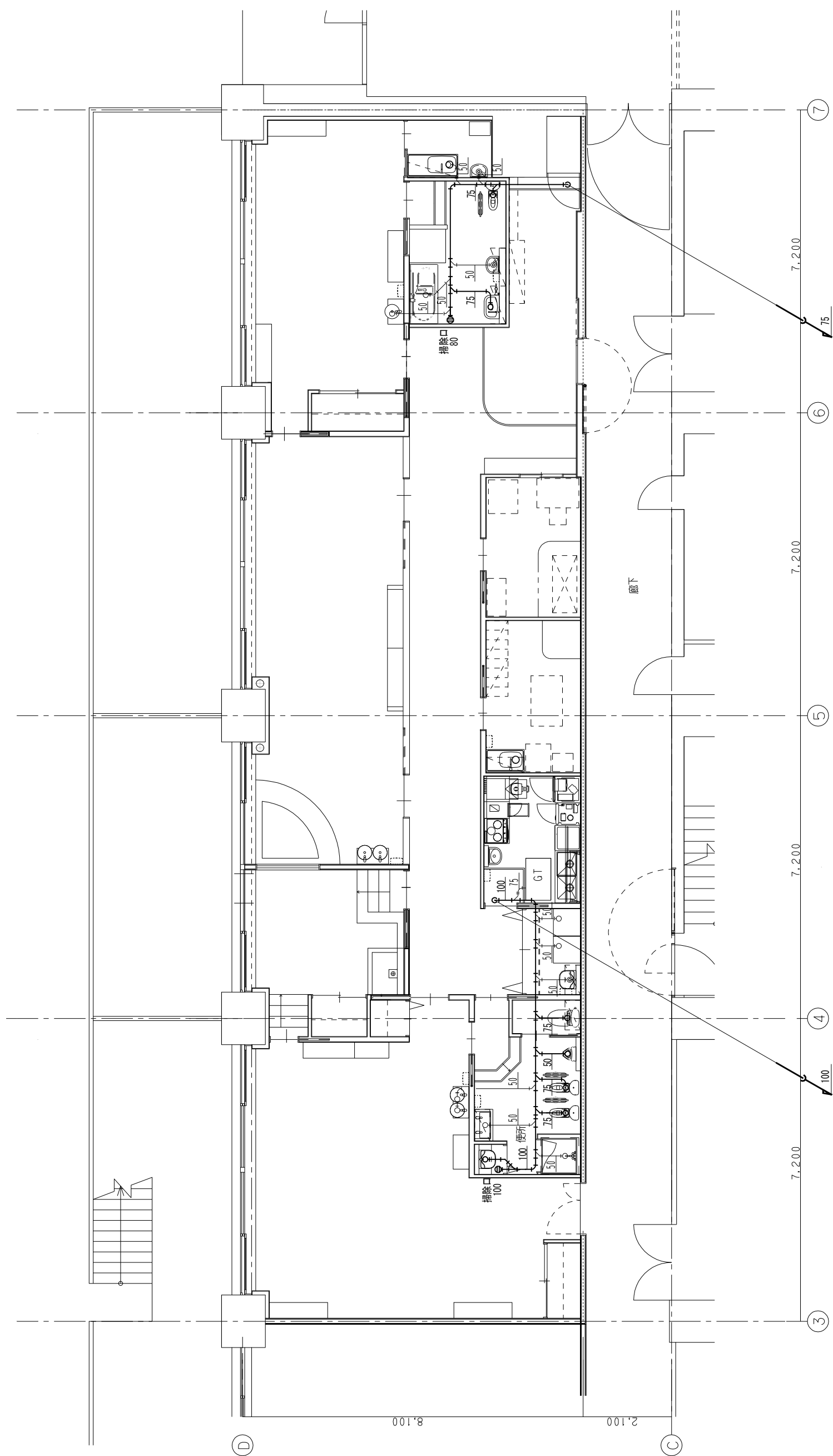


別館中央系統 地下1階便所詳細図 S:1/100



別館中央系統 2～10階便所詳細図 S:1/100





別館南系統 1階保育所詳細図 S:1/100